

# [ 居住サポート事業の 運営実施マニュアル ]

北九州市からの発信



特定非営利活動法人 北九州市障害者相談支援事業協会  
北九州市障害者地域生活支援センター

居住サポート事業の運営実施マニュアル

特定非営利活動法人 北九州市障害者相談支援事業協会

北九州市障害者地域生活支援センター

# はじめに

平成7年12月に国から示された「障害者プラン」では「障害程度に関わらない地域生活の推進」が大きな柱の一つとして示され、以後全国各地で様々な実践が試行されてきました。

しかし実態としては、障害のある人の多くが、親元から自立して暮らそうと思っても実際にどこまで家事ができるのか、就労して生活費は稼いでいけるのか、地域の人たちと上手くやっていけるのかなどの課題を示されて、本人、関係者は地域で暮らしたいといった、その芽をなかなか育ませることができませんでした。

また、長期に入院を余儀なくされている人たちは時を重ねていくに連れて、社会と隔絶されたルールで生きていくことを当たり前のように受け止めてきました。そして、いつの頃からか公共施設、公共交通機関の利用はもとより、コンビニエンスストアやスーパーマーケットでのちょっとした買い物、食事作り、金融機関の利用でさえ、まるで現代に生きる浦島太郎のようにカルチャーショックで自信を持たずに、更に退院を躊躇させてしまう人達は決して少くはありません。

また、本人に関わる周囲の関係者や当事者の熱心、かつ粘り強い働きかけを受けてやっと「地域で暮らしてみようか」と決心をしても既に高齢となった両親や関わりを避けたい兄弟や親族は身元引き受け、アパートの保証人を拒むことになってしまい、やはりこのまま自分は入院を続けていくことが良いんだと言い聞かせながら病院で暮らしている人も多いのが現状です。国の調査では一定の支援があれば、精神科病院を退院して地域で生活できる人が72,000人いると言われています。

施設で暮らしている人たちも同様に平成元年にグループホーム制度はできたものの依然として、入所施設からの年間の退所率は1%を長期に割り切ったままです。その理由も就労や地域移行が主ではなく、入院や高齢となった家族の元に戻るといったことが実状です。

そんな中、障害者自立支援法では新たに「居住サポート事業」が新たな事業として示されました。

前述したような環境下にある人たちは入居したい物件があっても保証人不在で実現までに至らなかったり、地域で暮らし始めるための準備はもとより、実際に暮らし始めた後の様々な援助や精神的な支えをこれまでは福祉関係者や医療関係者の個々の努力で進めてきたと言っても過言ではありません。

「居住サポート事業」の役割は市町村が実施する相談支援事業をベースとして、福祉・医療関係者の協力はもちろんのこと、これまではなかった不動産業者や公的保証人制度を提供する事業者、家主、地域住民の協力を得ながら当事者が安心して地域で暮らしていけるようにバックアップすることにあります。

しかし、実際には「居住サポート事業」そのものの役割や他事業との関連をどのように進めていけばよいかかわからないといったこともあり、今回は、北九州市での実践を特に精神科領域での取り組みを中心としてマニュアルの作成を進めてまいりました。

内容的にはまだ試行段階で、どこまで各市町村の地域特性に応じた事業の設置、推進に役立てていただけるかは作成委員一同、不安は残るところですが、1人でも多くの方が地域で安心して暮らしていくために、この事業の推進がより図られていくことを願うと同時に地域の実状に沿った取組みの広がりに少しでも寄与できればと考えております。

北九州市障害者地域生活支援センター  
センター長 柳沢 享

## 目次

## 第1章 障害者自立支援法と居住サポート事業について

- 1) 障害者自立支援法における居住サポート事業の役割 …… 6
- 2) 居住サポート事業の対象について …… 7
- 3) 居住サポート事業の設置方法について …… 8
- 4) 地域自立支援協議会における居住サポート事業の位置づけと関係 …… 8
- 5) 居住サポート事業に関連した事業について …… 8

## 第2章 北九州市における居住サポート事業の取り組み

- 第1節 北九州市の取り組み …… 14
  - (1) 市資料(市の現状・北九州市における障害者の現状) …… 14
- 第2節 北九州市における相談支援体制 …… 17
- 第3節 北九州市居住サポート等事業創設の経緯 …… 20
  - 1 北九州市居住サポート等事業創設の背景 …… 20
  - 2 北九州市居住サポート等事業要綱 …… 22
- 第4節 北九州障害者居住サポートセンターの取り組み …… 25
  - 1 北九州障害者居住サポートセンター事業計画から …… 25
    - (1) 平成18年度事業計画書(18.10~19.3月) …… 25
    - (2) 平成19年度事業計画書(19.4~6月) …… 26
    - (3) 平成19年度事業計画書(19.7~20.3月) …… 27
  - 2 北九州市障害者居住サポートセンターを実施する上で必要な地域への啓発、広報活動 …… 32
    - (1) 関係機関との関係作りや働きかけの方向性 …… 32
    - (2) 地域生活支援サポート活動について …… 36
      - ア、地域生活支援サポーターの活動 …… 36
      - イ、「地域生活支援サポーター」活動の一環としての、生活力スキルアッププランの提供 …… 37
      - ウ、リサイクル生活用品の調整 …… 42
  - 3 北九州障害者居住サポートセンターの事業報告から …… 43
    - 事業報告 …… 43
      - ① 入居支援 …… 44
        - ア、相談の受付と相談者の概要 …… 44
        - イ、入居支援の流れ …… 47
          - (ア) 相談の受付(全体的なアセスメント) …… 48
          - (イ) 関係機関との調整、役割分担の確認 …… 48
          - (ウ) 個別ケア会議の開催を通じて …… 49
          - (エ) 物件の調整やあっせん …… 61
            - I 不動産業者や家主との関連、つきあい方 …… 61
            - II 家賃保証事業者との関連や契約に至る一連のながれ …… 62
            - III 市営住宅への入居支援 …… 67
            - IV 県営住宅への入居支援 …… 76
            - V 具体的な転居に関する支援 …… 76
            - VI 福祉事務所との関連(生活保護課との調整) …… 76
            - VII 医療機関との関連 …… 76
            - VIII 施設との関連 …… 78
            - IX 宿泊体験プログラム …… 79
            - X その他 …… 80

② 24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関）・・・	82
ア 生活力スキルアッププランの活用・・・	82
イ 医療機関との関連・・・	82
ウ 24時間オンタイム、そのことに対する不安や疑問に対して・・・	82
③ 居住支援のための関係機関によるサポート体制の整備・・・	83
<b>第3章 居住サポート事業を利用した事例</b>	
「とにかく精神科の病院の中だけでは終わりたくない」	
・ ・精神科病院より地域移行したAさん（病棟 担当PSW）・・・	88
「気ままに自分らしく一人で暮らしたい」	
・ ・精神科病院より地域移行したBさん（病棟 担当PSW）・・・	91
「人生あきらめたらおしまいよ」	
・ ・制度が変わっての市営住宅入居者第一号として、精神科グループホームより地域移行したCさん（デイケア担当OT）・・・	94
「あと、一花、ふた花咲かせたい・・・」	
・ ・親元を離れ一人暮らしを始めたDさん（居住サポート）・・・	98
「一ヶ月に一作品くらいのペースで絵を描いています、87ページの絵僕の作品です」	
・ ・親元を離れ一人暮らしを始めたEさん（居住サポート）・・・	101
「次の目標は運転免許を取得することです、駐車場も探してくださいね」	
・ ・ステップアップ住替えを果たしたFさん（居住サポート）・・・	105
「転居が実現したのは優しい不動産屋さんのおかげでした」	
・ ・市外からの住み替えを果たしたGさん（居住サポート）・・・	108
「とにかく、一人暮らしは楽しいですよ」	
・ ・親元を離れ一人暮らしを始めた重複障害の女性、Hさん（居住サポート）・・・	110
「自分に何ができて何ができなくなっているのか、自分が一番わからなくなっているんです」	
・ ・入所施設（身体）より地域移行をめざしているIさん・・・	114
<b>第4章 居住サポート事業等の様々な設置方法</b>	
1) 東京都（三鷹市、板橋区）・・・	119
2) 仙台市・・・	126
3) 名古屋市・・・	131
4) 那覇市・・・	135
<b>第5章 現状の課題と今後の方策</b>	
1) ネットワークの構築について・・・	141
2) 各事業との連携（退院促進事業等）・・・	141
<b>第6章 居住サポート事業に関する Q &amp; A コーナー</b>	
1) 居住サポート事業って何ですか？・・・	145
2) 家を探そう・・・	146
3) こんな相談に乗ってもらえますか？・・・	147
4) その他・・・	149
参考 一周年記念シンポジウムの開催・・・	153

# 第1章 障害者自立支援法と居住サポート事業について

## 1) 障害者自立支援法における居住サポート事業の役割【図1-1】【図1-2】

平成18年4月に制定された障害者自立支援法では新たに市町村が取り組む必要がある「市町村地域生活支援事業」のなかに「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」※以下「居住サポート事業」が盛り込まれています。

実施は市町村に設置されている相談支援事業の上乗せとして取り組むイメージ図として国から示されています。

居住サポート事業の目的は「障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者（現にグループホーム等に入居している者を除きます。）を対象として、入居に必要な調整等に係わる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する」ことにあります。

具体的には、受け入れ可能な住居を提供してもらえる不動産業者の紹介や物件あっせん依頼及び家主等との入居手続き支援を行ったり、保証人不在の入居希望者へ公的保証人制度の利用支援が主となる役割です。

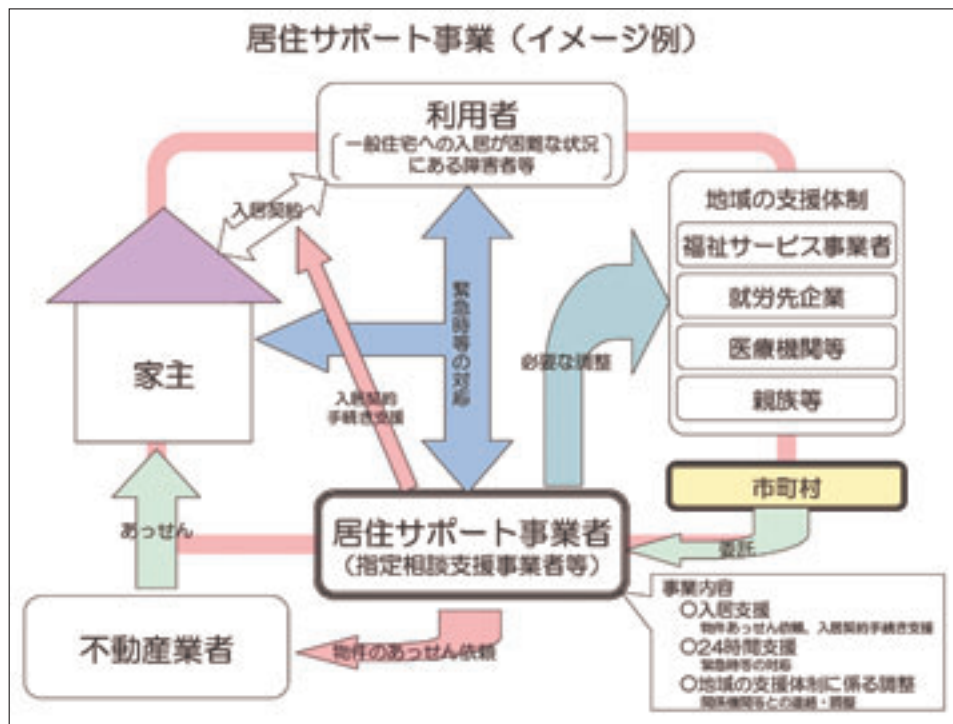
また、夜間を含め緊急の対応が必要な場合には相談支援事業の本来業務である関係機関との連絡調整をする中で24時間のサポート体制を構築し居住継続支援も役割の一つとして示されています。あくまでも、入り口の入居支援だけではなく、そこに住み続けるための継続的な支援体制の構築が重要だと言えます。

地域生活支援事業一覧（市町村事業）	
1 相談支援事業（基礎的事業に加えて実施）	(2) 盲人ホーム事業
(1) 市町村相談支援機能強化事業	(3) 訪問入浴サービス事業
(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	(4) 身体障害者自立支援事業
(3) 成年後見制度利用支援事業	(5) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）
2 コミュニケーション支援事業（手話通訳、要約筆記、点訳、音声訳等）	(6) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
3 日常生活用具給付等事業（給付・貸与）	(7) 知的障害者職親委託制度
4 移動支援事業	(8) 生活支援事業（※）
5 地域活動支援センター機能強化事業（基礎的事業に加えて実施）	(9) 日中一時支援事業
6 その他の事業	(10) 生活サポート事業
(1) 福祉ホーム事業	(11) 社会参加促進事業（※）
	(12) 経過的デイサービス事業（18年度限り）
	(13) 経過的精神障害者地域生活支援センター事業（18年度限り）

（※）→ 市町村の判断で各種の事業を盛り込むことが可能な事業

【図1-1】





## 2) 居住サポート事業の対象について

対象者は、「障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。但し、現にグループホーム等に入居している者を除く。」を対象としています。

実際の取り組みの中でも、その障害ごとに相違するニーズにも応えていく必要があります。

身体障害のある人の場合、今住んでいるところからの住み替えのニーズも高く、不動産業者や家主との住宅改修はもとより、非常時の対応策などを考えておく必要があります。不動産業者からみても時折、様子を見に来てくれる方がいるかどうかは重要なこととなります。また、ご本人からも「夜間の急病のときにどうしたらいいだろう？」との不安をよく耳にします。

知的障害のある人の場合は実際に暮らし始めた後の訪問販売等への見守りの体制づくりも重要でしょう。

精神障害のある人については特に長期入院からアパート生活を始めた場合など、寂しさや不安から1日をどう過ごせばよいかさえわからなくなり、数日、部屋から一步も出ないこともあります。

障害のある人たちが地域で暮らしていく上で、諸々の配慮が必要となります。また、家主や不動産業者、ひいては近隣に居住している人たちにとって何かあれば窓口となってくれるところがあるということは安心の材料であることは大事なポイントです。しかし、どのような障害でも共通して言えることはアパート等に住み始めて以後、訪問看護や居宅介護、「居住サポート事業」職員や「相談支援事業」職員などたくさんの関係者が入れ替わり立ち替わり出入りすることは安心感と同時に、逆に地域に不安を抱かせてしまう場合もあります。その場合は、ご本人の承諾のもとに必要な応じては関係機関との調整をしていくことも重要になります。

### 3) 居住サポート事業の設置方法について

平成19年度の当マニュアル作成時点での全国での設置件数は取組み方がまちまちで明確ではありませんが、まだ広がりを見せているとは言えません。今回、実施した視察先の現状と併せて分類してみると、その設置方法は幾つかの形態に分けられます。

- ① 市町村独自の取組みとして居住サポートを展開している地域…東京都（三鷹市、板橋区）
- ② NPO法人等の活動での実践を展開している地域…仙台市
- ③ 相談支援事業を強化する意味で居住サポート事業を上乗せして実施している地域…名古屋市
- ④ 民間の不動産業者に居住サポート事業の委託をしている地域…那覇市
- ⑤ 居住サポート事業を単独で設置して、相談支援と合わせながら実施している地域…北九州市

現時点では、市町村によって様々な形態があり、各市町村の地域性に応じた設置方法が望ましいと思われませんが、利用する当事者からみてわかりやすい窓口と複数の窓口があっても相談者からのニーズが一元化した取り組みへと結びついていく体制整備を進めていくことが最も重要であると言えます。

### 4) 地域自立支援協議会における居住サポート事業の位置づけと関係

障害者自立支援法では新たに「地域自立支援協議会」を設置することが示されています。既に設置され、機能している地域も数多くあると思われませんが、「地域自立支援協議会」では特に地域における障害のある人達の地域生活を推進していく上での課題を必要に応じて専門部会等を設置するなどして検討していくことなどの必要性が示されています。

とりわけ、これまでは障害のある人への居住支援関連事業は障害の状態に応じた支援事業が打ち出されてきた反面、各市町村においても各事業間のネットワークの構築がされないままに取り組みされている一面があります。

そのため「地域自立支援協議会」において障害のある人の居住に関する専門部会を設置するなどの工夫をしていながら関連事業が円滑にその機能を発揮できるような取り組みをしていくことが必要です。

また、現状では高齢になるまで家族と暮らしてきた人や長期に病院への入院や施設への入所をしてきた人は地域で暮らしたいといったニーズが潜在化していることも少なくはないでしょう。そのため、「地域自立支援協議会」を関係者の作戦会議の場として利用しながら、障害のある人自身が地域で暮らしたいといったニーズを表出してくれるような仕掛け作りをしていくことも必要と言えるでしょう。

### 5) 居住サポート事業に関連した事業について

障害のある人への居住支援を進める事業は近年数多く整備されてきています。代表的な事業としては「相談支援事業（市町村地域生活支援事業）」「あんしん賃貸支援事業（国土交通省）」【図1-3～7】「社会的入院患者等（精神障害者等）の自立支援プログラム（厚生労働省 生活保護に関する）」「精神障害者地域移行支援特別対策事業（厚生労働省 新規）」【図1-8～9】そして今回の中心となる「居住サポート事業（厚生労働省）」があります。

## 「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」と「あんしん賃貸支援事業」の連携について

### 1 趣旨

障害者自立支援法が目指す地域生活移行の推進を実現するためには居住の場を確保することが重要であり、賃貸住宅への入居を促進する観点から、地域生活支援事業に「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」を創設したところです。

また、今般、国土交通省においては、高齢者、障害者、子育て世帯及び外国人の民間賃貸住宅への円滑入居を図るために「あんしん賃貸支援事業」を実施するところです。

事業の実施に当たっては、各自治体及び地域における福祉部門と住宅部門の連携が不可欠。

### 2 住宅入居支援事業(居住サポート事業)について

#### (1) 事業概要

民間賃貸住宅(アパート、一戸建て等)及び公営住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

#### (2) 実施主体

市町村(複数市町村による共同実施、相談支援事業者等への委託できる)

#### (3) 事業の具体的な内容

- ① 入居支援(不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援)
- ② 24時間支援(夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。)
- ③ 居住支援のための関係機関等によるサポート体制の調整(利用者の生活上の課題に応じ、関係機関等から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。)

【図1-3】

### 3 「住宅入居等支援事業」と「あんしん賃貸支援事業」の関係

#### (1) 連携のあり方

実施のイメージは別添「住宅入居等支援事業とあんしん賃貸支援事業の連携」のとおりであり、

- ① あんしん賃貸住宅の登録及び情報の提供等については、あんしん賃貸支援事業の事業協力店(仲介業者。以下「協力店」という。)が行う。【住宅部門が担当】
- ② 障害者の居住支援(緊急時等の対応、地域の支援体制に係る調整等)については、居住サポート事業者(相談支援事業者等)が行う。【福祉部門が担当】
- ③ 入居時の支援(入居に係る調整、契約時の立ち会いその他相談・助言等)は、必要に応じて協力店と居住サポート事業者が連携して行う。【連携】

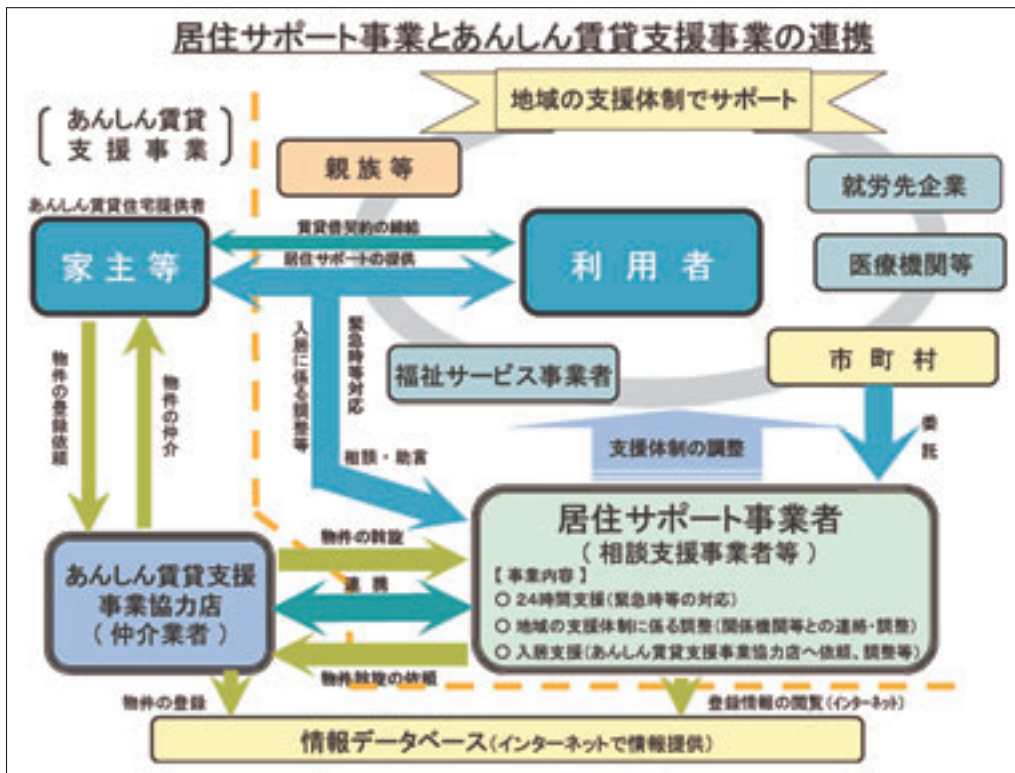
#### ◎ 支援・連携の流れ(例)

- ① 利用希望者は居住サポート事業者に相談、利用申請
- ② 居住サポート事業者は、あんしん賃貸住宅の登録情報を確認するとともに、利用希望者のニーズに適合する物件がない等の場合は、協力店に物件斡旋の依頼をする。
- ③ 協力店は、依頼に応じて物件を探すことになるが、例えば、利用希望者のニーズに適合する物件(あんしん賃貸住宅として登録されていない)がある場合は、居住サポート事業者と連携して当該物件の賃貸人への説明等を行い、円滑な入居が図れるよう調整に努める。
- ④ 家主の了解が得られた場合は、居住サポート事業者を通じて物件を斡旋する。
- ⑤ 契約手続きに際して、居住サポート事業者は、協力店と連携し、契約内容等を利用者に分かり易く説明したり、契約手続きに立ち合うなどの入居の円滑化のための支援を行う。
- ⑥ 居住サポート事業者は、入居後において、利用者及び賃貸人からの相談支援、緊急時における対応、関係者等によるサポート体制の調整等の支援を行う。その際、必要に応じて協力店に協力を求めることとする。

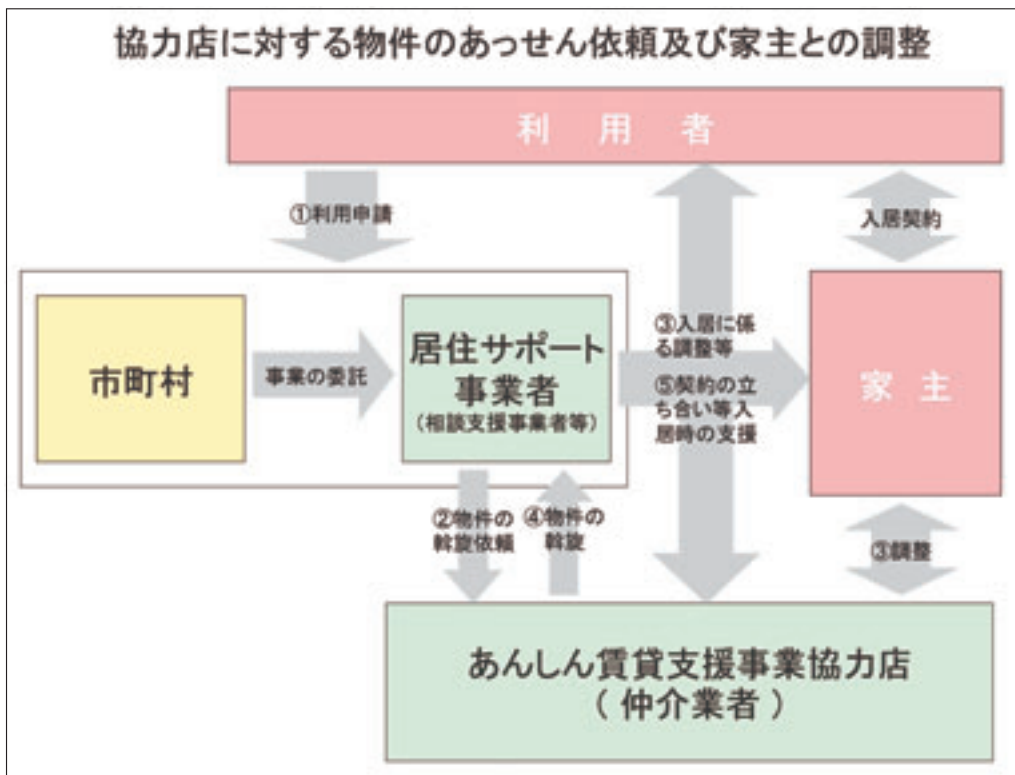
※別添「協力店に対する物件の斡旋依頼及び家主との調整」を参照。

【図1-4】





【図1-5】



【図1-6】

### あんしん貸貸支援事業に取り組む地方公共団体について

- 1 H18から実施(8)  
宮城県、東京都、大阪府、福岡県、川崎市、福岡市、北九州市、板橋区
- 2 H19から実施に向けて検討を開始する(44)  
※ 市区町村については、今後、参加都道府県を通じて参加を呼びかけていく。
  - (1) 都道府県(36)  
北海道、青森県、岩手県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
  - (2) 政令市(8)  
札幌市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、広島市

### 居住サポート事業に取り組む地方公共団体について

H19.4.1現在、209市町村で実施(H19中に100市町村で新たに開始)

【図1-7】

市町村によってはそういった関連事業が整備されてきた歴史や実践の形態によって、その地域にある様々な団体や施設、医療機関に各々の事業を個別に委ねてきている地域も少なくはないと思います。

各事業は障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、それぞれ重要な役割を担う事業であるため、連携は不可欠であると言えます。最もここに挙げた事業だけで良いとは言えませんのでその地域にある他の社会資源となる機関の協力も同様に欠かせないと言えます。

コラム 精神障害者地域移行支援特別対策事業と相談支援事業・地域自立支援協議会

1. 精神障害者地域移行支援特別対策事業の創設の目的

平成18年度から実施した精神障害者退院促進支援事業で浮かび上がってきた課題は、自立支援員による個別支援により、推進が図られつつあるものの、医療機関等から地域生活への移行及び定着を支援する体制を整備するための総合調整機能が弱いことでした。

そこで、精神障害者退院促進支援事業を見直し、より医療と福祉及び地域の連携を図ることを目的とした「精神障害者地域移行支援特別対策事業」が平成20年度から開始されることになりました。

2. 見直しのポイント

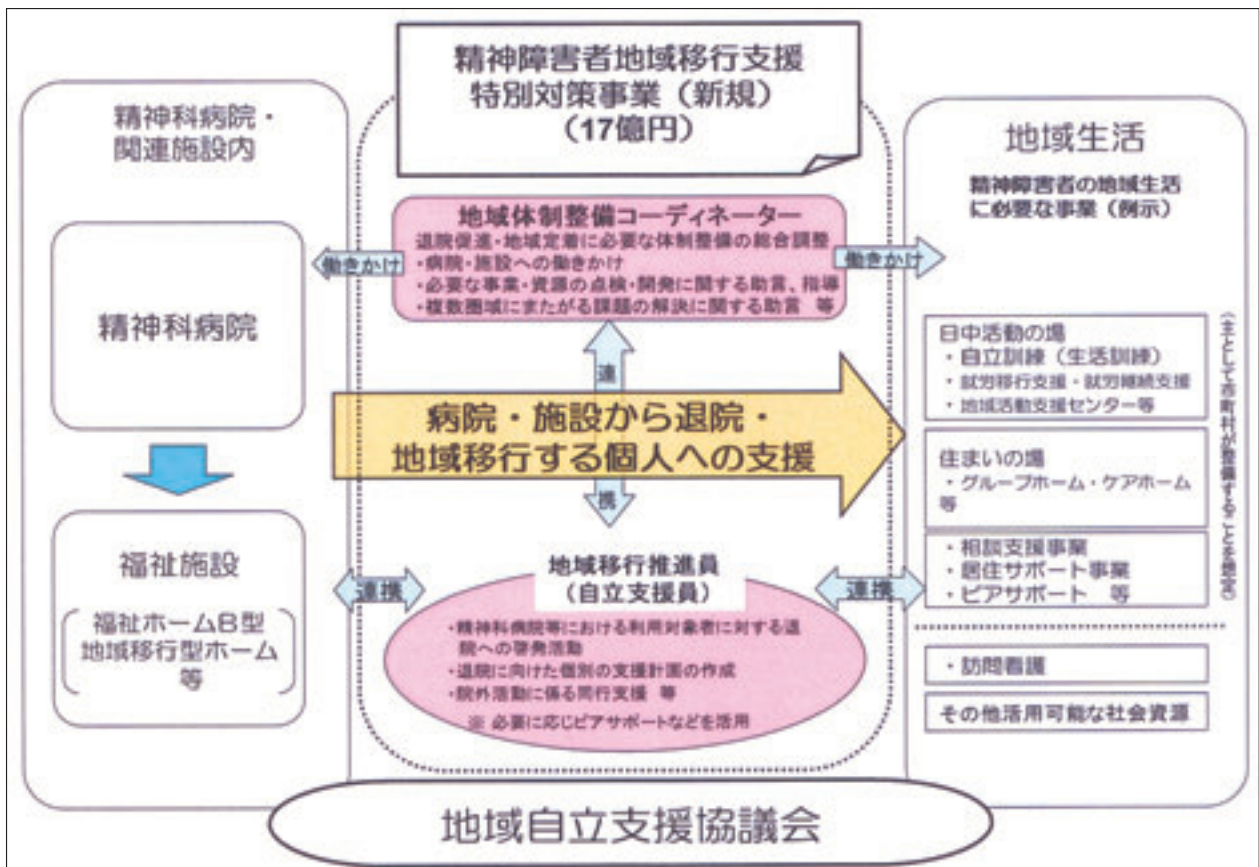
「地域移行推進員（自立支援員）」に加え「地域体制整備コーディネーター」を指定相談支援事業者等に配置し、精神科病院・関連施設の事業利用対象者が地域生活に向けて地域の福祉サービス事業者等を円滑に利用できるような、関係者の連携を図り、相互に協力しながら事業を進めます。

①地域移行推進員（自立支援員）の役割

病院・施設等における利用対象者のニーズに沿った地域移行支援を推進するための、退院等に向けた啓発活動や個別の支援計画の作成、院外活動に係る同行支援等といった個別支援を主に担当します。

②地域体制整備コーディネーターの役割

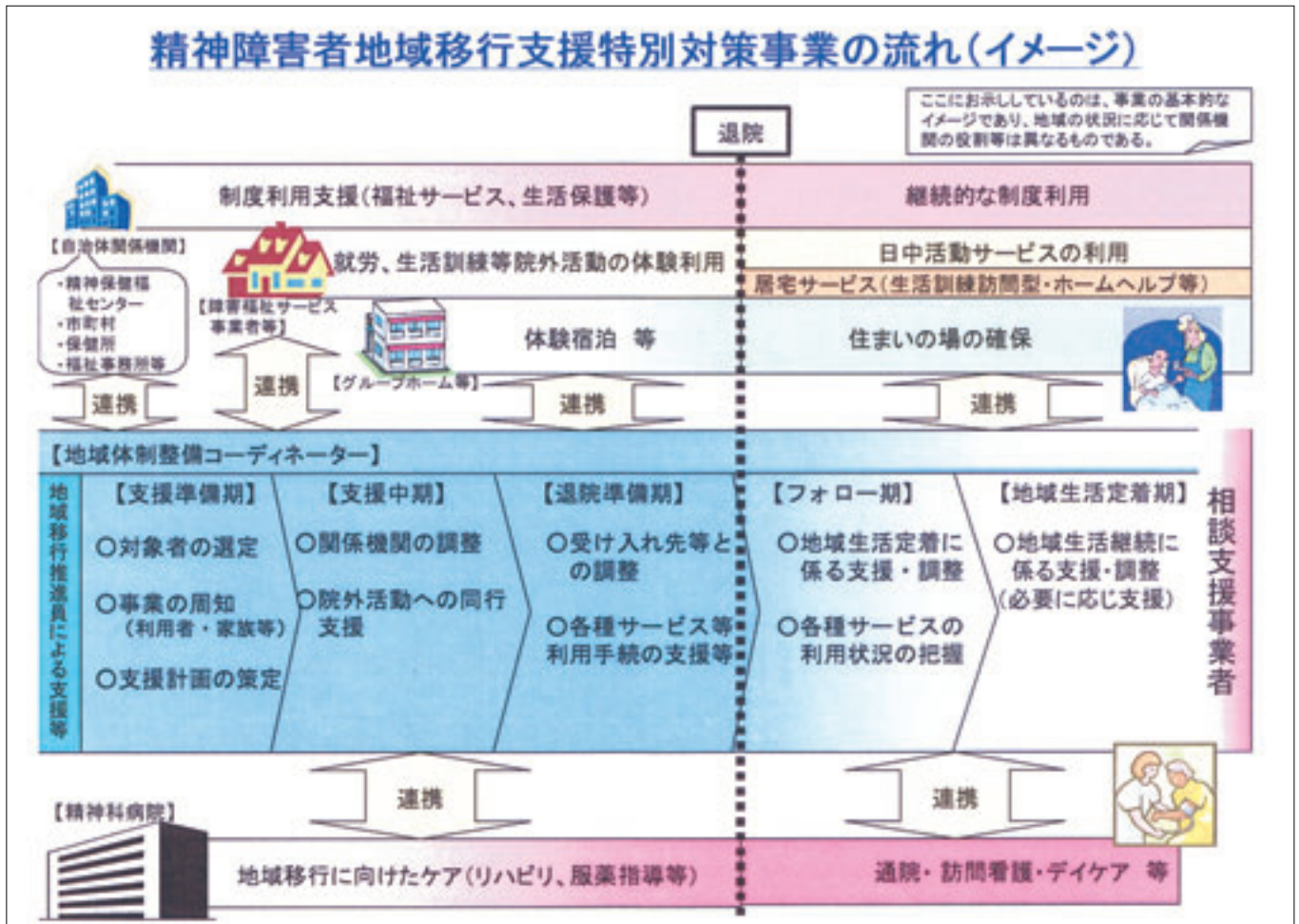
病院・施設等への働きかけ、必要な事業・資源の点検・開発に関する助言、指導、複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言等といった退院・退所・地域定着に向けた支援に必要な体制整備の総合調整を担当します。



【図1-8】

3. 精神障害者地域移行支援特別対策事業と相談支援・地域自立支援協議会

特別対策事業の実施にあたっては、地域移行推進員は利用対象者のニーズを聞き取り、地域体制整備コーディネーターは利用者が暮らしたい地域の情報を得て、医療関係者とその地域の相談支援事業者等と連携を図りながら、関係者がチームとなってそれぞれの役割を担います。そして、支援の困難な事例や事業を進めていくことによって明らかになった課題等については、関係者が問題意識を共有する場として、地域自立支援協議会を活用します。具体的には地域移行部会等を設置し、部会で明らかにされた課題を地域の問題として地域自立支援協議会で議論し解決の方向性を見いだします。



【図1-9】

自立支援協議会の運営マニュアルより引用（財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 H20.3.10 発行）



# 第2章 北九州市における居住サポート事業の取り組み

## 第1節 北九州市の取り組み（市資料）

### 北九州市について

#### 概要

北九州市は、福岡県北部に位置し、隣り合った5つの都市—門司市・小倉市・戸畑市・八幡市・若松市の新設合併により昭和38年2月1日に誕生し、同年4月1日に三大都市圏以外では初の政令指定都市となりました。古くは、城下町として賑わい、19世紀後半には、アジア大陸への重要な玄関口として港湾設備と鉄道が建設され、20世紀の始まりとともに、筑豊近くの石炭産業と八幡製鉄所（日本初の製鉄所として明治30年に創業した、現在の新日本製鐵（株）の前身）を中心として、重工業と化学工業が発展しました。ここから、北九州地区が近代都市に急速に変化し始めるようになりました。近代化していく中で、5つの市はそれぞれに、門司は国際貿易港、小倉は軍と商業の中心、若松は石炭の積出港、八幡は鉄の町、そして戸畑は製鉄基地であると同様に遠洋漁業船団の基地になりました。

戦争のための甚大な被害も受け、戦後の混乱期を経ての復興の過程で5市が合併し、当初は5つの行政区に分かれていましたが、昭和49年4月には7つに増えました。

平成20年3月1日現在で、推計人口は、986,047人、世帯数は421,794世帯とされています。

### 北九州市における障害者の現状

#### 市内の障害者数（平成18年3月末現在）

障害種別	障害者数
身体障害者	48,518人
知的障害者	7,280人
精神障害者	12,785人

※身体障害者・知的障害者数は障害者手帳交付数より  
精神障害者数は入院及び通院患者数より

#### 身体障害者

1. 視覚障害
2. 聴覚または平衡機能の障害
3. 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害
4. 肢体不自由

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能障害のある18歳以上の人で、身体障害者手帳の交付を受けた人

（※障害の程度により、1級から6級に認定されます。18歳未満の児童にも身体障害者手帳は交付されますが、児童福祉法の適用を受けます。）



### 知的障害者

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人

知的指数がおおむね35以下（身体障害者手帳1～3級と重複している人は50以下）と判定された知的障害者で、日常生活において常時介護を必要とする人（重度：A）や、知能指数がおおむね75以下と判定された知的障害者（中度、軽度：B）は療育手帳の交付を受けます。

### 精神障害者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者（手帳交付あり）

## 障害者手帳の交付状況

### 身体障害者手帳

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
重度（1・2級）	20,801人	21,527人	22,249人
中度（3・4級）	17,458人	18,191人	19,053人
軽度（5・6級）	7,359人	7,253人	7,216人
計	45,618人	46,971人	48,518人

### 療育手帳

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
重度	3,513人	3,594人	3,701人
中・軽度	3,295人	3,443人	3,579人
計	6,808人	7,037人	7,280人

### 精神障害者保健福祉手帳

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1級	245人	236人	247人
2級	1,421人	1,658人	1,803人
3級	692人	830人	927人
計	2,358人	2,724人	2,977人

施設利用の状況（平成18年3月末現在）

区 分	施設入所	在 宅		総 数	
		通園・通所	そ の 他		
身 体	障害児	18人	94人	821人	933人
	障害者	503人	137人	46,945人	47,585人
	総 数	521人	231人	47,766人	48,518人
知 的	障害児	349人	214人	960人	1,523人
	障害者	1,181人	756人	3,820人	5,757人
	総 数	1,530人	970人	4,780人	7,280人

【資料引用】北九州市ホームページから抜粋

## 第2節 北九州市における相談支援体制

### (1) 北九州市の相談支援体制の現状

北九州市には障害のある人、家族、関係者の相談支援に関連する窓口や専門機関として次の機関があります。

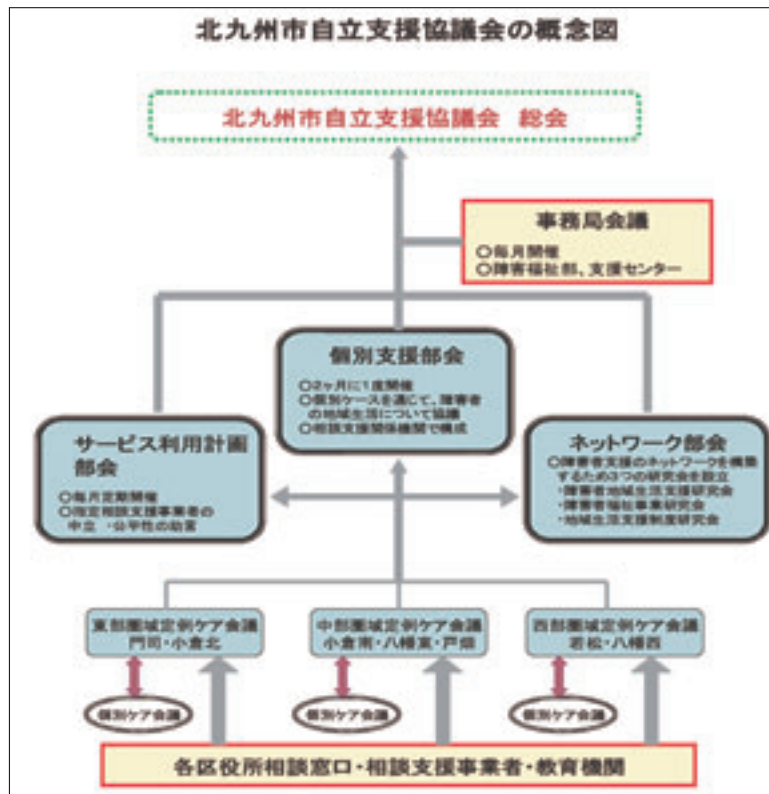
〈行政機関〉

- ① 各区障害者相談窓口（7区 7箇所）
- ② 更生相談所（身体・知的）「障害福祉センター」
- ③ 精神保健福祉センター
- ④ 児童相談所「子ども総合センター」

〈民間機関〉

- ① 発達障害者支援センター（1箇所）
- ② 就業・生活支援センター「しごとサポートセンター」（1箇所）
- ③ 居住サポートセンター（1箇所）
- ④ 委託相談支援事業者「北九州市障害者地域生活支援センター」（三障害 1箇所）
- ⑤ 総合療育センター 地域支援室（1箇所）

平成20年1月から「北九州市自立支援協議会」【図2-1】が設置され、その機能の重要な部分を担う「定例ケア会議」を市障害福祉課担当者を交えた上で、図2-1に示した行政、民間の相談支援機関と専門機関すべてが出席しながら市内を三圏域に分けて開催しています。



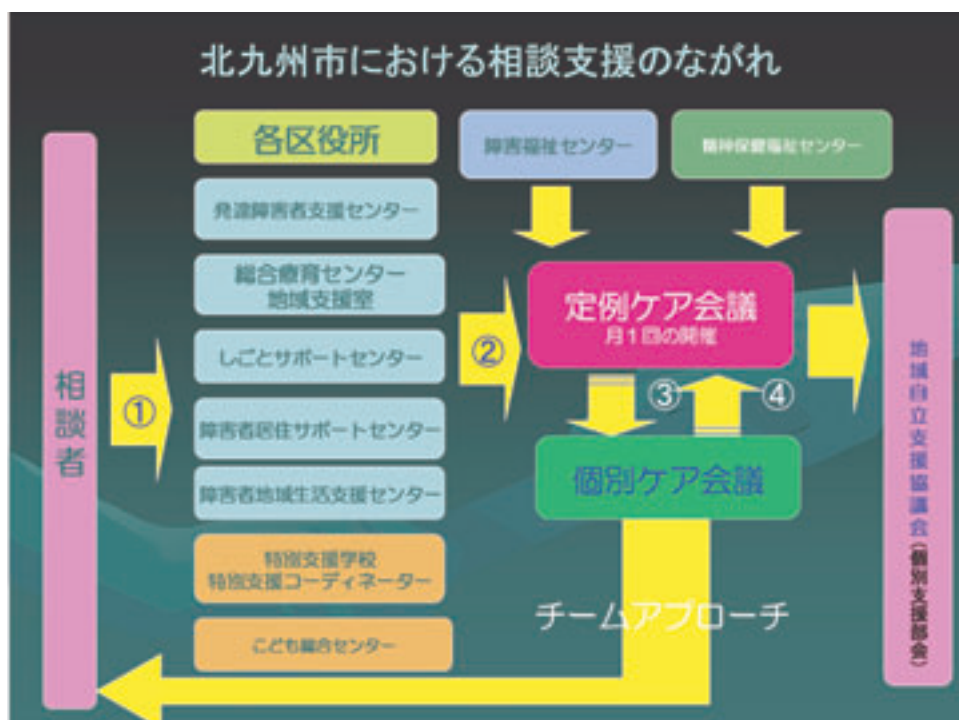
【図2-1】

定例ケア会議【図2-1】【図2-2】は月1回のペースで、開催されています。そのねらいは適宜開催されている個別ケア会議で課題となった項目を共通化・整理して施策に結び付けるべく行政に提案したり懸案となった相談者宅へ合同で家庭訪問していくことにあります。一連のながれについては【図2-3】で示しているように市内の窓口となっている機関の内、どこに相談があっても関係機関で協力して取り組む体制をとっています。又、複数機関の関わりが必要と考えられ、かつご本人、ご家族の了承が得られる人（※個人情報保護は厳守）について、「個別ケア会議」の必要性や出席依頼機関の検討、前月開催された「個別ケア会議」で協議された内容や課題として抽出された検討項目などの意見交換を主な目的としています。

**北九州市自立支援協議会における各種会議の役割と機能**

会議名	頻度	内容
個別ケア会議	適宜	個別のニーズに応じて、関係者が集まり協議の上で役割分担や関係者のキーパーソンを決めて取り組む
定例ケア会議	月1回 3圏域	市内の相談支援機関で受けた相談のうちケアマネジメントが必要と考えられる事例を共有化して個別ケア会議へ結びつけると同時に、個別ケア会議からの課題をフィードバックして課題を抽出する。
個別支援部会	2ヶ月 1回	各圏域から示された課題を全体で共有化すると同時に対策を検討する。更に集中した検討の必要があると思われる場合は「ネットワーク部会」への新たな部会設置を提案する。また、市全体の平準化協議、参加者の資質向上のための研修、事例討を進める。

【図2-2】



【図2-3】

始まったばかりで効果までは報告できませんが、「地域自立支援協議会」の根幹である障害のある人が安心して暮らせる社会を築いていく上で、「個別ケア会議」は最も重要であり出席者の共通認識を目的としています。

北九州市においては居住サポート事業を単独事業で実施しており、本来業務の他に相談支援事業と同様に相談支援や24時間のサポートを実施しているため当市の自立支援協議会では重要な役割の一翼を担っています。





## 第3節 北九州市居住サポート等事業設置の経緯

### 1. 北九州市居住サポート等事業創設の背景

#### 1 居住サポート等事業創設の背景

##### (1) 市民からの要請

精神障害者や知的障害者が一般住宅への入居を希望し、家を借りようとする際、障害特性の理解が十分でない家主や不動産業者から敬遠され、家を借りにくい状況があります。また、保証人がいない等の理由から、賃貸借契約の締結に至らないことがあり、以前から公的保障人制度への要望が多く市民からも寄せられていました。

##### (2) 市営住宅入居

家賃が低額な市営住宅への入居は、精神障害者、知的障害者の強い要望でした。

平成17年10月公営住宅法が改正となり、以前は単身による入居が認められていませんでしたが精神障害者、知的障害者についても公営住宅への単身入居が認められることとなりました。しかし、公営住宅法施行令において「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であるものを除く」ことが要件とされていることから、本市の市営住宅担当部局は、保健福祉部局で障害者自立支援法に定める居住サポート事業が実施され、精神・知的障害者への居住サポート事業による支援が始まれば、精神、知的障害者の単身入居を認めることとしました。

##### (3) 北九州市障害者支援計画

本市では、平成18年3月障害者基本法に基づく障害者計画として、北九州市障害者支援計画を策定しました。

この計画において、障害者の地域生活を充実させるための、必要な支援の一つとして、居住サポート事業を目標に掲げました。

##### (4) 障害者自立支援法の施行

平成18年障害者自立支援法が施行になり、退院促進事業は都道府県事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は市町村事業とされました。

そのため本市では居住サポート事業を、「受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の地域移行を推進するための有効な施策と捉え、早急に実施する事としました。

#### 2 公的保証人制度について

居住サポート事業については、高齢者を対象に関東及びその周辺の自治体の住宅行政サイドで前例があり、これを参考にすることとし、公的保証人制度の枠組みについても住宅行政サイドで行われている前例を参考に下記のとおりとしました。

- ① 家賃保証については、家賃保証事業者を2社選定し、保証料、保障内容等について本市と家賃保障事業者で協定を締結し、居住サポート事業受託事業者がこの2社を斡旋、事業利用者が1社を選び保障委託契約を締結し、家賃保証事業者と家主が賃貸保障契約を締結することとしました。
- ② 家賃保証事業者の選定に当たっては、事業規模の比較的大きい事業者5社の中から、福岡県内に支店を有すること、事業規模、自治体等との協定実績、すでに協定している自治体への聞き取りなどに

より2社を選定しました。

### 3 事業内容の検討

#### (1) 事業の対象者

事業の対象者については、障害者等を対象としました。

#### (2) 24時間相談支援体制

居住サポートセンターには2名の常勤職員を配置することとし、平日の夜間や休日については、転送電話による対応することとしました。

#### (3) 事業実施体制

事業実施にあたっては、精神障害に対応できる社会福祉法人を選定し、委託により事業を実施することとしました。

### 4 事業実施時期について

事業実施時期については、1に示した背景等から、早急な立ち上げが必要と判断し、9月補正予算に計上することを決め、平成18年10月1日から事業を実施することとしました。

## 2. 北九州市障害者居住サポート等事業要綱

参考資料

### 北九州市障害者居住サポート等事業要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、施設（病院）から退所（退院）するなどに際して、家賃等の支払い能力があるにもかかわらず、連帯保証人の確保等の問題により、賃貸住宅（市営住宅を含む）への入居に困窮している障害者の、保証契約等の入居支援及び居住継続を支援するための事業を、保証会社及び本事業を実施する団体等関係団体が密接に連携して実施することにより、障害者の入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を図り、もって地域における居住生活等の安定向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。  
その他上記と同程度の障害があると市長が認める者。
- (2) 賃貸住宅 市内で障害者が自己の居住の用に供するため、その名義をもって所有者等と賃貸借契約を締結している住宅（市営住宅を含む）を言う。
- (3) 債務保証制度 保証人の確保が出来ないために賃貸住宅への入居が困難となっている障害者に対して、この制度の協力者として本市と協定を締結した保証会社が、賃貸借契約上の賃借人が追うべき債務を保証し、保証人の代替となることにより障害者の入居保証を行うことを言う。

#### (市の役割)

第3条 本事業の実施主体は、北九州市とする。なお、本事業は社会福祉法人等に委託して行う。

- 2 北九州市は、保証会社と保証料、補償限度及び補償範囲等を定めた協定を締結し、連携した入居保証を実施することにより、障害者の入居を支援する。

#### (対象者)

第4条 居住サポート等事業の対象者は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 障害者で、本市住民基本台帳に記録されている者であること。

- (2) 不動産の賃貸借契約を締結するにあたり、連帯保証人の確保に困難している者等で入居支援が必要な者であること。
- (3) 入居しようとする不動産物件の家賃等及び債務保証制度を利用するに当たり、必要な費用を納入する能力があること。
- (4) 保証会社と賃貸保証委託契約及び不動産物件の賃貸人と賃貸契約を締結することが出来る者であること。
- (5) 本事業の支援があれば自立した生活が出来る者であること。
- (6) 精神障害者にあつては、本事業の支援があれば地域で独居可能な状態である旨の主治医の意見書が提出できること。
- (7) 原則として、緊急連絡先を確保できること。
- (8) 居住継続の支援対象者は、原則として本事業の入居支援により、賃貸住宅に入居した者であること。

#### (事業の内容)

第5条 本事業は次の各号の支援等を行う。

##### (1) 入居支援

- ① 対象者の要件の確認
- ② 家探し
- ③ 区窓口における各申請、市営住宅の申し込み等の支援
- ④ 北九州市が協定を締結した保証会社による入居保証の契約手続き支援
- ⑤ 不動産物件の賃貸人との賃貸借契約の支援
- ⑥ その他入居に際して必要な支援

##### (2) 居住継続支援

- ① 当該事業を実施する事業所の就業時間については、当該事業所で相談を受け付け、支援を実施する。就業時間以外の時間帯については転送電話にて相談を受け付け、緊急かつ必要性の高い内容のものについては直接支援に出向くものとする。
- ② 日常生活（服薬・金銭管理・火の元の管理・食生活等）の指済及び支援
- ③ その他居住を継続するうえで発生する問題に対する支援

- (3) 前各号の他、障害者の入居に際して協力する不動産の賃貸人の開拓、協力医療機関の開拓等本事業の発展に資する活動を行う。

#### (関係機関との連携)

第6条 受託事業者は事業実施に際して、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう区窓口、医療機関、公共職業安定所、障害者地域生活支援センター、障害者自立支援法の事業を実施する施設等と連携を図りつつ、障害者の地域での居住継続支援を

行う。

(相談記録)

第7条 受託事業者は本事業の対象者から受けた全相談及び支援の経過について、記録するものとする。

(受託事業者の責務)

第8条 受託事業者は、入居及び居住継続の支援を行う際は、障害者を尊重し、誠意を持ってこれにあたらなければならない。

2 受託事業者は、この事業を実施するに際して知り得た秘密について、守秘義務を保持しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。



## 第4節 北九州障害者居住サポートセンターの取り組み

### 1 北九州障害者居住サポートセンター事業計画から

#### (1) 平成18年度(10月～3月) 北九州市障害者居住サポート等事業 事業計画書

##### 1 目的

障害者自立支援法の施行に伴い、今後は施設（病院）から地域への移行をめざす障害のある方々が増大することが想定されている。本事業は、障害者の地域移行をスムーズに進めるための施策として行う。主として、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行う。また、家主等への相談・助言を通じて障害者の入居を支援する。

あわせて、入居後の障害者に対し、相談を聞き、助言を行い、地域生活を継続するために必要な支援を行う。もって地域における障害者の福祉の向上を図る。

##### 2 事業の概要

###### (1) 委託先

社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

###### (2) 対象者

本市住民基本台帳に記録されている者であり、精神科病院等や入所施設から出て、地域で単身で生活を始められる障害者（※1）及び地域で住み替えを求める障害者を主の対象者とする。

###### (3) 事業内容

###### ① 広報活動ならびに関係機関とのネットワークづくり

- ・広報用パンフレットを作成する
- ・各種関係機関の会議等への出席並びに関係機関との「(仮称)居住サポートネットワーク会議」の開催
- ・障害者の入居に際して協力する不動産の賃貸人や協力医療機関との連携体制の整備
- ・地域生活支援サポーター育成事業
- ・定期的な広報誌の発行
- ・その他

###### ② 相談

本人並びに、家族、医療機関、その他関係機関・者からの相談を、電話、来所、あるいは訪問にて随時受け、課題の整理を行っていく。その中で、関係機関との連携や役割分担について検討していく。

###### ③ 必要に応じて個別ケア会議を開催する。

###### ④ その人をとりまく地域支援ネットワークの構築

###### ⑤ 自立生活に向けての宿泊体験プログラムの検討

長期間の入院や施設体験者では、様々な生活力の低下が想定されるため、単身生活を想定した体験期間を提供することも検討する。

- ⑥ 単身生活にむけての各種サービスの検討や自立生活能力に応じた援助計画の作成、及び実施に向けての支援
- ⑦ 入居支援  
不動産業者への物件斡旋依頼、入居契約手続き、公的保証事業者(※2)の紹介や契約手続きへの支援等
- ⑧ 居住継続支援  
夜間や休日等緊急に対応が必要となる場合における相談支援(転送電話による)も含め、地域支援体制(地域社会資源)との連絡調整、区相談窓口との連携等により居住を継続する上で発生する問題に対しての必要な支援を行う。
- ⑨ 実績報告  
事業実績報告については、契約書別紙様式1により行う。
- ⑩ その他

※1 本事業は、入居に際しての支援を求める者を対象に実施するものであり、その障害種別は問わない。

※2 民間事業者が家賃等の保証を行うことにより保証人の代わりとする。

### 3 職員の配置

責任者1名、職員1名で当該事業を実施

### 4 平成18年度事業期間

平成18年10月1日から平成19年3月31日

## (2) 平成19年度(4月～6月)北九州市障害者居住サポート等事業 事業計画書

### 1 目的

障害者自立支援法の施行に伴い、今後は施設(病院)から地域への移行をめざす障害のある方々が増大することが想定されている。本事業は、障害者の地域移行をスムーズに進めるための施策として行う。主として、賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行う。また、家主等への相談・助言を通じて障害者の入居を支援する。

あわせて、入居後の障害者に対し、相談を聞き、助言を行い、地域生活を継続するために必要な支援を行う。もって地域における障害者の福祉の向上を図る。

### 2 事業の概要

#### (1) 委託先

社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

#### (2) 対象者

本市住民基本台帳に記録されている者であり、精神科病院等や入所施設から出て、地域で単身で生活を始められる障害者(※1)及び地域で住み替えを求める障害者を主の対象者とする。

#### (3) 事業内容

- ① 広報活動ならびに関係機関とのネットワークづくり

- ・各種関係機関の会議等への出席並びに関係機関との「(仮称)居住サポートネットワーク会議」の開催
- ・障害者の入居に際して協力する不動産の賃貸人や協力医療機関との連携体制の整備
- ・地域生活支援サポーターの養成
- ・その他

## ② 相談

本人並びに、家族、医療機関、その他関係機関・者からの相談を、電話、メール、来所、あるいは訪問にて随時受け、課題の整理を行っていく。その中で、関係機関との連携や役割分担について検討していく。

## ③ 必要に応じて個別ケア会議を開催する。

## ④ その人をとりまく地域支援ネットワークの構築

## ⑤ 自立生活に向けての宿泊体験プログラムの検討

長期間の入院や施設体験者では、様々な生活力の低下が想定されるため、単身生活を想定した体験期間を提供することも検討する。

## ⑥ 単身生活にむけての各種サービスの検討や自立生活能力に応じた援助計画の作成、及び実施に向けての支援

## ⑦ 入居支援

不動産業者への物件斡旋依頼、入居契約手続き、公的保証事業者(※2)の紹介や契約手続きへの支援等

## ⑧ 居住継続支援

夜間や休日等緊急に対応が必要となる場合における相談支援(転送電話による)も含め、地域支援体制(地域社会資源)との連絡調整、区相談窓口との連携等により居住を継続する上で発生する問題に対しての必要な支援を行う。

## ⑨ 実績報告

事業実績報告については、契約書別紙様式1により行う。(P 29 参照)

## ⑩ その他

※1 本事業は、入居に際しての支援を求める者を対象に実施するものであり、その障害種別は問わない。

※2 民間事業者が家賃等の保証を行うことにより保証人の代わりとする。

## 3 職員の配置

責任者1名、職員1名で当該事業を実施

## 4 平成19年度事業期間

平成19年4月1日から平成19年6月30日

## (3) 平成19年度(7月～3月)北九州障害者居住サポート等事業 事業計画書

### 1 目的

障害者自立支援法の施行に伴い、今後は施設(病院)から地域への移行をめざす障害のある方々が増大することが想定されている。本事業は、障害者の地域移行をスムーズに進めるための施策として行う。主として、賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行う。また、家主等への相談・助言を通じて障害者の入居を支援する。

あわせて、入居後の障害者に対し、相談を聞き、助言を行い、地域生活を継続するために必要な支援を行う。もって地域における障害者の福祉の向上を図る。

### 2 事業の概要

#### (1) 委託先

社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

#### (2) 対象者

本市住民基本台帳に記録されている者であり、精神科病院等や入所施設から出て、地域で単身で生活を始める障害者(※1)及び地域で住み替えを求める障害者を主の対象者とする。

#### (3) 事業内容

##### ① 広報活動ならびに関係機関とのネットワークづくり

- ・各種関係機関の会議等への出席並びに関係機関との「(仮称)居住サポートネットワーク会議」の開催
- ・障害者の入居に際して協力する不動産の賃貸人や協力医療機関との連携体制の整備
- ・地域生活支援サポーターの養成
- ・10月にシンポジウムの開催とこの一年間の事業報告書を作成
- ・その他

##### ② 相談

本人並びに、家族、医療機関、その他関係機関・者からの相談を、電話、メール、来所、あるいは訪問にて随時受け、課題の整理を行っていく。その中で、関係機関との連携や役割分担について検討していく。

##### ③ 必要に応じて個別ケア会議を開催する。

##### ④ その人をとりまく地域支援ネットワークの構築

##### ⑤ 自立生活に向けての宿泊体験プログラムの検討

長期間の入院や施設入所体験者では、様々な生活力の低下が想定されるため、単身生活を想定した体験期間を提供することも検討する。

##### ⑥ 生活力 スキルアッププランの提供

##### ⑦ 単身生活にむけての各種サービスの検討や自立生活能力に応じた援助計画の作成、及び実施に向けての支援

##### ⑧ 入居支援

不動産業者への物件斡旋依頼、入居契約手続き、公的保証事業者(※2)の紹介や契約手続きへの支援等

##### ⑨ 居住継続支援

夜間や休日等緊急に対応が必要となる場合における相談支援(転送電話による)も含め、地域支援体制(地域社会資源)との連絡調整、区相談窓口との連携等により居住を継続する上で発生する問題に対しての必要な支援を行う。

##### ⑩ 実績報告

事業実績報告については、契約書別紙様式1により行う。

##### ⑪ その他

※1 本事業は、入居に際しての支援を求める者を対象に実施するものであり、その障害種別は問わない。

※2 民間事業者が家賃等の保証を行うことにより保証人の代わりとする。

### 3 職員の配置

責任者1名、職員1名、非常勤パート職1名で当該事業を実施

### 4 平成19年度事業期間

平成19年7月1日から平成20年3月31日



## 北九州障害者居住サポート等事業報告

(報告対象期間 平 年 月 日～平成 年 月 日)

1 初回相談者の内訳（実人数）

相談者	人	相談者	人	相談者	人	相談者	人
本人		委託相談支援機関		他科の医療機関		住宅関連機関	
家族		指定相談支援事業者		入所施設			
知人		精神科病院		通所施設		その他	
区役所		精神科クリニック		他の障害福祉サービス提供事業者		合計	

2 当事者の障害種別（主たる障害）等

身体障害	人	知的障害	人	精神障害	人	その他	人
視覚		重度		1級		精神・知的	
聴覚・平行		軽度		2級		精神・身体	
音声・言語		手帳なし・等級不明		3級		知的・身体	
肢体不自由				手帳なし		他	
内部				不明		障害無し	
合計		合計		合計		総計	

3 当事者の年齢等 (単位：人)

年齢層	男	女	年齢層	男	女
未成年			60歳代		
20歳代			70歳以上		
30歳代			不明		
40歳代					
50歳代			合計		

4 相談・支援の方法等（延べ人数）

相談・支援の方法（本人）	人	相談・支援の方法	人	入居支援（実・再掲）	人
電話		医療機関との調整		物件調整	
外来		家族との調整		累積転居者数	
訪問		関係機関との調整		当月入居確定	
メール				合計	

5 当事者の居住地等（相談時点） ※延べ人数を記載 単位：人

門司区		若松区		戸畑区	
小倉北区		八幡東区		市外・不明	
小倉南区		八幡西区		合計	

6 入居支援 単位：人

相談前の居住形態	事業利用内容と特記（再掲）	相談後の居住形態
精神科病院	保証人提供事業の利用	市営住宅
入所施設（ ）	サポート体制意見書作成	一般住宅
入所施設（ ）	単身移行	その他
リハ科病院	バリアフリー物件	
地域での住替え		
合計		合計

単位：人

市営住宅（家賃1万円以下）	一般住宅（家賃2万円以下）
市営住宅（家賃2万円以下）	一般住宅（家賃3万円以下）
市営住宅（家賃3万円以下）	一般住宅（家賃4万円以下）
市営住宅（家賃3万円以上）	一般住宅（家賃4万円以上）

平成 年 月 日  
受託事業所

㊞

北九州障害者居住サポートセンターパンフレット



**■アクセス**  
 最寄りの交通機関 JR戸畑駅から歩いて10分  
 西鉄バス 沖台通りから歩いて5分

**住所** 北九州市戸地区沖台2丁目3-6  
**電話** 093-873-7036  
**FAX** 093-873-7045  
**Eメール** kyogyu@kitaku.com  
 最新情報： <http://kyogyu.client.jp/>

# きた きゅうしゅうしやう がい しゃ きょ じゅう 北九州障害者居住 サポートセンター

地域でひとり暮らしを目指している  
 障害のある方々の  
 ご相談をお受けいたします。



**開所日** 月曜日から金曜日  
**開所時間** 8:30~17:15  
 (この時間外においてもご相談はお受けいたします)  
**住所** 北九州市戸地区沖台2丁目3-6  
 (障害者サポートセンター中部内)  
**電話** 093-873-7036



## このようなご相談をお受けいたします。

精神科病院へ10年以上入院している。  
 主治医はいつ退院してもいいと言っているが、  
 住むところがみつからない。



アパートを変わりたいが  
 保証人がいない。

入所施設から出て  
 一人暮らしを始めたい。



車椅子のまま、一人で暮らせる  
 アパートを見つけたい。  
 部屋探しもだが、一人での生活も  
 初めてなので不安だ。

などなど

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、障害者自立支援法に規定されている市町村地域支援事業のひとつです。施設や病院からの地域移行や、地域での住み替えを希望する障害のある方々の「住まい」の問題を入口にした相談支援機関です。

## サポートの流れ



- 事業内容**
- 入居支援 物件あっせん依頼、入居契約手続き支援、家賃保証事業者利用支援
  - 相談支援 緊急時等の対応も含めたサポート
  - 地域の支援体制に資する調整 関係機関等との連絡・調整やネットワークづくり

② 北九州障害者居住サポートセンターを実施する上で必要な地域への啓発、広報活動

(1) 関係機関との関係作りや働きかけの方向性

当事業の理解を得ていく上で、様々な機会を通じて事業紹介をする機会をいただきました。併せて、新規事業でもあるため、これまでは福祉関連の人達が主な係わりの関係者ですが当事業の特徴として民間の不動産会社を始めとした住宅関連の部署・関係機関との関わりも多くなりました。又、幸い月平均2回程度のペースで精神科病院等から事業説明を依頼される機会があり、これを広報活動のチャンスと捉えて積極的に活用させていただきました。精神科領域の課題として伝えていくことで、居住サポート事業の必要性がイメージしやすかったものと思われまます。

以下は説明会等の開催を関係者領域ごとに整理したものです。

①精神障害領域関係者、②他の障害領域関係者、③当事者、並びに家族、④不動産関係者（戸別の調整は除く）、⑤行政等、⑥一般市民、⑦家賃保証事業者、⑧ヒアリングや視察、⑨その他、と分類し、内容等について紹介しておきます。

	内 容	回 数	特 記
①精神障害領域関係者	18年度福岡県住みよい地域づくり研修会(北九州ブロック)	1	コーディネーター
	福岡県相談支援事業者初任者研修	1	「障害者の地域生活支援」
	北九州ブロック 精神科病院長会議	2	事業紹介 経過報告並びにシンポジウムの打ち合わせ
	八幡厚生病院リハビリテーション科職員研修	1	事業紹介と周辺事業等について情報提供
	福岡県精神科病院協会精神保健福祉士会研修	1	事業紹介
	精神保健福祉基礎研修	1	「障害者の地域生活支援」
	九州精神保健学会 (於 北九州市)	1	「北九州障害者居住サポートセンターの一年間を振り返って」と題して発表
	19年度福岡県住みよい町づくり研修会(福岡ブロック)	1	講演並びにコーディネーター
	精神障害者の社会復帰促進事業講演会並びにパネルディスカッション	1	パネラー (東京都三鷹市より「巣立ちの会」来訪)

	内 容	回 数	特 記
②他の障害領域関係者	18・19年度北九州市障害者（児）ホームヘルパースキルアップ研修	2	「精神障害者の地域生活支援」と事例検討
	障害者地域生活支援研究会	3	事業紹介・座長・発言者
	地域包括支援センター職員研修	1	権利擁護に関する研修
	福岡県支援事業受託施設連絡協議会研修会	1	事業紹介と「精神障害者への地域生活支援」
	北九州身体障害者福祉事業協会にて講義	1	職場内研修にて事業紹介と「精神障害者への地域生活支援」
	生活支援専門員・生活支援員合同研修会（北九州市社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業）	1	「障害者の地域生活支援」
	スキルアップセミナー上級研修	1	演習（ケアマネジメント）
③当事者並びに家族	地区家族会の研修	2	事業紹介
	統合失調症の家族のための教室	1	事業紹介
	平成19年度九州ブロック家族会精神保健福祉促進研修会	1	分科会のコメンテーター
④不動産関係者	福岡県宅地建物取引業協会を訪問	3	事業紹介と協力依頼、経過報告
	全日本不動産協会福岡県本部を訪問	3	事業紹介と協力依頼、経過報告
	全日本不動産協会 福岡県内全体研修会	1	事業紹介（家賃保証事業者も同行）
	福岡県宅地建物取引業協会北九州支部 門司地区会合	1	事業紹介

	内 容	回 数	特 記
⑤行政等	北九州市建築都市局住宅管理課との協議	随時	市営住宅への入居について
	福岡県建築都市局住宅管理課、県住宅供給公社との協議	3	県営住宅への入居について
	精神保健福祉相談員定例会議	1	事業紹介
	北九州市建築都市局住宅計画課と協議	3	あんしん賃貸支援事業の運用について
	各区役所市営住宅・公社住宅相談コーナー担当者会議（北九州市住宅供給公社）	1	経過報告と実際についての打ち合わせ会議
	第三回精神保健福祉担当者会議（福岡県遠賀保健福祉環境事務所管内）	1	機能と事業紹介
⑥一般市民	ボランティア入門講座（精神保健福祉ボランティア編）	1	地域生活支援サポーターも募集
	18・19年度NPO法人 アヴァンセ北九州主催のシンポジウム	2	シンポジスト（“精神障害者の住まい～自分らしく街で暮らす II、III”）
	精神保健福祉ボランティアフォローアップ講座	2	事業紹介と地域生活支援サポーターの活動紹介と募集
⑦家賃保証事業者	株式会社リプラスとの協議	随時	事業の運用や時々の課題についての協議
	日本セーフティー株式会社との協議	随時	
⑧ヒアリングや視察	市浦ハウジング	1	ヒアリング
	(財)ハウジングアンドコミュニティー財団	1	ヒアリング



	内 容	回 数	特 記
	行橋市（社会福祉協議会）	1	自立支援協議会の部会のひとつに「居住サポート事業」の立ち上げを予定、意見聴取のために来訪
	愛媛県宇和島市より視察来訪（財団法人 正光会職員）	1	視察来訪（3名）
	愛媛県今治市（障害福祉課職員）	1	視察来訪（2名）
	（財）国土技術研究センター	1	ヒアリング
⑨その他	市政だより	1	18年10月15日号
	パンフレットの発行	1	各関係機関へ郵送
	法人内 中部エリア職員研修会	2	事業紹介 精神科基礎研修と事例検討
	「精神保健福祉NEWS No20」 （福岡県精神保健福祉センター発行）	1	県内の障害者支援施設等のひとつとして掲載
	18年度北九州市手をつなぐ育成会 総会	1	事業紹介
	センター独立でのホームページを開設	1	19年8月1日開設
	福岡県弁護士会北九州部会 高齢者・障害者研修	1	障害者自立支援法開始以降の現状報告
	大学・専門学校での講義	5	地域生活支援サポーター活動についても言及
	一周年記念シンポジウムの開催	1	120名あまりの参加者



## (2) 地域生活支援サポート活動について

事業の具体的内容としては、1) 入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）、2) 24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行う。）、3) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整となっておりますが、センターでは基本となる事業以外に次の取り組みを実施してきています。

ア. 地域生活支援サポーター活動

イ. サポーター活動の一環としての、生活カスキルアッププランの提供

ウ. リサイクル生活用品の調整

※ここでは、ア～ウについて、具体的な取り組みを紹介します。

### ア. 地域生活支援サポーターの活動

知的障害のある女性から「転居に伴う様々な手続きや引越しの段取り、片付け、新しい生活用品の購入など不安も大きく、一人ではなかなかできないので誰かに手伝ってもらいたい。」との相談をきっかけにしてこの活動を始めました。

障害者本人に寄り添う市民に、いわゆる「専門職」としての支援ではなく、生活者としての智恵や経験を提供していただきたい、そしてそのことが当事者にとっての生活への安心感や自信につながってほしい、との思いから開始したものです。

当初は、障害保健福祉ボランティア養成講座の受講者の方々に障害のある人への地域生活支援の必要性を提案させて頂き、6名の方々の応募をいただいたのスタートでした。（案内チラシP 39参照）

本人の自宅には、2日間に渡り延べ5人の地域生活支援サポーターの協力をいただき、銀行口座の引き落としの手続きのための新口座の開設、これまでの住まいと新居の掃除や片付け、引越し業者さんの手配や契約、その準備、新しい生活用品の購入、新居でのレイアウトなどを手伝ってもらいました。

これまで、転居をきっかけにした協力では、全体で8回、延べ16名の方にお手伝いをしていただきました。現在は、登録メンバーも二倍に増えはしましたが、まだまだ多くの人の協力が必要な状況です。



精神保健福祉ボランティアフォローアップ講座のひとつ



共に活動するサポーター同士の交流会もこれまで3回開催し、お互いの情報交換や、活動している中での課題や疑問点の解決を図ったり、次の活動への前向きな検討会を行っています。その検討の中で、新たに「生活カスキルアッププラン」(P 41 参照)の実施が提案されました。



#### イ. 「地域生活支援サポーター」活動の一環としての、生活カスキルアッププランの提供

「デイケアでカレーを作っても、みんなで役割分担をするので、自分の役割のところはできても全体の行程はわからない。だからひとりで自宅で作ることはできないんです。」、そんな言葉をAさんから受けて、簡単な料理でも一人一人が何かの行程の全体に関われるように、調理を入り口にしたプランを計画し実践していくことができないかが、「生活カスキルアッププラン」発想のきっかけでした。

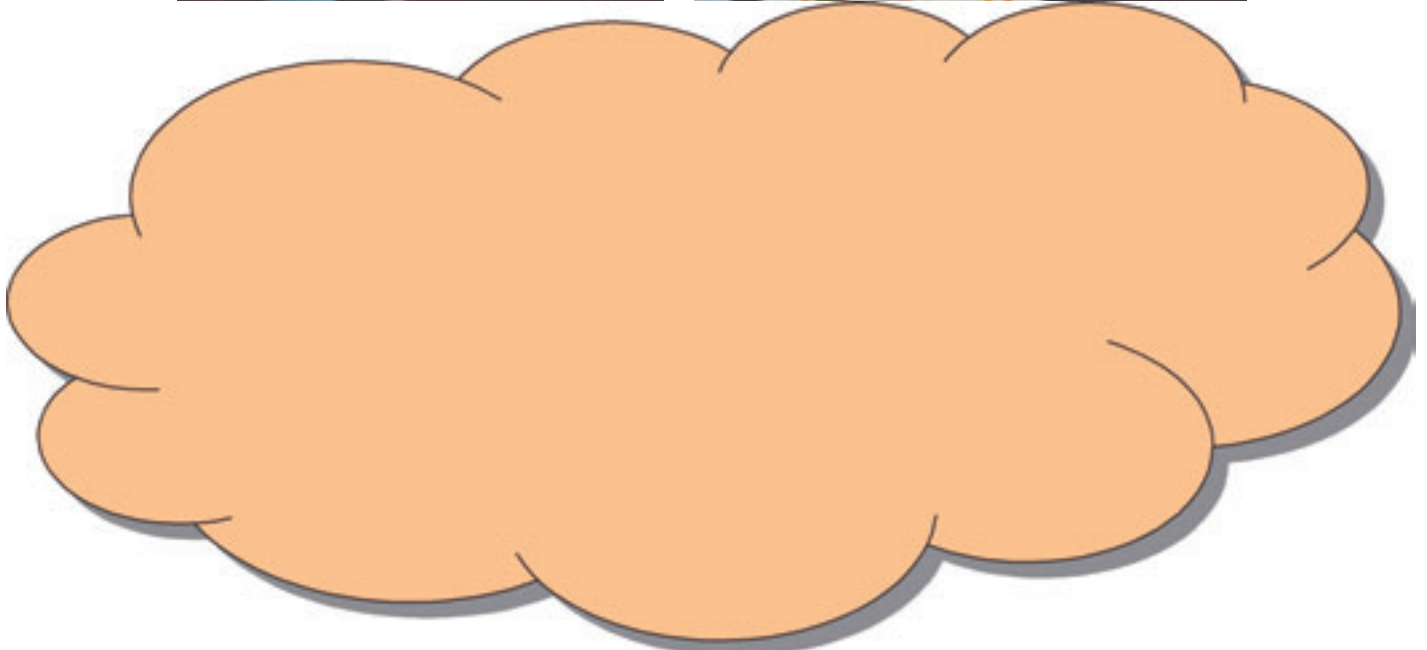
生活力は、施設や病院から地域へ移行する人だけでなく、長期に渡りご家族と同居した生活をしてきた人にも共通する課題です。月1回の開催では「前回、教えてもらったけど忘れてしまいました。また教えてもらっていいですか?」と異口同音に言われます。

初回のメニューは、白ご飯と味噌汁、目玉焼きかハムエッグの選択メニューとして、サポーターさんからの差し入れの野菜を使つてのサラダ、スイカのデザートつき、というちょっとリッチなメニューでした。

月一回の開催で、これまで全8回の開催で参加者は延べ25名になります。このプランを中心となって運営していただいているのも地域生活支援サポーターの皆さんです。「今日の帰りに、電気ポットを買って、お茶をいれることから始めようと思います。」「来月の年金では炊飯器を買おうかな?」「一人でご飯を炊いてとても美味しかったです。」「と少しずつ生活者になりつつあるBさん。他にも、今年春の一人暮らしに向けて準備中のCさん、一人暮らしに移行して数ヶ月のDさんやEさん・・・。一人暮らしをする当事者が、生活に対する様々な課題に対して、地域生活支援サポーターの皆さんと共に考え、体験を重ねて、自信を取り戻し、より豊かな自立生活が送れるように生活のきりもり力・やりくり

力を養うことを主眼に、仲間を作りたい、他の人の生活を知りたい、まずは通うことから生活圏を拡げていきたい、・・・Fさんは季節感のある料理を作りたいし、おしゃべりしながらの仲間との食事を楽しみたい、・・・など目的とするところは人それぞれです。

公的機関の調理室をお借りし、しかも野菜はサポーターさん宅からの産地直送のため、食材料費は200～300円と安価にはあがっていますが、遠い方でどうしても交通費がかかってしまうため、将来的にはそれぞれの住所地の市民センター等で開催できればと考えているところです。



Eさんは、スープカレーの手軽さがお気に入り、最近の3日間、連続スープカレー、4日目は残った具材でのチャンポンだったとか。彼にとって、新しいメニューの習得は生活の幅の拡がりに直結しているといっても過言ではないかもしれません。

### ある当事者より

今は、調子が悪いのですぐに手伝うのは無理だけど、是非スキルアッププランを手伝わせてください。同じ立場で、私たちだからできること、私たちだからこそわかちあえること、・・・そんな活動を一緒にさせてもらいたいと思いました。

現在は、「調理」を中心に行っていますが、「生活力」は多面的な課題の複合体であり、様々な切り口で活動の内容を検討していければ、と考えています。

来年は、自分たちのスキルアップも図りたい、と同時に一緒に活動してくれるサポーターの養成研修も行いましょう、と3回目の交流会での意見としていただいています。「生活力」に力点をおいた活動を協働していきたいと思います。また、そこに、当事者の方々がピアサポーターとして関わっていただけるような場にすることが今の目標でもあります。

以下は、過去8回のメニューです。

	メ ニ ュ ー	サポーター	食 材 費
1	ご飯 豆腐とわかめの味噌汁 目玉焼きかハムエッグの選択	3人	200
2	ご飯 秋刀魚の塩焼き 味噌汁 野菜の浅漬け	3人	260
3	レトルトパックを使っの味ご飯 豆腐の味噌汁 冷凍里芋の煮物	4人	300
4	スープカレー ジャガバター	3人	300
5	クリスマスケーキ ローストチキン アボガドサラダ コンソメスープ ガーリックトースト	4人	500
6	ぜんざいと雑煮 塩昆布	1人	260
7	具沢山のちゃんぽん フルーツヨーグルト	4人	300
8	親子丼とコンソメスープ 牛乳かん	3人	300
計		延べ25名	

(実施計画書P 41 参照)



# 地域生活支援サポーター募集!!

北九州障害者居住サポートセンターは、地域での生活を望まれている障害のある方々の住まいに関する問題を入り口にした相談支援機関です。地域には住み替えを希望している方や、病院、施設などから出て新生活を始めたいと考えている方がいらっしゃいます。でも、その中には、ご自身の持つ障害のために、また長い施設や病院での暮らしの中で、生活の中での必習作業をスムーズに行うことが困難な状態になられた方々もおられます。

たとえば・・・

「ごみは分別もよくわからないし、捨て方はどこに聞けばいいんだろう？」

「電気やガスは？料金はどうやって支払えばいいんだろう？」

「区役所での手続きってどんな風にすればいいのかな？」

「荷物の整理はどうやってすれば？どこから掃除したらいいだろう？」

「衣替えってどうしたらいい？」

「新しい家具をそろえたいけど相場はどれくらいかな？」

「ご飯の炊き方がわからない、味噌汁はどうしたらいいのかな？」・・・など食の確保に関すること

そのほかにも分からないことや戸惑うことはたくさんあります。そんなとき誰かが手を差し伸べてくれたら、ずいぶん安心して生活を続けられることでしょう。

**地域生活支援サポーター**とは、そうした障害を持つ方々の地域生活をお手伝いして下さる方のことです。今は、引越し前後でのお手伝いや月一回の調理グループ(生活力スキルアッププラン)を行っています。あなたの持つ生活者としての知恵や経験を生かしていただけませんか？

**北九州障害者居住サポートセンター**

〒804-0064 北九州市戸畑区畑台 2 丁目 3-6

TEL : 093-873-7036

FAX : 093-873-7045

E-mail : kyojyu@kitaku.com

少しでもやってみたいと思われる方はこちらまでご連絡ください。お二人の方のご協力、心よりお待ちしております。

※ホームページにて活動の様子もご覧いただけます。ご参考ください。

<http://kyojyu.client.jp/>

## 生活力 スキルアッププラン 実施計画書

## 1) 目的

障害のある方々は、単身生活を希望してはみても、実際には経験を持たない事で、生活に対する実感が持てず、躊躇されたり、不安を感じている事が多々ある。

この点を踏まえ、1) 地域での利用者の活動の場の開拓、2) 共通目的を通じての双方向のコミュニケーションの場の確立、仲間づくり、3) 社会経験の習熟、活動域の拡大、4) 地域生活支援サポーターとの共同作業を通じての日常生活体験の共有化、自信をとりもどす体験をつむ、5) ものを創ることを通じての達成感や成功体験の共有の場をもつ、6) 地域での生活(力)アセスメントを行い、今後の生活プランに生かしていく等、「生活力」を身につけ、より豊かな自立生活を継続していく力を養うことを目的とするもの。

## 2) 日時

平成19年7月 開始予定、通年

一回につき、2,5時間から3時間程度を予定

## 3) 会場

ウェルとばた 7F調理室

当面は、上記での実践を調整し、以降、他の地域についても、今後の利用者の状況によって検討していくこととする。

## 4) 対象者

北九州障害者居住サポート事業への相談者

## 5) 開催のねらい

- ① 今回は、「調理」をツールとして、生活のイメージをより具体化する事で、参加者の自立生活へのきっかけをつくること、並行して単身生活を継続して行く上での貴重な体験の場づくりを通して地域での活動の「場」を拡げ、ご本人の生活力アップを目指す。
- ② 地域生活支援サポーターの方々の協力もうる中で、活動範囲、生活圏の拡大をはかる。
- ③ ①②を通じて、地域への啓発活動の一環とする。

## 6) 内容

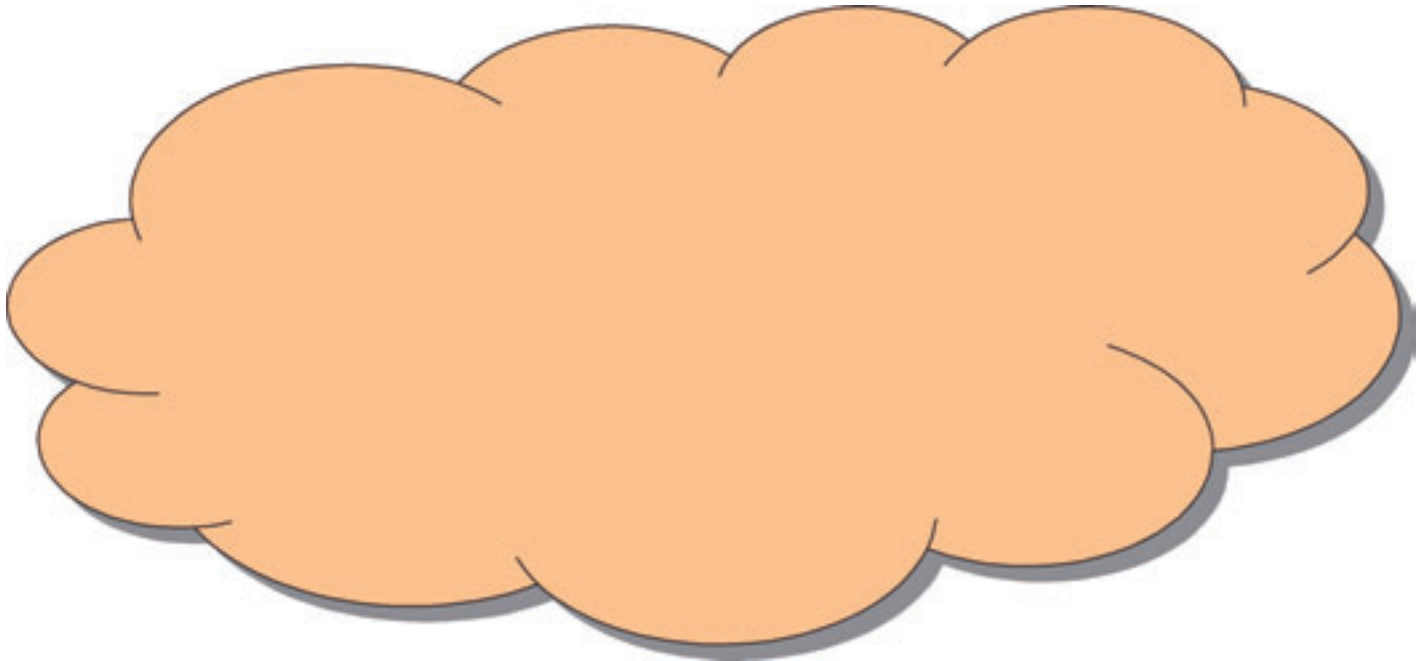
- I. 複数の利用者での調理体験を基本とする。基本的には、月に二回程度の開催を基本とする。
- II. 体験費用は、食材購入費、移動費等は本人負担、施設利用費等運営に関わるものはセンター負担とする。サポーターへは謝金として、一人一回1,000円(但し、食費は自己負担)を支払う。
- III. 運営は、サポートセンタースタッフに加え、地域生活支援サポーターの方々との共同で行う。
- IV. 買い物から調理、会食、片付け等、一連の作業を共に行う。そのことを通じ、生活力のアセスメントの機会ともし、必要な他機関、他のサービスの導入についても検討していく。



### あるサポーターの想い

今後、もっと色々なことを始めるにあたって、色々なスキルをプラスにしたいという声が上がればそのようなこともしていったらいいと思います。だが、何をするにも、ご本人たちの希望を大切にしながら、無理やり何かをさせるのではなく、共にしていくことが大事だと思っています。

協働ができれば、素晴らしい考えも生まれることもあります。成功しても、失敗しても、責めるのではなく、良い答えになるように考えていきたいと思っています。これからも、一人一人のことを考えて活動したいと思っています。



ました。

センターでは、様々な方のご協力で、洗濯機や掃除機、テレビ、電気こたつ、炊飯器、照明器具、衣裳ケース、ポット、ベッド・・・など様々なリサイクル用品をいただき、これまで20品近い品物を8名の方に提供させていただきました。経済的にも脆弱な人が多く、リサイクル生活用品の調達はセンターにとっても重要な役割と考えています。一方で、障害者の自立の助けにと、様々な人から寄付されたりリサイクル生活用品の保管場所も必要となり、現在の課題の一つとなっています。

### 3 北九州障害者居住サポートセンターの事業報告から

#### 事業報告

事業は北九州市が運営主体となっています。

委託を受け事業運営をしているのは、(社福)北九州市手をつなぐ育成会です。法人は知的障害者入所更生施設(1箇所)、知的障害者通所更生施設(1箇所)、知的障害者通所授産施設(4箇所)、知的障害者通所寮(2箇所)、カン・ビンのリサイクル事業を実施する福祉工場(2箇所)を中心としてグループホーム・ケアホーム(22箇所)とその他の居宅サービス関連事業を市内を3エリアに分けて実施しています。

居住サポートセンターは中部エリアの事務局に他の居宅関連事業の2事業と一緒に拠点を構える形で開設しました。年度途中の開始でもあったため、職員は、当初専従は所長1名、パート職員3名(二名は精神保健福祉士の有資格者)でのスタートでした。平成19年の5月からは常勤スタッフを加え、パートも含め、3人体制となったところです。

当初は、「一般住宅への入居が困難な状況にある精神障害と知的障害のある人」が対象とされていましたが、北九州市ではその対象者を、「この事業での支援があれば地域での単身生活が可能で、障害がある人で、家賃等の支払い能力はあるにもかかわらず、保証人がいない等の理由で一般賃貸住宅(市営住宅を含む)を借りることが困難な人で、北九州市内に住民票がある人。障害の種別、程度は問わない。」といったコンセプトを市当局と摺り合わせをした上でスタートしました。

#### 具体的な業務内容

基本は「相談を受けること」として、本人及び家族、関係機関等からの相談は電話・来所・訪問・メール等により随時受けることとしました。

平成19年2月末までの一年5ヶ月間で、実相談者数は227名に昇り、総相談件数3,377件、ひと月平均199件と相談件数が多く期待の高さが伺えます。

相談は、住まいの問題に関わらない、対人関係、就労や日中活動の場の相談、障害年金のことなど多岐に渡っての一般相談も含んでおり、本来の事業目的である「住まい」の問題に限定すると、177名(相談全体の77.9%)でした。平成18年10月の事業開始時とこの2月での相談件数を比較すると、3.8倍の伸びとなっており、この事業の認知度も少しずつ上がってきているといえるでしょう。

相談の入り口として、どんな経緯でどんな支援を求めてセンターへアクセスしてこられたのか、まだ事前の問い合わせという段階なのか、将来的な課題なのか・・などまずはニーズの聞き取りに主眼をおいています。必ずしも「住まい」の問題に関わらない一般相談もあるため、情報提供のみで終了したり、また別の支援機関をご紹介することで解決するなど効率性にもつながるようにもしています。

相談内容は、

- 1) 住まいの問題に関わらない「一般相談」
- 2) 精神科病院や入所施設からの地域移行
- 3) 地域での住み替え(単身の場合と世帯とがあり、選択として民間住宅と公営住宅がある)
- 4) 世帯からの単身移行(選択として民間住宅と公営住宅がある)
- 5) 現住物件での保証人変更

に大きくは大別され、これに付随して、物件の調整や紹介を主体としたもの、保証人事業提供も併せてもしくは単独で必要とするものにと大別されます。

この事業の具体的な内容に合わせて次の順序で報告していきます。

- I. 入居支援(不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援)
- II. 24時間支援(夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、

必要な支援を行う)

Ⅲ. 居住支援のための関係機関によるサポート体制の整備、です。

以下、その具体的な内容について報告していきます。

① 入居支援

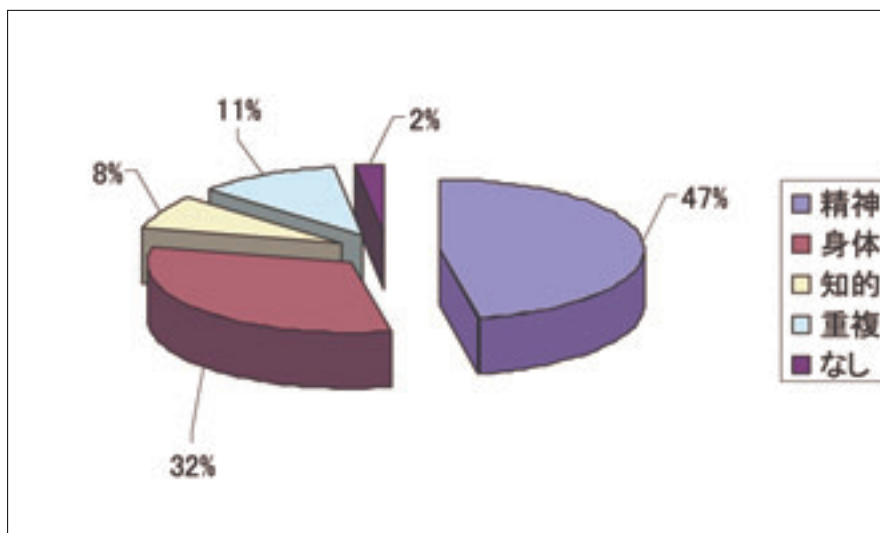
「住まい」に関する相談全体について、「入居支援」とまとめて以下に報告します。

ア. 相談の受付と相談者の概要

まずは、相談実績の概要について以下にまとめてみました。

(1) 相談者の障害種別【図2-3-1】

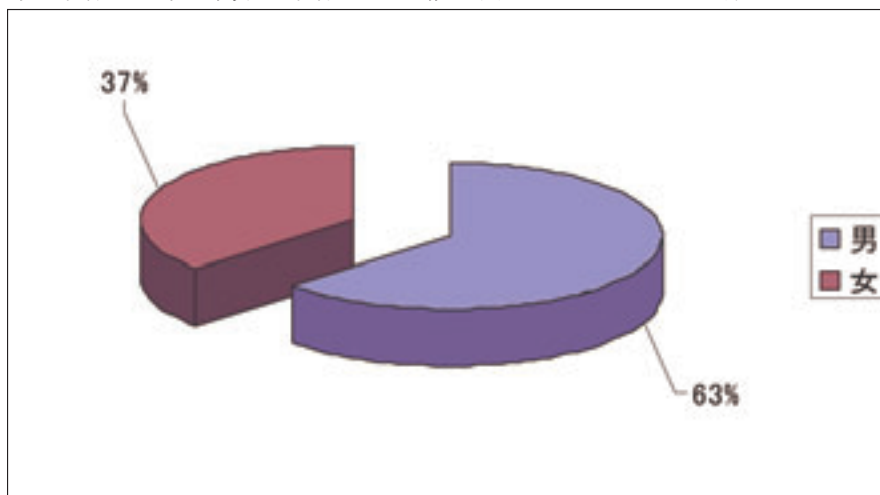
二つ以上の障害がある人たちを重複としています。全体的には精神障害のある人たちの比率が高くなっています。厚生労働省は、当初、精神障害と知的障害がある人を対象にこの事業を創設したのに対し、当市では三障害を対象として組み立ててきた経緯がありますが、それでも身体障害領域の人たちからの相談比率が予想以上に高い、という印象です。中に、「障害なし」とあるのは、問い合わせの中には高齢者やホームレス状態にある方から保証人がいないので困っているが対応してもらえないだろうか、という問い合わせや、統計上、精神障害として分類はしていますが、依存症の方や自律神経失調症で・・・といわれる、いわゆる「精神障害」「精神病」という範疇に含まれない人など対応に苦慮している人たちが含まれている、ということです。この事業の対象範囲については、個々の事例の中で、行政担当部局やバックアップ機関、担当施設等と協議しながら行っているところです。



【図2-3-1】

(2) 性別

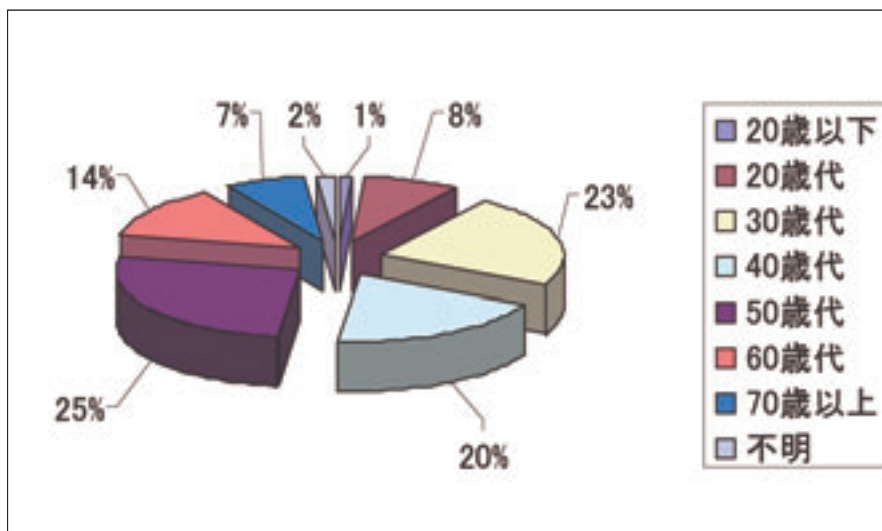
男性 112 名、女性 65 名。男性が女性の 1.7 倍と高くなっています。(図2-3-2)



【図2-3-2】

## (3) 年齢【図2-3-3】

13歳から最高齢は83歳と年齢層は幅広く、70歳以上の方も12名(7%)います。住まいの課題はどの年齢層にも共通した課題であること、特に高齢域にも共通の課題であることは改めての課題提起のひとつだといえるでしょう。50歳代が25%と最多ですが、30~50歳代で68%を占めることになります。ご本人たちの年齢から類推すると、親御さんは60~80歳代、親亡き後の課題も内包した問題の一端がここにも垣間見えていると考えられます。実際に、親元から離れての生活を希望される単身移居の希望も23名(13%)あり、その数もこれを裏打ちするものと考えられるでしょう。



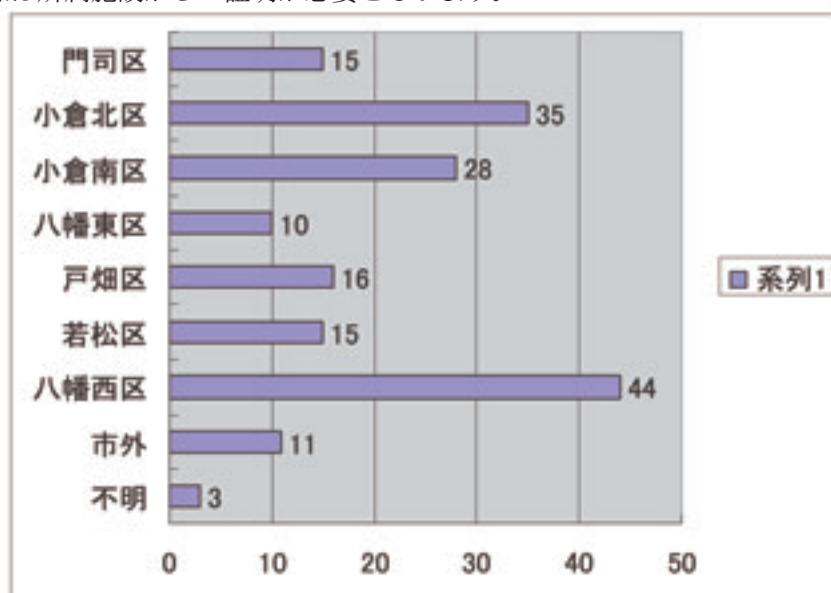
【図2-3-3】

## (4) 住所地【図2-3-4】

当市は7区で大規模区(人口30万人前後)の小倉北区、小倉南区、八幡西区の3区に大きな山がみとれます。人口に比例しているといえるでしょう。

対象は市内に住民票がある人としていますが、市内に転居したい、市内の市営住宅に入りたい、など転入希望の方のご相談も受けています。

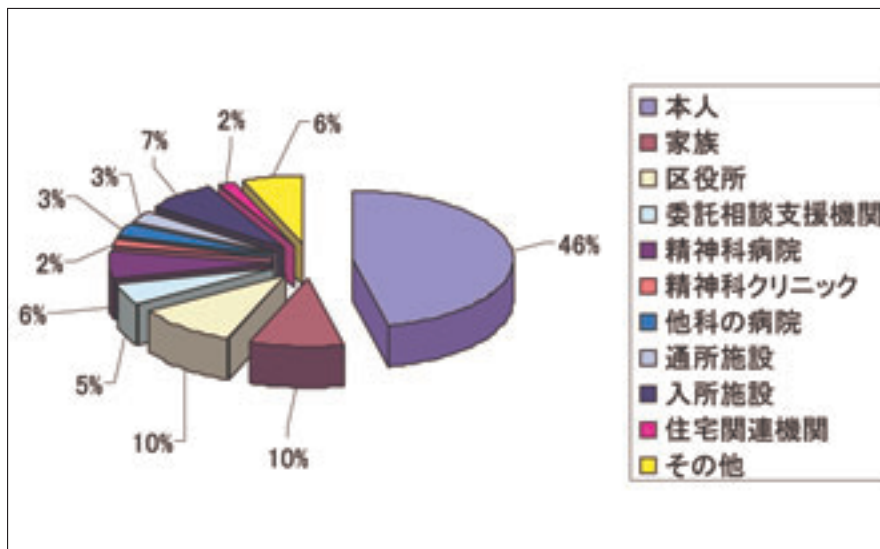
特に、市営住宅申込資格では、「北九州市内に住所または勤務場所がある人」としており、「勤務場所」の範囲について、「労働の対価を得ている場所」として、作業所や社会復帰施設などへ通所している場合も労働の対価を得ているのであれば勤務場所として考える、とその範囲を拡大した経緯があります。但し、その際は所属施設からの証明が必要となります。



【図2-3-4】

(5) 初回の相談者【図2-3-5】

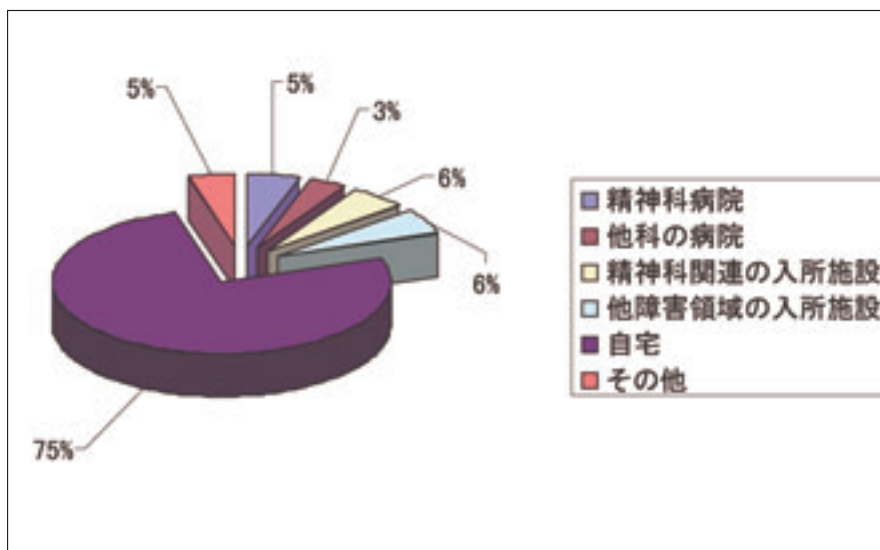
46%、ほぼ半数がご本人からのアクセスです。



【図2-3-5】

(6) 初回相談時の居住形態

この事業では、施設や精神科病院からの地域移行を支援することが大きく謳われてはいますが、現状では、その数はまだまだ少なく、住み替えのニーズが中心であるのが実態です。【図2-3-6】

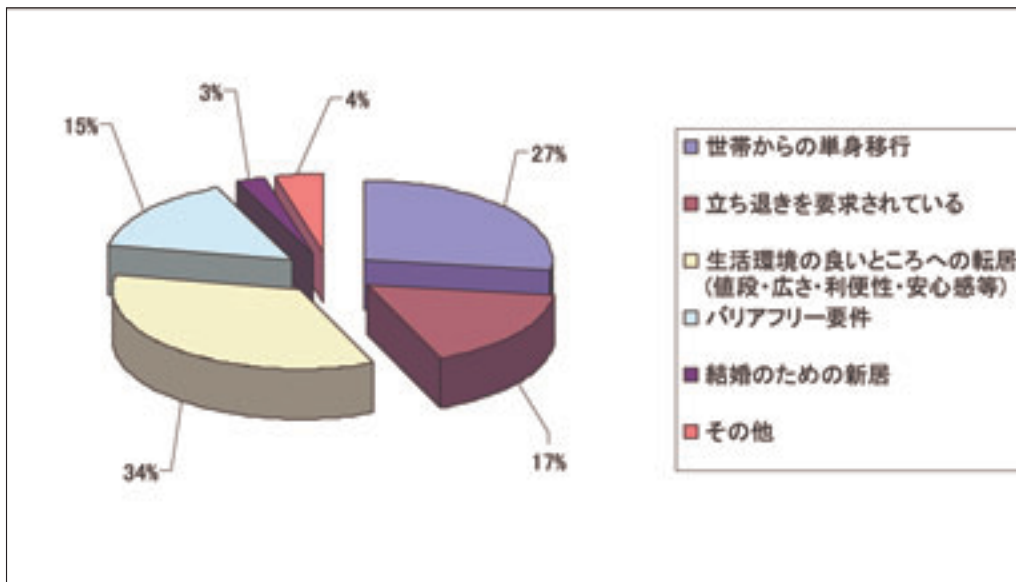


【図2-3-6】

自宅がある方 135人(75%)に対し、施設や病院からの地域移行を希望される方は1/4でしかなく、精神科領域に特化してみると、入院者9名、精神科関連施設の入所者9名(グループホームや福祉ホーム等)、計18名(10%)です。初回の相談者の46%が本人であることと考え合わせると、本当に必要な方への情報提供がきちんと届いていれば、もっと地域移行の方の率は高くなるものと思われますし、現状の情報提供に課題があるものと反省しているところです。

自宅がある人について、住み替えを希望する理由について分析してみると、【図2-3-7】のようになります。





【図2 - 3 - 7】

「生活環境の良いところ」とは、値段、広さ、公共交通機関の利用や立地条件等の利便性などと平行して、ある意味精神科特有の問題といえるかもしれませんが、他者の生活音への敏感さや近隣との妄想的な感情も含めた人間関係から離れたい、などを「安心感」としてまとめています。

#### イ. 入居支援の流れ

基本的には、受理(インテーク)→査定→計画策定→介入→モニタリング→評価→・・・というケアマネジメントサイクルの中での流れです。

**受 理** 相談の受付・・・相談票の作成

**査 定** ニーズ・課題の整理を行う中で、「住みたい暮らし」を具体的にイメージしていく

- ・家賃や住みたい場所、間取りや環境要件などを整理していく中で、大きくは公営住宅を選択するか、民間物件を選択するか
- ・公的保証人制度の利用が必要か、否か
- ・初期費用の準備性（生活保護受給中の場合は、扶助費の支出について要確認）
- ・転居後の生活イメージの確認とサービス調整について
- ・家族や医療機関・施設側、他の関係機関との調整など周辺環境の整理

**計 画 策 定** 具体的な物件調整

- ・転居の時期や希望内容等の整理
- ・「物件」仲介の方向性の確認
- ・障害開示内容についての整理
- ・公営住宅であれば、募集の時期も限られており、必要な方については申込書の作成援助等も行う

**介 入** 物件調整と転居後のサービス調整に関する関係機関との調整（必要に応じ個別ケア会議を開催、宿泊体験プログラムの利用等についても協議）



不動産業者との調整、仲介依頼



下見の同行と具体的な調整・・・必要な方については、住宅改修等も確認していく



契約・・・家賃保証事業者利用支援も含め、必要な方については同席



転居・・・必要な方については地域生活支援サポーターやリサイクル生活用品を調整



**モニタリング** 居住継続支援

関係機関との連絡調整も含め、24時間365日での相談を受け、日々の生活課題の整理を行っていく。個別ケア会議の開催や定期的な訪問や面談等も行っていく。

具体的な相談からのながれを以下にまとめています。

**(ア) 相談の受付 (全体的なアセスメント)**

まずは、来所若しくは訪問でご本人にお会いすることを通じてのアセスメントを行ないます。基本的な係わり方として、その場合、まずご本人に会うことを前提としています。お会いすることでしか見えないこと、了解できないことも多いからです。と同時に場合によっては必要となる情報開示の内容や情報提供についての承諾が大切と考えるからでもあります。

その中で、重点的に聞かせていただくポイントは、

- ① どんなところへ住みたいのか、どんな形で住みたいのか、その具体的なイメージ。  
例えば、住所地、家賃、広さ、一階がいいのか、二階以上がいいのか、高層か低層階か、木造か鉄筋か、アパート形式がいいのか一軒家か、民間か公営住宅か、特別に配慮してほしいこと・・・など。とにかく具体的であればあるほどありがたいです。
- ② 今の生活の場所や暮らしぶり、経済状況など（特に、初期費用の問題があり、目安として、アパートで暮らしていくことが可能な収入についての聞き取りをします。）※生活保護受給中の場合、事由が満たせば扶助費での転居費用の支出は可能ですが、それでも不動産業者への仲介料や家賃保証事業者の契約料、鍵の交換費用、火災保険料などは自己負担とならざるをえないためどうしてもそれなりの準備が必要となります。
- ③ 住まいを探している理由（例 精神科病院や施設から出たい、部屋が狭いので住み替えたい、立ち退きを要求されている、隣の人とうまくいかない、親亡き後を想定して今からひとり暮らしを始めたい・・・）
- ④ これまでの生活歴を聴ける範囲でお聴きします。これまでの住まい方でこれからの暮らし方の予想が立てられるからです。
- ⑤ 障害歴や現在の障害状況（手帳等級や障害特性）、かかっている医療機関、通所している施設や申請していれば障害程度区分、使用している障害福祉サービスの状況
- ⑥ 家族歴、そのつきあいの程度等  
連帯保証人のなり手や緊急連絡先の有無
- ⑦ そのほかインフォーマルな支援の状況

**(イ) 関係機関との調整、役割分担の確認**

- ① 家族間の調整としては、なるべく、同席面談の機会を調整するようにしています。

- ② 医療情報等の整理・・・意見書や診断書までは要求していませんが、精神科だけでなく、他科についても必要であれば医師連絡をしています。但し、特定の書式などは用意していません。
- ③ 地域の支援体制に係る調整

【図2-3-5】にもありますが、本人、家族に続いて、区役所や委託相談支援機関などを介しての相談も15%あります。相談を受けた以後に障害福祉サービスの利用調整の必要性が生じることもあり、関係機関との協力体制を欠かせないものとなっています。又、個別ケア会議が速やかに開催されるためにも関係機関との連携は重要となります。

#### (ウ) 個別ケア会議の開催を通じて

ここでは、いくつかの分野に分けてこれまで開催してきた個別ケア会議について少し紹介させていただきます。

#### ① 地域（単身）移行、転居前の課題の整理と今後についての関係者間で役割分担等が必要な場合

A氏・重度の障害を持つ児と母との二世帯。物件調整の依頼でセンターに相談があった人です。住居地区を越えての転校、並びに転居を希望しており、送迎等も併せた転居先の条件や環境等について事前の調整が必要と考えられたため。

##### 出席者

母親、特別支援学校の担任教諭、委託相談支援事業者の相談員、区役所（生活保護課ケースワーカー）、当センター職員（於 特別支援学校）  
（協力的な不動産業者、ならびに家主の協力を得て、事前の改修も終えて、4月1日での転居を予定している。転居後の生活支援の組み立ては、委託相談支援事業者を中心に行うように予定した。）

B氏・親元からの単身移行を希望する30代の男性、精神保健福祉手帳2級を所持。両親の賛成がなかなか得られずに、少しでも具体化できるようにと以前から関わってきているが、改めて現状での課題や両親への介入の方向性等について関係者で共有化することが必要となったため開催。

##### 出席者

本人、精神科病院の主治医とPSW、就労機関（A型事業所）職員、当センター職員（於精神科病院の外來）

C氏・精神科病院（療養病棟）に入院中の30代の男性。精神保健福祉手帳2級を所持し、生活保護を受給中。保証人がいないため、当センターの保証人提供事業の利用を希望。地域移行の具体的な取り組みについて、現状とこれからの支援の方向性について関係者で共有しておくことが必要であるために開催。

##### 出席者

本人、精神科病棟の看護師長・PSW・担当看護師・OT、退院促進支援事業コーディネーター、区役所（保護課 担当ケースワーカー）、当センター職員（於 精神科病棟）

D氏・福祉ホームに入所中（居住区からの入所、生活保護受給中）の50代の女性。精神保健福祉手帳3級を所持。退所後は、これまで通っていた通所授産施設に通いたい、との意向がある。保証人となる人がいないため、当センターの保証人提供事業の利用を希望。退所後の生活に

ついて、その支援の内容等を検討していくために開催。

**出席者**

本人、区役所（生活支援課・保護課）、精神科病院P S W、福祉ホームP S W、当センター職員

② 移行後の生活支援の組み立てや障害福祉サービスの利用等についての関係者間での協議が必要な場合

E氏・親元から離れての市営住宅での単身生活を始めようとしていた。居宅介護サービスを利用することも初めてであると同時に重複（肢体不自由2級・知的障害B2）の障害があり、サービス提供事業者の不安と併せて本人も具体的なイメージを持っていない現実があり、これからの支援の内容やその目的、方向性等について関係者での共有が必要となった。

（アセスメント表 P 55 参照）

**出席者**

本人、区役所、委託相談支援事業者相談員、居宅介護事業者（ホームヘルプサービス）サービス提供責任者、当センター職員（於 自宅）

→この回は、通所施設が参加できなかった。その後は、直面する課題に応じて、個別に3者もしくは4者での会議を継続的に開催してきている。

F氏・昨年の5月に単身生活へ移行したばかりである。「転居後の生活について、期待と不安が半々である」と表現されており、不安部分の軽減のために、ご本人の思いや希望を大切にしながら、関係者での情報共有と現状確認を行う中で今後の支援の方向性について検討していくために、転居直後に開催した。（P 52 参照）

**出席者**

本人、両親、主治医（精神科医）、デイケアスタッフ、訪問看護ステーション担当者、当センター職員（於 精神科病院 外来）

G氏・77歳、視覚障害1級。老朽化した民間アパートから市営住宅への転居に伴い、保証人がいないため当センターの保証人提供事業を利用しての転居となる。転居前後の課題整理と併せ、転居後の生活支援の組み立てが必要であるため開催した。

**出席者**

本人、区役所、地域包括支援センター社会福祉士、身体障害者更生相談所歩行訓練士、地域生活支援サポーター、当センター職員

（生活支援サポーターや地域の民生委員の協力も得て、無事に転居を終えて新生活を開始している。その後、一旦「自立」と判定された介護保険認定区分も再申請の結果、要支援1が確定し、障害福祉サービス（区分4）での移動支援と平行利用をしている。後日、改めて包括支援センターが主体となつてのケア会議を開催した。）（於 自宅）

③ 転居後の継続支援の中での課題整理が必要となる場合

H氏・当センターの保証人提供事業を利用して民間のアパートへ転居して数ヶ月を経過した60代の女性。妄想的な言動は相変わらず続いているが、生活自体には大きな破綻は無く生活を継続してはいる。転居後に、関係者も異動等で変わり、新しい人間関係になじめないところもあり、次の生活の広がりの方角性など共に検討していくことが必要と考えられるため。

**出席者**

本人、区役所（生活支援課、保護課）、精神科病院P S W、当センター職員

I 氏・転居して一年以上を経過したが、当初より、「働いて自立したい」との思いもあり、就労についての具体的な取組みを関係者で共有していくことが必要となったため。

**出席者**

本人、区役所（生活支援課、保護課）、主治医（精神科医）、当センター職員

**④ その他**

J 氏・就労支援を主として、継続的に関わっている40代の女性。精神保健福祉手帳2級を所持。障害開示をした上で訪問介護事業者に入職して半年以上が経過。経過の中で病状の悪化を予測される事態が起こり、そのために医療機関の協力も含めた今後の支援の方向性の確認が必要となったため。

**出席者**

本人、就労機関（訪問介護事業者）、医療機関P S W、障害者職業センター 職業カウンセラー、当センター職員

**個別ケア会議を通じた課題**

当センターとしては現状では個別ケア会議の開催を頻繁にしているとは言えませんが、今後は可能な限り開催をしていくことが必要と考えています。また、これまで開催された個別ケア会議では関係者が課題を共有化することだけに留まってしまうことも少なくありませんでした。又、個別ケア会議で様々な課題が出て、実際には解決や課題整理をする場がなかったり、個別の問題として残っていくことがほとんどでした。

しかし、昨年度末から取り組まれている北九州市自立支援協議会の開始に伴い市全体の取り組みとして、個別ケア会議が頻繁に開催されると同時に課題の整理と解決までのプロセスが構築されることを期待したいと考えています。

平成19年6月5日(火) 11:30~

於;A病院

## Fさんの個別ケア会議 ①

## 1, 参加者

ご本人

ご両親

主治医

E区役所 生活支援課

精神保健福祉相談員

デイケアスタッフ(A病院)

デイケア主任・PSW

訪問看護ステーション(A病院)

所長

北九州障害者居住サポートセンター

## 2, ご本人の状況 等

生年月日; S××. ×. ×生 男性

手帳 ; 精神保健福祉手帳2級

医療機関; Bクリニック

経 済 ; 障害厚生年金2級を受給中、併せて退職時からの定期預金を必要時切り崩している。

家族歴並びに生活歴

; 同胞二人の第一子、長男。4つ違いの妹さんがいる。(別居)。

高校卒業後、自動車メーカーへ12年間在籍。27歳までは寮生活。在職中に発病し精神科にて加療。(初診は、C病院、当初に入院経験あり)

現在、Bクリニックへ通院中、併行して、16年4月よりA病院デイケアを利用中。

## 3, 居住サポートセンターへの相談の経緯

18年10月~本人より電話。母がケアハウスへ入所して以降は、父と二人で暮らしているが、来年、父親が退職となるため、それ以降は母と同じケアホームでの入居生活を計画している。その後は障害厚生年金で一人暮らしをする予定になっており、当初は、「アパートを探すのに際し、退職後の父では保証人になれないのではないかと思います。この事業で保証人になってもらえるだろうか。」とアクセスあり。

19年1月~両親と来所。

将来のためにも、障害厚生年金2級での生活を考えており、近く市営住宅の申し込みをする予定である。平行して3~35,000円の物件も検討したい、との意向。

2月~市営住宅の優先枠入居で申し込みをするがあっせんに至らず。

3月~「市営住宅があたるまで、多少高くても民間のアパートで暮らしたい」と希望。

転居物件についての希望を確認し、D不動産家さんにて、障害開示の了承を得た上で物件調整。

4月~物件を下見

5月~16日転居

【現住所】E区F町1丁目・・・Gマンション201号

家賃は、28,000円、共益費 4,000円、最寄りのバス停まで2分。1R(洋 8.2)

SRC造、12階建ての2階(全44戸)エレベーター・電気コンロ・エアコン・

下足箱・ミニキッチン・給湯・シャワーあり、駐輪場(バイク可)



## 4, 個別ケア会議開催の目的

この5月16日に単身生活を始めたばかりである。「転居後の生活について、期待と不安が半々である」と表現されており、不安部分の軽減のために、ご本人の思いや希望を大切にしながら、関係者での情報共有と現状確認を行う中で今後の支援の方向性について検討していきたい。

## 5, ご本人・ご家族の思い

本人…「あとひと花、ふた花は咲かせたい、熱中できるものを見つけない、このまま老いるのは嫌だ」

「できれば、4～5万円稼いで年金と併せて生活していきたい」

「でも今は体力があまりないため、一日5時間くらい働くのが限界かなあと思っている」

「クローズで探したいとも思っているが、障害者であることが後でばれたら職場から怒られたりするのではないか」との不安あり。3年間のブランクがあることも心配。

「主治医の先生からは、授産施設に行けといわれるかなあ・・・とも思っている。」

【ハローワークにて障害者登録有、昨年のジョブガイダンス事業へ参加。障害開示の就労経験はない。発病後の就労は、大手企業の下請けに8ヶ月勤務経験がある】

まだ一ヶ月も経過していないため、生活費がどの程度かかるか把握できていないし心配。

潜在的に、他人、社会が怖い、との思いがあるが、今は薬でコントロールできているし、不安時など上手に薬の利用もできる、との認識。

父 …昼夜逆転していることが一番の心配。

仕事については、薬の調整ができれば働けるだろう、との意見。

家事全般を今まで父が担っており、たまに洗濯干しを手伝う程度だった。働いていたときの寮も賄いつきだったので調理経験はない、掃除も苦手、火の始末やゴミ捨てなどは問題ないと思う。たまにクラシックギターを弾くので周囲への音漏れは気にかかる。

いずれは、母と同居と思っているが、退職後もしばらくは小倉に住むので支援は可能である。

※共に、現物件に住みつづけるということではなく、市営住宅への転居の希望は高い。

## 6, 関係機関より

・主治医  
(意見)

・デイケア  
(意見)

・訪問看護  
(意見)

・区役所 精神保健福祉相談員

近いこともあり、すでに何度か来所されている。

調理を経験する入り口として、区役所で実施している料理教室参加もいいのではないのでしょうか、との提案あり。



7, 現状の課題の整理

- ・ 今後の住まいの選定について
  
- ・ 昼夜逆転に対して
  
- ・ 単身移行の双方の不安軽減のための訪問系サービスの導入について
  
- ・ きりもり力・生活力の獲得と父親の負担軽減  
 外食主体での食事バランスの気になり、金銭の負担感はすでに感じている。
  
- ・ 就労への希望に対して

8, 今後の支援の方向性と各関係機関の役割分担

9, その他

## 生活支援アセスメント票

情報提供者： E氏 / 主たる介護・援助者： 単身移行

※ 07. 5月 個別ケア会議資料として、ヘルパーステーションを意図して記入

〈記載上の留意点〉

- 1) 情報提供者を明確にしておく：本人の要望か、介護者の要望か
- 2) 配慮面・要望面の欄の記載で、配慮すべきこと・希望すること・気づいたこと等を記載していく
- 3) 援助者：家族・近隣・ボランティア等のインフォーマルサービス提供者

## 生活支援サービスの聴取項目

## 1. 日常生活に関する領域

項目	実態	援助有無	「要」の場合の特記事項
起床時間 (目覚まし・起こされる) (ベッドメイキング)	起床時間 (6時すぎ) 誰・何で起床：目覚まし時計、 携帯のアラーム機能を利用。	不要・要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導 / 不要 ・ 要
		配慮 要望	
就寝時間 (ベッドメイキング)	就寝時間 (22時 分)	不要・要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導 / 不要 ・ 要
		配慮 要望	
屋内移動 (「寝返り」・「起き上がり」・「ベッドへの移乗 (床・車椅子等)」)	自走式の車椅子を利用。両側の短下肢装具を着用、手すり等あれば伝い歩きは可。	不要・要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導 / 不要 ・ 要
		配慮 要望	
衣服着脱 (衣服を出し、着脱、衣服の整容、衣服の補修まで)	大半を取り出しやすいようにハンガーにかけている。細かくみるとシミのある衣服やほころび、のびなど目に付くが本人はあまり気にしていない様子。量はとにかく多いが、うまく収納されてはいない。ジャージのゴムが伸びているが指摘すると「変えられる」とは言うが、「器具がないので変えられない」との返答。	不要・要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導 / 不要 ・ 要
		配慮 要望	しわを伸ばして干す、畳む、使い勝手を考えて収納するなど苦手。シーツや毛布を洗う、干すなどこえかけや支援が必要。素材に応じた洗剤の使い分けなど表示をみて工夫している。粉末洗剤と汚れのひどいところへはスプレーをする、というパターン。柔軟材などボトルの大きいものは利用不可。

項目	実態	援助有無	「要」の場合の特記事項
整容行為 (洗顔・歯磨き・髪をとくなど)	流し台は使い勝手が悪く、水こぼれが懸念される。	不要・要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配慮 要望	車椅子で、洗顔等を行う際に、洗面所の下「開き戸」が邪魔で使用し難いとの由、再度、訪問調整を行う事を伝える。

項目	実態	援助有無	「要」の場合の特記事項
食事行為 (介護者の調理・自炊・外食の有無 または自炊の場合の調理・買い物・後片付けの行為)	朝食	不要・要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの家事援助・身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配慮 要望	油の飛びちりなど頓着がないものと思われるし周辺の掃除ができていくと思われる。
	昼食	不要・要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの家事援助・身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配慮 要望	
	夕食	不要・要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの家事援助・身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配慮 要望	効率的なやりくり、切り盛りを体験させてほしい。 ※カレー、シチュー、オムライス、焼き飯、砂ずりとピーマンの炒め物など野菜炒めはできる、肉じゃが、おでんはできるとのこと。 夏はそうめんが多くなる、味噌汁は一回作ったことがある程度。 ※料理を小分けして冷凍保存することの理解がない。
排泄行為	排尿	不要・要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの家事援助・身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配慮 要望	
	排便	不要・要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの家事援助・身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
配慮 要望	下着の汚れや体臭等については指摘してもらいたい。生理パッドの装着もうまくいかないことがあり、支援が必要なときもある。		
入浴準備 入浴行為 (浴室清掃から入浴、髪・体を洗い、風呂を上げて服を着るまでの行為)	清掃はできない。足先が自分では洗えない。手すり、シャワーチェアはあるが転倒への不安があるため配慮が必要。	不要・要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの家事援助・身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
配慮 要望	シャワーノズルが高い位置では手が届かない。		

項目	実態	援助有無	「要」の場合の特記事項
洗濯 (介護者) (本人の場合、汚れ物を洗濯機に入れ、操作、干す、取り込むまでの一連の行為)	洗濯をすることはできるし、干せる。但し、ベランダには出れないため、自身でベランダに干す行為はできない。	不要・ <input type="checkbox"/> 要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの家事援助・身体介護 / 不要・要 助言・指導 / 不要・ <input type="checkbox"/> 要
		配慮 要望	しわを伸ばして干す、畳む、使い勝手を考えて収納するなど苦手。シーツや毛布を洗う、干すなどこえかけや支援が必要。素材に応じた洗剤の使い分けなど難、粉末洗剤と汚れのひどいところへはスプレーをする、というパターン。
掃除 (介護者) (本人の場合、その掃除行為の内容)	掃除器はかけることができる。床ぶきはできないし、細かいところへは手も届かない。車椅子のため、高い位置にある棚へは手も届かない。	不要・ <input type="checkbox"/> 要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの家事援助・身体介護 / 不要・ <input type="checkbox"/> 要 助言・指導 / 不要・ <input type="checkbox"/> 要
		配慮 要望	日常的に自走式の車椅子利用であり、さえぎるもののない窓では埃が舞うことも否定できない。具体的な指示・支援が必要。

## 2. 健康に関する領域

項目	実態	援助有無	「要」の場合の特記事項
病気へ留意 体力 服薬管理 食事管理	内科・外科(B病院)へは二週間に一回、婦人科(C病院)へは月一回通院中。自身で管理。転居したことを契機に転院も検討中。	<input type="checkbox"/> 不要・ <input type="checkbox"/> 要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの通院等介助 / <input type="checkbox"/> 不要・要 □訪問看護の利用援助 / <input type="checkbox"/> 不要・要 □管理栄養士の定期指導 / 不要・要 □保健師の定期訪問 / <input type="checkbox"/> 不要・要 助言・指導 / 不要・ <input type="checkbox"/> 要
		配慮 要望	便秘があるため、食物繊維や水分摂取に留意して欲しい。

## 3. 社会生活技能に関する領域

項目	実態	援助有無	「要」の場合の特記事項
屋外活動 (近距離移動) (遠距離移動) (通学・通勤・公共機関の利用の有無)	電動車いすを調整中。現在、近距離は自走式の車椅子を利用。補助券にてのタクシー利用(父もタクシー運転手)、JRを利用。バスの利用はほとんどない。	不要・ <input type="checkbox"/> 要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの身体介護 / 不要・要 助言・指導 / 不要・要
		配慮 要望	自走式の車椅子では上り坂に難あり。ひとつひとつの動きが緩慢であるため、時として買い物同行時には押していただく必要がおこると思われる。
金銭管理 (金銭理解・使用状況・貯金管理・他)	障害基礎年金1級が中心、工賃もあっても数千円しか発生しないと思われるため無駄遣いができない。	不要・ <input type="checkbox"/> 要	援助者／ <input type="checkbox"/> 有り(居住サポートセンター)・無し・要 □成年後見制度利用援助 / 不要・要 □権利擁護事業利用援助 / 不要・要※要検討 助言・指導 / 不要・ <input type="checkbox"/> 要
		配慮 要望	経験の中でやりくり、きりもりの工夫を学習していただきたい。出納帳をつける予定であり、時としてチェックしていただきたい。 安い、高いの判断や買い込む料の計算などできない。食材の賞味期限は確認して購入。店内の安売りの表示の見方を教えて欲しい。ジュース類の購入については注意するように促している。

項目	実態	援助有無	「要」の場合の特記事項
危機管理 (戸締り) (連絡)	※ドアチェーンは調整予定。 危機管理意識は弱い。(指摘してもレースのカーテンだけでいいと思っていたし、新聞の購読契約も行っていった。) ドアモニターがないため来訪者が確認できず、不用意にドアを開ける可能性も否定できない。	不要・ <input checked="" type="checkbox"/> 要	援助者／ 有り ( )・無し・要 助言・指導／ 不要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 要
		配 慮 要 望	コンドームもあった、指摘しても本人は特段気にはしていない様子だった。

4. 生活基盤に関する領域

項目	実態	援助有無	「要」の場合の特記事項
経済環境 (家族扶養、年金、 所得、工賃等)	障害基礎年金1級が中心、工賃もあっても数千円しか発生しないと思われる、OMCへの借金返済が10,105円/月	不要・ <input checked="" type="checkbox"/> 要	
		配 慮 要 望	出納帳をつける予定。それをときに確認していただきたい。
住環境 (持ち家、賃貸、住 宅改造の有無、住 環境の改善点等)	新築市営住宅、家賃は22,500円/月、共益費は1,000円 ※玄関ドアのストッパーの調整とドアチェーンの位置修正予定 ※電動車いす調整中	不要・ <input checked="" type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 住環境の改善／ 不要 ・ 要 <input type="checkbox"/> 住居転居／ 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配 慮 要 望	車椅子のため、高い位置にある棚の利用や保管用品の確認などはできない。必要に応じ支援していただきたい。

5. 家族・近隣支援に関する領域

項目	実態	援助有無	「要」の場合の特記事項
家族・介護者支援 状況 (介護支援・レスパ イト・その他)	他区に両親と長兄、次兄(連帯保証人)は隣接区に居住。母は精神科へ通院中、これまでも時として母ともめることがあった。時折の外泊は今後も可能と思われる。) )	不要・要	援助者／ 有り ( )・無し・要 <input type="checkbox"/> ショートステイ利用／ 不要 ・ 要 <input type="checkbox"/> レスパイト支援／ 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配 慮 要 望	不安の解消のためにも定期的な現状の報告は必要だと考える。
近隣支援の状況	同じ市営住宅にも友人(元同じ施設入所者)あり、風船パレーメンバーとの交流もある。	不要・要	援助者／ 有り (同じ市営住宅にも友人あり)・無し・要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配 慮 要 望	近隣との人間関係をどう作れるかは課題だが、同フロアと上階に知人を中心に交流を図りたい。



## 利用者の状況

## 6. コミュニケーションスキルに関する領域

項目	実 態	援助有無	「要」の場合の特記事項
意志伝達手段・意思表示の程度 (身振り・音声・対話の状況)(意思表示の行為内容)	言語でのコミュニケーションにはほとんど問題はないが、比喩的な表現などは理解できない。文字理解力は低いところがあり、漢字はあまり読めないし、文章での理解は難しい。適当に読むことあり。	不要・ <input checked="" type="checkbox"/> 要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 要
		配慮 要望	
言語理解の程度 (依頼・言語説明理解等)	断わることは苦手。今回も執拗な新聞の勧誘を断われず契約した経緯あり。支援者で断った。	不要・ <input checked="" type="checkbox"/> 要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配慮 要望	信頼できる人には困ったことなど変化があれば相談するものと思われる。必要時、居住サポートセンター、若しくは地域支援室までご連絡をいただきたい。
電話・FAX・筆記・パソコン・ワープロの使用	電話の利用は可、但し要件から直接入ったりするため唐突な印象を受けることあり。サイン等に問題はないが何回も書くと根気が続かない印象あり。全体のバランスを見たり、捺印の際に下敷きをおくなどの配慮はできない。	不要・ <input checked="" type="checkbox"/> 要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配慮 要望	気づいたときに指摘していただきたい。
対人関係及び問題行動	例えば転居の際の近隣(上下左右)への挨拶の品が必要とは配慮できる。但し、洗剤を送るものと決めているり自身の経済とのおりあいをつけることは難しい。	不要・ <input checked="" type="checkbox"/> 要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 要
		配慮 要望	信頼できる人には困ったことなど変化があれば相談するものと思われる。必要時、居住サポートセンター、若しくは地域支援室までご連絡をいただきたい。

7. 社会参加に関する領域

項目	実態	援助有無	「要」の場合の特記事項
レクリエーション・趣味・旅行等	風船バレーへの参加あり。	<input type="checkbox"/> 不要・ <input type="checkbox"/> 要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配慮 要望	
当事者団体・各種社会的活動の参加		<input type="checkbox"/> 不要・ <input type="checkbox"/> 要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □HPの身体介護 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配慮 要望	近隣との人間関係をどう作れるかは課題。生活者としてのアドバイスがほしい。

8. 教育・就労に関する領域

項目	実態	援助有無	「要」の場合の特記事項
学校教育または生涯学習(料理教室等)への要望		<input type="checkbox"/> 不要・ <input type="checkbox"/> 要	
		配慮 要望	
就労に関する要望	5/7より平日は、就労継続B型(Aセンター)へ通所予定。施設退所後は、一年あまりプログラムのない生活を過ごしていた。そのため、まずは生活リズムを造ることからがスタートだと思う。	不要・ <input type="checkbox"/> 要	援助者／ 有り ( )・無し・要 □障害者雇用支援センター利用援助 / 不要 ・ 要 □障害者職業センター利用援助 / 不要 ・ 要 助言・指導／ 不要 ・ 要
		配慮 要望	体力や生活リズムについてはチェックしていただきたい。

9. 育児・養育に関する領域

\*子ども 有・無

(改定) 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト 2007.9.30  
障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会作成(中央法規)より引用

### (エ) 物件の調整やあっせん

物件の仲介やあっせん依頼、下見への同行、必要時の入居契約への同席、家賃保証事業者の利用支援、事後の諸手続きの支援などを行っています。

#### 1. 不動産業者や家主との関連、つきあい方

特定の不動産業者との協働関係があるわけではないので、個々の事例を通じての開拓というスタンスをとっています。居住サポートセンター開設以来、30件あまりの不動産業者を訪問しています。「障害者」というイメージは、これまでの経験の多少によって大きく左右されますし、全体的としては関わり程度の薄さ、というのが印象です。基本的には、「住みたい」と思われている住所地周辺の不動産業者を個別に訪問し、物件の仲介と事業紹介をワンセットにしての開拓様式をとっています。事業の紹介だけを主として「営業」しても、実態がつかめないと考えられるからです。「精神科」と聞くだけで、マイナスの印象を言われる業者さんもおられますが、それは「何も障害のことなど知らされていなかった」、どう対応していいかわからなかった、「どこに相談すればいいのかも皆目わからなかった」というこれまでのマイナスの経験の中で



「実際には玄関もこの様な所がほとんど」

の課題であり、そのことの解決の一助を担う事業であることを説明することで前向きに検討いただける、というプラスへの転換もあります。具体的には、ご本人の承諾の元に障害状況も含めたそれぞれの状況を開示しています。その上で、下見の同行や現場での調整等を行っています。本人に会っていただくとその後はおもいのほかスムーズに進むことが多いようです。

中でも、身体障害領域で「バリアフリー」物件を仲介していく中で、改めて、その理解や了解に差があることを痛感させられています。実態としての理解はまだまだであり、大きな課題があるといわざるをえません。

写真は、「いずれは電動車いすに移行しても暮らせる家を探している」、として紹介してもらった物件です。ある意味では、仲介の機会が啓発活動の一環となるでしょうし、まずは「知り合う」ことが大切なのだらうと考えています。

## 今地域にある資源を生かそう

近年、北九州圏域での不動産業界が抱える大きな課題の一つに、空き物件の増加があげられ、不動産業界をとりまく経済環境は未だに不況の殻を破られてはいません。部屋を貸したいのだけれども借り手がおらず、物件の維持に苦慮している実態をたくさん目にします。片や、センターの方々とお話をすると、地域で生活をしたいけれども、保証人が居ないために契約できない方、何処にどう相談していいのかわからないと立ち止まっている方、部屋を借りたくてもみつけれないという障害のある方々や高齢者もおられる、車椅子で住める物件もなかなかない、あっても家賃が高くては入れない、という話は切実です。それぞれが個別に考えてもなかなか前に進めない課題もたくさんあるでしょう。私たちの知らないこともいっぱいあるでしょう。この一年のセンターの実績の中で見えてきた課題もたくさんあることと思われまます。バリアフリーな新しい住宅を建てることも一策かもしれません。でも、今地域にある資源を生かしてこそが本来の地域づくりではないでしょうか。ここは、関係する諸機関で課題を持ち寄り、協議、検討できるような場の設置がぜひとも必要であり、そうすることで次の展望が開けていくのではないのでしょうか。

(一周年記念誌より宅建協会北九州支部 支部長)

### II . 家賃保証事業者との関連や契約に至る一連のながれ

北九州市として提携している家賃保証事業者は、日本セーフティー株式会社と株式会社リプラスの2社です。「選択できる」ことは利点だとは思いますが。この2社については、全国展開の事業所ではありますが、北九州市というエリアに限定していえば、決してそのシェアは高いとは言い難く、実態として、事業紹介と同時に時として2社の広報活動をしている感は拭えません。他都市での展開を考える際、まずは地元での家賃保証事業者の利用実態を調べることからのスタートを是非お奨めします。

実際に、提携していない不動産屋さんで、新しく2社の利用を始めたところは少なくありませんし、「〇〇しか利用できません」と選択の機会すら提供できないこともあります。また、他の家賃保証事業者しか利用しない、しかし、物件はここがいい、とご本人が主張される場合にこの2社以外で契約された方も3名おられます。(P 64～65 参照)

当初、日本セーフティー株式会社での契約料は、月額家賃等の30%として最低下限額の設定はありませんでしたが、企業としての想定を下回る事態が発生したために、事業開始後に最低下限額を設定するという契約内容の一部を変更した経緯があります（19年4月1日付け）。株式会社リプラスは、契約当初より最低保証委託料20,000円で設定しており、今は、2社ともに20,000円という最低下限額を設けています。いずれにしてもこの金額の負担感は大きいし、併せて、更新料も必要となり中には更新料の要らない事業者もあることからここでも利用のしにくさは否めません。

居住サポートセンター開設以来、日本セーフティー株式会社 11名、株式会社リプラス 4名の利用実績があります。





北九州市障害者居住サポート等事業における北九州市との協定締結事業者について  
日本セーフティー株式会社

協定内容	
家賃保証事業者は、居住サポート事業に基づき賃貸される住宅の所有者（賃貸人）と締結する賃貸保証契約により、次に掲げる債務について、当該各号に定める限度額において対象者を保証するものとする。（協定書 第三条）	
保証内容	(1) 月額賃料、月額共益費、月額駐車料金等相当額の24ヶ月分 (2) 住宅退去時（夜逃げなど行方不明時）の残置家財等の撤去に要する費用の実費相当額 (3) 住宅退去時の原状回復に要する費用は、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に基づいて算定し、保証会社の承認に基づく額とし、最高限度額を20万円とする。 (4) 訴訟等法的手続きに要する費用の実費相当額
保証料	保証契約委託時に対象者が家賃保証事業者に支払う保証料は、月額賃料等の30%を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。但し、保証料の最低限度額については2万円とする。また、2年毎の保証委託契約更新時に対象者が支払う保証料は、契約更新後の新月額家賃等に20%を乗じて得た額とする。（1円未満切り捨て）但し、保証料の最低限度額については、1万円とする。
保証期間	家賃保証事業者が対象者と締結する保証委託契約に基づき、2年間とする。但し、賃貸借契約が更新される場合には、家賃保証事業者が対象者と締結する保証委託契約の更新に基づき保証期間は更新されるものとする。
契約手続き	家賃保証事業者が対象者と締結する保証委託契約の手続きは、対象者が賃貸借契約の手続きとともに行うことができるものとする。
その他	平成9年2月28日設立 本社は東京・大阪 福岡支店にて対応。

※「北九州市障害者居住サポート等事業に係る債務保証制度の実施に関する協定書」  
(2006.10.1 締結、2007.4.1 一部変更) より抜粋

北九州市障害者居住サポート等事業における北九州市との協定締結事業者について  
株式会社 リプラス

協定内容	
家賃保証事業者は、居住サポート事業に基づき賃貸される住宅の所有者（賃貸人）と締結する賃貸保証契約により、次に掲げる債務について、当該各号に定める限度額において対象者を保証するものとする。（協定書 第三条）	
保証内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 月額賃料、月額共益費、月額駐車料金等相当額の48ヶ月分</li> <li>(2) 住宅退去時の残置家財等の撤去に要する費用の実費相当額</li> <li>(3) 住宅退去時の原状回復に要する費用のうち、保証会社の承認に基づく額</li> <li>(4) 訴訟等法的手続きに要する費用の実費相当額</li> </ul>
保証料	<p>保証契約委託時に対象者が家賃保証事業者を支払う初回保証料は、月額賃料等に50%を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てた額）とする。但し、最低保証委託料は2万円とする。</p> <p>2. 保証委託契約に係る2年目以降の一年毎の年間保証委託料は、年額1万円とする。</p>
保証期間	保証期間は、家賃保証事業者が対象者と締結する保証委託契約に基づき、入居から退去明け渡しまでとする。
契約手続き	<p>家賃保証事業者が対象者と締結する保証委託契約の手続きは、対象者が賃貸借契約の手続きとともに行うことができるものとする。</p> <p>2. 家賃保証事業者は対象者の賃貸借契約について、必要に応じて契約時に立会い、賃貸人との交渉を行うなど、円滑な入居支援に協力するものとする。</p> <p>3. 家賃保証事業者は対象者との保証委託契約及び賃貸人との賃貸保証契約を締結する際は、契約の内容を家賃貸人、対象者または居住サポート事業により入居支援を行う者に対して懇切丁寧に説明するものとする。</p>
その他	<p>2002年9月3日設立 本社は東京</p> <p>北九州支店（小倉北区紺屋町）、福祉支援室（東京本社）あり。</p>

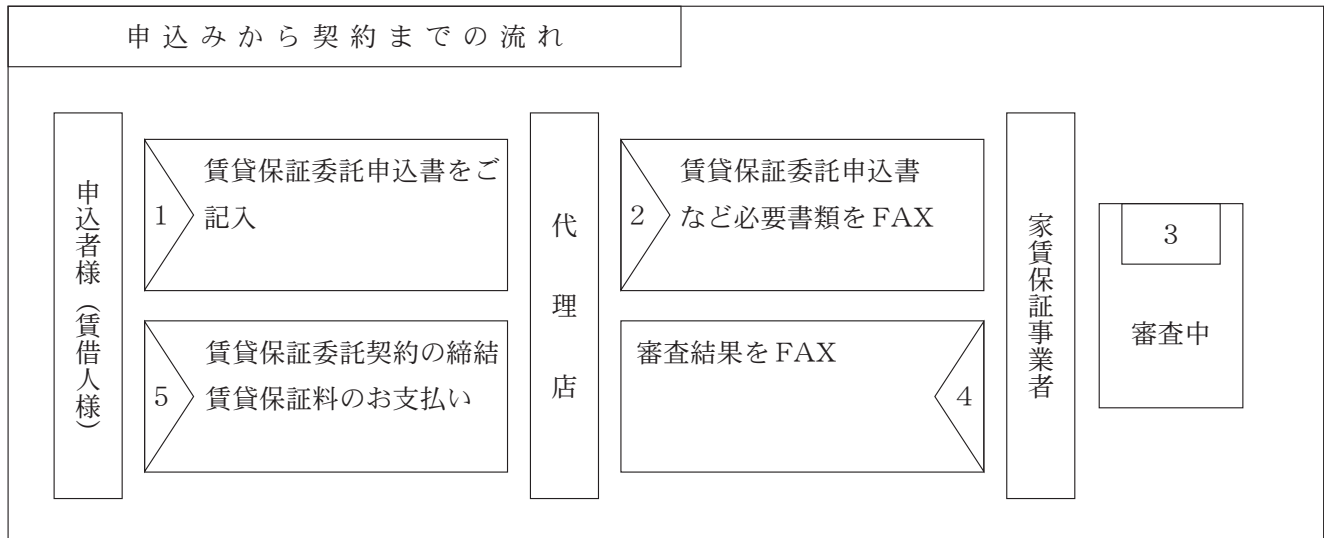
※「北九州市障害者居住サポート等事業に係る債務保証制度の実施に関する協定書」  
(2006. 10. 1 締結) より抜粋

A) 一般的な物件での家賃保証事業者との契約の流れ

申し込みから契約までの流れは、【図2-3-8】のとおりです。

市営住宅を除いて、2社の基本的な流れはほぼ同じです。書類の文言や本人確認書類について多少の違いはあるかもしれませんが、概要は他社もほとんど同様だと思います。

センターとしては、2社について説明し、いずれかをご本人に選択してもらうように支援しています。必要書類の準備等で戸惑う方もおられるため、整理をしたり、各社に対して利用に至る経緯や生活状況等について補足することもあります。



【図2-3-8】

B) 市営住宅での家賃保証事業者との契約の流れ

市営住宅については、「請書」があることで流れに少し差異があります。

大枠の流れは上記と変わりません。代理店の役割を当センターが担うわけです。

市営住宅の空き家待ち入居者募集は、2，6，10月です。あっせんされた段階で、連帯保証人が1人必要であり、保証人となる方の所得証明と印鑑証明の提出を義務付けられています。そのため、所得を第三者に知られる、という意識から相手が親族でも了承しがたい、という方もおられるようです。それに変わるものとして、現在は日本セーフティー株式会社のみが対応しています。

賃貸人が「北九州市」となるため、賃貸人欄の証明について署名・捺印が必要となります。契約料の入金を本人が完了したことを確認した上で、住宅管理課へ署名・捺印を受けるために訪問するようにしています。「請書」を会社へ送付すると、会社印が捺印された「請書」が返送されることとなります。ご本人が、市営住宅相談コーナーへ提出して、入居手続きが完了する、という流れです。その際、窓口へは、契約書の借主様控えと契約料の入金票を一緒に提出してもらうことになっています。

### ある家賃保証事業者のつぶやき

私は、業務の中で障害者のみならず、高齢者や、ホームレスだった人、DV被害にあった人などの賃貸借契約に立ち会う機会が多くありますが、そのたびに思うことがあります。この方はたまたま良心的な支援者に会うことができ、行政の助けも得られ、無事に「自立」することができたが、今も助けを得られず、援助のシステムがあることすら知らずに苦勞している人がたくさんいるのではないだろうか？ということです。そのような方々が不利益をこうむることなく、安心して生活できる社会が近い将来実現されることを心から願ってやみません。

これからも自立を目指されている障害者の方々が、ご希望された住居に安心してご入居し、自立した日常生活を営むことができるよう、賃貸保証制度を提供し続けていきたいと考えております。

### Ⅲ．市営住宅への入居支援

北九州市では、平成19年の2月の募集時から市営住宅の「単身者」の枠を拡大し、併せて障害のある人でかつ、保証人のいない人に対しては家賃保証事業者を利用した入居も可能となりました（P 68～73参照）。この事業が動き出したことで、この間に、知的障害のある単身の人 1名、精神障害のある単身の人 2名、身体障害のある単身の方で家賃保証事業者を利用して入居された人 6名、他に知的障害のある母親を世帯主とする母子世帯 1件があります。他にも、9名が当センターへの相談者です。

市営住宅では、家賃保証事業者として日本セーフティー株式会社しか取り組まれていない実態であり、その差が利用実績数の差といえます。現状でも選択さえできない実態は問題である、と言わざるをえません。滞納が起こってから事故報告書の提出期限が、株式会社リプラスでは10日間となっていることが市営住宅でのチェック機能と相容れないことが阻む要因とされています。この件については何度か協議も行いましたが、平行線のままであり、大きな積み残しの課題と言えるでしょう。

精神・知的障害のある人で、単身入居を希望される人については、「居住支援体制が整っていること」が前提で、関係機関（当センター、北九州市障害者地域生活支援センター、通勤寮、グループホーム・ケアホーム支援センター等）からの証明書提出（P 74参照）が必要とされています。事業開始以降当センターで2通、北九州市障害者地域生活支援センターで1通の提出があります。精神障害のある人については、別に医師の意見書（P 75参照）も必要です。動き出したばかりであり、提出書類などのスリム化も検討する必要があると考えられます。

## 申 込 資 格

市営住宅に申し込むには申込時点で次の1～6のすべてに該当していることが必要です。

### 1. 現住所・勤務場所

日本国籍を有し、北九州市内に住所または勤務場所がある方。または北九州市内で外国人登録を受けている方で、外国人登録原票記載事項証明書の在留期間が6ヶ月以上ある方。この場合、在留の資格は問いません。

### 2. 世帯構成

申し込みの区分により次の要件があります。

#### ○ あき家待ち入居者募集（抽選）に申し込みをする場合

##### 一般世帯

原則として夫婦（婚姻予定、内縁関係の場合も可）または親子を主体とした世帯構成であって、現に同居しているか、または同居しようとする親族がある方。

夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申し込みはできません。ただし、配偶者からの暴力被害者で、8ページに定める要件に該当する方については、例外として、戸籍上での配偶者の有無は問いません。（暴力被害について関係機関からの証明が必要となります。）

##### ◆ 内縁関係

双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「妻（未届）」または「夫（未届）」とある方に限ります。

##### ◆ 婚姻予定

申込日から6ヶ月以内（特別あっせん募集の場合は3ヶ月以内）に入籍する予定の方。

##### 単 身 者

次のいずれかに該当する単身の方。戸籍上配偶者のある方や同居親族がありながら不自然に親族と別居しての申し込みはできません。（証明として、戸籍全部事項証明書が必要となります。）ただし、配偶者からの暴力被害者で、8ページに定める要件に該当する方については、例外として、戸籍上での配偶者の有無は問いません。（暴力被害について関係機関からの証明が必要となります。）

また、身体上または精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とする方で、在宅介護を受けることができない方は申し込みできません。

なお、自立の程度について申し立てていただきます。また、面接等で心身の状況をお聞きする場合があります。

- 満60歳以上の方、または昭和31年4月1日以前に生まれた方
- 身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の方
- 療育手帳の交付を受けているA1～A3、B1・B2の方で、入居後に常時の相談対応等の居住支援体制が整っている方（居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。）



- 精神障害者保健福祉手帳の交付をうけている1～3級（または、医師がそれに相当する程度と証明）の方で、入居後に常時の相談対応等の居住支援体制が整っている方（居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。）
- 戦傷病者手帳の交付をうけた方で、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症、または同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- 生活保護を受けている方
- 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等（該当する方は別表11の証明書を提出してください。）
- 配偶者からの暴力被害者で、8ページに定める要件に該当する方（暴力被害について関係機関からの証明が必要となります。）

### ○ 新婚入居者募集（抽選）に申し込みをする場合

#### 新婚世帯

婚姻予定を含む夫婦または夫婦とその子だけからなる世帯です。ただし、下記のとおり、申し込みをする募集の種類に応じた要件①②のいずれかに該当することが必要です。

※定期募集（2月・6月・10月募集）に申し込むとき

- ① 申込日から6ヶ月以内に入籍し、その証明となるものを後日速やかに提出できること。
- ② 申し込み時において、婚姻後（内縁関係は含みません）1年を経過していないこと。（証明として、戸籍全部事項証明書が必要となります。）

※新築募集（定期募集の新築分は除く）・特別あっせん募集（受付順募集）に申し込むとき

- ① 申込日から3ヶ月以内に入籍し、その証明となるものを後日速やかに提出できること。
- ② 申し込み時において、婚姻後（内縁関係は含みません）1年を経過していないこと。（証明として、戸籍全部事項証明書が必要となります。）

### ○ 住宅困窮者募集（点数選考）に申し込みをする場合

#### 障害者世帯

一般世帯の世帯構成要件を満たし、申込者または同居親族が次のいずれかに該当する世帯。

- 身体障害者手帳の交付をうけている1～4級の方
- 療育手帳の交付をうけているA1～A3、B1の方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付をうけている1・2級の方
- 戦傷病者手帳の交付をうけた方で、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症、または同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方

※ 「車椅子向け仕様」に申し込む場合は、上記の要件を満たし、かつ現在日常的に車椅子を使用していることが要件となります。

**年長者世帯**

一般世帯の世帯構成要件を満たし、申込者が満60歳以上で、かつ、他の同居親族が次の項目に該当する方のみからなる世帯。

- 配偶者（婚姻予定、内縁関係を含む）
  - 満60歳以上の方
  - 18歳未満の児童
  - 身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の方
  - 療育手帳の交付を受けているA1～A3、B1の方
  - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1・2級の方
- ※ 「車椅子向け仕様」に申し込む場合は、上記の要件を満たし、かつ現在日常的に車椅子を使用していることが要件となります。

**母子・父子世帯**

① 一般世帯の世帯構成要件を満たし、配偶者のない女子と現に扶養している満20歳未満の児童を含む親族で構成される世帯。（証明として、戸籍全部事項証明書が必要となります。）下記のいずれかの書類で母子世帯としての証明が必要です。

- 児童扶養手当証書、または、手当を受給していることがわかる預金通帳の写し等
- 母子家庭等医療証（母・子の両方に発行されているもの）
- 遺族年金証書
- 配偶者のない女子が児童を扶養していることが確認できる所得の証明

② 一般世帯の世帯構成要件を満たし、配偶者のない男子と現に扶養している満20歳未満の児童を含む親族で構成される世帯。（証明として、戸籍全部事項証明書が必要となります。）

**多子世帯**

一般世帯の世帯構成要件を満たし、現に扶養している満18歳未満の児童を3人以上含む親族で構成される世帯。

**障害単身者**

単身者の要件を満たし、次の項目に該当する方。

- 身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の方
- 療育手帳の交付を受けているA1～A3、B1の方で、入居後に常時の相談対応等の居住支援体制が整っている方（居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。）
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1・2級（または、医師がそれに相当する程度と証明）の方で、入居後に常時の相談対応等の居住支援体制が整っている方（居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。）
- 配偶者からの暴力被害で、8ページに定める要件に該当する方（暴力被害について関係機関からの証明が必要となります。）

**年長単身者**

単身者の要件を満たし、次の項目に該当する方。

- 満60歳以上の方
- 配偶者からの暴力被害で、8ページに定める要件に該当する方（暴力被害について関係機関からの証明が必要となります。）

- シルバーハウジングに申し込む場合は、年長単身者の資格を有する方であること。(配偶者からの暴力被害者は除く。)もしくは、一般世帯の世帯構成要件を満たし、申込者が満60歳以上で、かつ、次に該当する同居親族だけからなる世帯であること。募集によりその区分が限定されます。

- ① 配偶者(婚姻予定、内縁関係を含む)
- ② 満60歳以上の方
- ③ 身体障害者手帳の交付をうけている1～4級の方
- ④ 療育手帳の交付をうけているA1～A3、B1の方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付をうけている1・2級の方

- ふれあいむら戸畑の募集のみ、上記の申し込み枠に加え、下記の条件を満たす障害単身者及び障害者世帯も申し込むことができます。募集によりその区分が限定されます。

- 障害単身者

満60歳未満で、次のいずれかに該当する単身の方。戸籍上配偶者のある方や同居親族がありながら不自然に親族と別居しての申し込みはできません。(証明として、戸籍全部事項証明書が必要となります。)

また、身体上または精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とする方で、在宅介護を受けることができない方は申し込みできません。

なお、自立の程度について申し立ていただき、面接で状況をお聞きします。

- ① 身体障害者手帳の交付をうけている1～4級の方
- ② 療育手帳の交付をうけているA1～A3、B1の方で、入居後に常時の相談対応等の居住支援体制が整っている方(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付をうけている1・2級の方で、入居後に常時の相談対応等の居住支援体制が整っている方(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。)

- 障害者世帯

一般世帯の世帯構成要件を満たし、申込者が上記の①～③に該当する満60歳未満の方で、かつ、同居親族が次のいずれかに該当する方。

- ① 配偶者(婚姻予定、内縁関係を含む)
- ② 満60歳未満で、身体障害者手帳の交付をうけている1～4級の方
- ③ 満60歳未満で、療育手帳の交付をうけているA1～A3、B1の方
- ④ 満60歳未満で、精神障害者保健福祉手帳の交付をうけている1・2級の方

### 3. 収入要件

一定の収入を超える世帯は入居ができません。金額の上限は公営住宅および改良住宅の各々に定められています。また、障害者世帯などは裁量階層とし、条件の緩和がはかられています。くわしくは下表のとおりです。

	公営住宅	改良住宅
一般世帯 (原則階層)	認定月額 ※ 200,000円以下	認定月額 137,000円以下
高齢者・障害者世帯等 (裁量階層 ※)	認定月額 268,000円以下	認定月額 178,000円以下

※ 認定月額とは15～21ページの収入計算の方法により算出した額のことです、実際の月収額をそのまま当てはめることはできません。

※ 裁量階層とは、次のいずれかに該当する世帯です。

- 申込者が満60歳以上の方、または昭和31年4月1日以前に生まれた方。同居しようとする親族がある場合は、その親族が満60歳以上の方、または昭和31年4月1日以前に生まれた方及び満18歳未満の方のみの場合
- 申込者または同居しようとする親族が下記の手帳の交付、認定を受けている世帯
  - ・身体障害者手帳の1～4級
  - ・療育手帳のA1～A3、B1
  - ・精神障害者保健福祉手帳の1・2級（または、医師がそれに相当する程度と証明）
  - ・戦傷病者手帳（交付をうけた方の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症）
  - ・ハンセン病療養所入所者等がいる場合。（ただし、該当する方は、別表11の証明書を提出して下さい。）
  - ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定の厚生労働大臣認定
- 申込者または同居しようとする親族に、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる場合
- 同居者に小学校就学前の子どもがいる場合

#### 4. 住宅に困っていること

現在住宅に困っていることが明らかな方。つぎのいずれかに該当することが必要です。現在市営住宅に居住している方も、このいずれかに該当する場合は申し込むことができます。ただし、住宅使用料等の未納がないこと、また、あらたな市営住宅に入居する時点で、従前の住居の明け渡しと住宅使用料および退去跡修繕費の完納が条件となります。

- 家族と別居している
- 通勤に不便
- 住宅が狭い
- 収入に比べ家賃が高い
- 立退要求を受けている
- 婚約中で住宅がない
- 住宅以外の建物に住んでいる
- その他、現に住宅に困っていることが明らかな場合
- 他の世帯と同居している

※ なお、住宅困窮者募集に申し込む場合は、住宅に困っていることが明らかで、かつ、4～6ページの世帯構成の要件を満たす必要があります。

#### ※ 持ち家について

原則として申込者及び同居者が持ち家を所有、共有する場合は、市営住宅に申し込むことはできません。ただし、競売開始決定後、売買契約成立後は、それを証明する書類があれば申し込むことができます。また住宅ローン支払不能のため自家を手放すこととなった場合は、誓約書の提出により、申し込むことができます。

なお、所定の入居手続き日までに、持ち家の所有権移転が、できない場合は、失格となります。



**※ 立退きを求められているという場合**

- 裁判所の判決、調停、和解の結果、または公共事業で立退く必要があり、その公的証明書類を提出できる とは
- ・ 裁判所の判決、調停、和解の結果立退く必要がありとは、それが既に成立し、その結果として立退きをしなければならない状況が発生していること、またそのことを記載した公的文書を提出できることを要件とします。単に、競売開始の決定のみでは、これに該当しません。
  - ・ 公共事業で立退く必要がありとは、都市計画事業や区画整理事業、その他の公共事業により今住んでいる住宅が収用される予定であり、そのことを事業主体である機関が証明する書類を提出できることを要件とします。
- 家主（親子関係は除く）の都合で立退く必要があり、その証明書類を提出できる（支払遅滞、契約期間終了等自己の責任、都合によるものは除く）とは
- ・ 家主の都合で立退く必要がありとは、賃貸物件の老朽化による除却（取り壊し）、家主の廃業など、家主の一方的な理由により立退きを求められ、そのことについて家主の証明書類を提出できることを要件とします。
- 従って、家賃滞納や騒音、近隣との関係等の理由で家主が立退きを求めている場合や、賃貸借契約の終了等により立退かなければならない場合は、これに該当しません。

**※ 配偶者からの暴力被害について**

配偶者からの暴力を受け、下記のいずれかの項目に該当し、関係機関からの証明書が発行される方。

なお、戸籍上配偶者がいる場合は、離婚の意思がある旨の申立てが必要です。

- ① 婦人相談所において配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」という。）第3条第3項第3号の規定による一時保護、又は婦人保護施設において同法第5条の規定による保護を受けている方もしくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方（一時保護委託を含む。）
- ② DV法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった方で、当該命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- ③ 配偶者からの暴力を理由として母子生活支援施設<sup>※1</sup>に入所している方、又は退所した日から起算して5年を経過していない方

※1…母子生活支援施設の入所者及び退所者については、単身者を除きます。

**5. 連帯保証人**

北九州市内に住所を有し、入居後の住宅使用料等について保証できる確実な所得のある連帯保証人（1名）がたてられること。連帯保証人の続柄は問いませんが、同居しようとする親族が連帯保証人になることはできません。入居手続き時に、連帯保証人になられる方の所得を証明する書類および印鑑証明が必要です。

なお、連帯保証人に外国人をたてる場合は、出入国管理及び難民認定法の規定による永住許可を受けた方、または特別永住者として永住する資格を得た方に限られ、資格を証明する公的な書類が必要となります。

**6. 社会共同生活**

市営住宅内で円満な社会共同生活ができること。



単身入居の居住継続支援体制について(市営住宅申し込み用)

申込団地	団地	住宅番号	棟号
フリガナ 氏名			性別 男・女
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 ( 歳)		
緊急連絡先 (親族等)	フリガナ 氏名	続柄	
	住所・電話番号	〒	
緊急連絡先 (医療機関等)	医療機関名		
	住所・電話番号	〒	
病名	主たる精神障害		
	従たる精神障害		
	身体合併症		
障害の程度	療育手帳	A1・A2・A3・B1・B2	
現在の生活状況			
初回診断時の状況及び治療の経過			
現在の病状			
単身での市営住宅継続についての支援プラン			

上記の者(以下、「入居者」という。)の市営住宅への単身入居にあたって、常時入居者及び市からの相談に応じて、入居者が市営住宅入居後に円滑な生活を営めるよう支援を行います。  
また、入居者の生活の安寧を妨げる事態が発生し、入居者または市から当該事態の收拾要請を求められたときは、速やかに必要な支援を行い、当該事態の收拾に努めます。

平成 年 月 日

常時相談を受けることのできる医療  
機関又は障害者支援施設等の関係  
機関

住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

医師意見書（市営住宅申し込み用）

ふりがな 氏名		性別	生年月日
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	M・T・S 年 月 日（歳）
病名	主たる精神障害	本人告知 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 本人病識 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	従たる精神障害	本人告知 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 本人病識 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	身体合併症		
精神障害者 保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> 有 [精神障害者保健福祉手帳 1級・2級・3級] <input type="checkbox"/> 無 [上記手帳1～3級の福祉サービス受給を要する障害程度に相当 <input type="checkbox"/> する (1級・2級・3級) <input type="checkbox"/> しない]		
最近の病状			
市営住宅単身入居申込み及び単身居住継続にかかる問題行動の有無及びその内容 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
症状悪化の着目点及び悪化時の対処方針			
医療及び 保健福祉 サービスの 状況	現在、「著大な興奮」や「自傷他害」が	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
	過去3ヶ月程度、顕著な病状変化が	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
	過去6ヶ月間の通院状況	<input type="checkbox"/> ほぼ確実に通院している <input type="checkbox"/> 不定である <input type="checkbox"/> 現在入院中	
	望ましい通院回数	_____週・月あたり_____回程度 <input type="checkbox"/> 必要なし	
	医師が、通院が必要と判断している場合には、服薬・通院がほぼ確実に	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不明	
	本人が生活上の問題を相談する人（支援機関）が	<input type="checkbox"/> ある（機関名_____） （担当者_____） <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 不明	
	現在利用している保健福祉サービス	<input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> ホームヘルパー <input type="checkbox"/> 金銭管理サービス <input type="checkbox"/> その他（_____） <input type="checkbox"/> 不明	

平成 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

診療科目 \_\_\_\_\_

医師氏名 \_\_\_\_\_

### Ⅳ．県営住宅への入居支援（P77 参照）

市営住宅への入居と同様に、平成19年9月定時募集から、「単身者」の枠を拡大しましたが、まだ入居に伴う具体的な相談はあがっていません。県内の他地域では当事業が動いていない実態があり、市内でも家賃保証事業者の利用はまだできません。今後の整備拡充に期待しているところです。

### Ⅴ．具体的な、転居に関する支援

引越は誰にとっても大きなイベントであり、全て自身でこなすには一定の力量が必要です。一人ではこなせない人に対しては一定の支援が必要となります。基本的には、できないところを支援しています。その支援者として当センターが独自に募集をした地域生活支援サポーター（P34参照）の活動が始まりました。

不動産業者によっては、提携の引越し業者を格安で紹介してくれたり、一連の手続きに関する連絡先リストを作っていただけるところがあり、助かることがあります。仲介料も基本的には一ヶ月というところが多いのですが、中には半月分というところもあり障害のある人たちの懐具合からしてありがたいところです。

### Ⅵ．福祉事務所との関連（生活保護課との調整）

当センター利用者177名のうち、生活保護を受給している人(転居後に生活保護へ移行した方も含む)は35名(19.8%)でかなりの割合にのぼっています。しかし、福祉事務所と良い形の連携ができたと紹介できる事例はなかなかありません。センターとしては、当然、扶助費での転居費用の支出負担の問題があり必ず確認はとりますが、そこで止まることが大半です。

福祉事務所からの相談の中に、「既に入居している方」の家賃の滞納の問題や近隣とのトラブルへの介入の相談があります。現行では、当センターの介入対象とは考えにくい問題ですが、「居住サポート」を広義に捉えた際に、どこが相談を担っていくのか、は整理されるべき課題であると考えています。

家賃の滞納の問題については、「住宅扶助費の代理納付制度」（住宅扶助費について被保護者に代わり、福祉事務所がアパートなどの家主に家賃として直接支払う方法）を開始している市町村も既にあり、当市でも関係者からの要望は高いところです。

福岡県内では、平成19年10月に太宰府市が導入を決定しています。市内でも実施を期待しているところです。今、生活保護法下における自立支援プログラムや「精神障害者地域移行支援特別対策事業」との関連などもあり、福祉事務所との連携は不可欠なものとなります。

当市では、生活保護受給に関する「厳しさ」を全国的にクローズアップされた地域でもあり、現在様々な試みを通して「温かみのある制度」として再生されようとしているところです。その中では、やはりベースは個別であろうし、「個別ケア会議」への参加など積極的に関わりの姿勢を作っていきたいと思っています。

### Ⅶ．医療機関との関連

市内には、精神科病院が18ヶ所(総ベッド数は、平成17年6月30日現在で4,166床)、診療所が35ヶ所(平成18年4月1日現在)あります(内、有床診療所は2ヶ所)。全医療機関と連携できているかと言われると必ずしもそうではありません。日常的に、双方向で「相談」できている機関は10病院、16ヶ所の診療所です。

全数に均一に、というのはなかなか厳しいといわざるをえないため、開かれた扉から取り組みつつあるといった現状です。

病院(病棟)スタッフも同様に地域移行を相談する機関を求めているところもあり、地域のシステムが明確となれば連携は確実に広がっていくものと思われます。

当市では、平成23年度までの数値目標として、退院可能な精神障害者300人、施設からの地域移行は163人と掲げられています。当センターのほか、退院促進コーディネーターも配置され、新しい事業も創設

## 2 入居申込資格

県営住宅に応募される方は、次の(1)～(9)の条件を満たしていなければ、申込むことはできません。なお、年齢に関しましては、平成19年10月1日を基準日とします。

### (1) 申込者は、成年者(20歳未満の既婚者を含む)であり、同居しようとする親族がある方

- 夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
- 婚約中の方が申込まれる場合は、原則として入居説明会までに婚姻を証明する戸籍謄本か、婚姻受理証明書が提出されないときは失格となります。

#### < 単身での申込みについて >

○次の各号のいずれかに該当する方については、単身で申し込むことができます。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居住においてこれを受けることができず、また受けることが困難と認められる方は申し込みできません。申込ができる団地は、募集住宅一覧表の単身入居可能住宅と記載されている団地のみです。申込の際、下記のいずれかに該当するか、申込整理票「単身申込資格」の欄の該当項目に○印(複数可能)をつけてください。なお、知的障害者または精神障害者1、2級の方、3級で常時介護が必要な方は入居申し込みされる県営住宅の所在市町村において常時の相談対応等の居住支援(居住サポート事業)が実施されていることが条件となります。常時の相談対応等の居住支援が実施されているかどうかは、申込される県営住宅の所在市町村の保健福祉部局にお問い合わせください。

- ①60歳以上の方または昭和31年4月1日以前に生まれた方(原則60歳以上の方が対象となりますが、平成18年4月1日現在で満50歳以上であった方も対象となります。申込の際、申込整理票「単身申込資格」の「①高齢者」に○印をつけてください)
- ②身体障害者手帳の交付を受けた方で、身体上の障害の程度が1級から4級の方(申込の際、申込整理票「単身申込資格」の「②身体障害」に○印をつけてください)
- ③療育手帳の交付を受けているA1からA3、B1・B2の方で、入居後に常時の相談対応等の居住支援体制が整っている方(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。)(申込の際、申込整理票「単身申込資格」の「③知的障害」に○印をつけてください)
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1から3級(または、医師がそれに相当する程度と証明)の方で、入居後に常時の相談対応等の居住支援体制が整っている方(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。)(ただし、3級で介護が必要でない場合は、そのことについて市町村等の証明がある方(申込の際、申込整理票「単身申込資格」の「④精神障害」に○印をつけてください)
- ⑤戦傷病者手帳を受けた方で、身体上の障害の程度が恩給法別表の特別項症から第6項症まで又は第1款症の方(申込の際、申込整理票「単身申込資格」の「⑤戦傷病者」に○印をつけてください)
- ⑥原子爆弾の被害者で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方。(申込の際、申込整理票「単身申込資格」の「⑥被爆者」に○印をつけてください)
- ⑦生活保護を受けている方(申込の際、申込整理票「単身申込資格」の「⑦生活保護」に○印をつけてください)
- ⑧海外から引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方(申込の際、申込整理票「単身申込資格」の「⑧引揚者」に○印をつけてください)
- ⑨ハンセン病療養所入所者等※2 (申込の際、申込整理票「単身申込資格」の「⑨ハンセン病療養所」に○印をつけてください)
- ⑩DV被害者(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力)で配偶者暴力支援センターまたは婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方もしくは配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後5年以内の方(申込の際、申込整理票「単身申込資格」の「⑩DV被害者」に○印をつけてください)

※1 ただし、募集住宅一覧表の単身入居可能住宅に「若年単身可」と記載されている住宅は、上記の要件に該当しなくても単身で入居申込みができます。

※2 ハンセン病療養所入所者等は次に該当される方です。

「らい予防法の廃止に関する法律」により「らい予防法」が廃止されるまでの間(平成8年3月31日までの間)に、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所した方であって、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行の日(平成13年6月22日)において生存されている方

#### < 車いす住宅等の申込みについて >

車いす住宅等については、別に申込資格がありますので、募集住宅一覧表を参照して下さい。

### ～地域生活支援サポーターの つぶやき(元 精神科看護師)～

今回、一サポーターとして参加させていただける機会を得て、いかにこれまでの看護師としての自分が患者さんを一人のひととして看ることができていなかったかを痛感しています。患者さんは、退院しても元患者さん、としてしか見ていなかったから、社会生活をしていくひととしてのイメージができなかったのかもしれませんが。結局、看護婦としての仕事の範囲が病院内生活であって、その先を見ていなかったから、患者さんの苦しい部分、人生のネガティブなステージしか知らないで終始していたにすぎなかったのだと思います。

退院はゴールではなく人生の、社会生活の再スタートであり、ポジティブなステージの始まりです。そしてここからの支援が求められています。そんなことによろやく気づくなんて、本当に恥かしいかぎりですが、気づかせていただけたことに感謝しています。「社会生活なんて、ましてや一人暮らしなんて」と病院スタッフが思っていたら、退院に向けての援助などしようがありません。あたりまえの希望をかり取っていたかもしれませんが。障害者自立支援法は悪いことだらけのように聞こえてきますが、私にとっては、本事業に関わること、Quality Of Life (生活の質) に対する価値概念を揺るがすには大きな転換期になったように思います。

されたとのことで、いよいよこれから、お互いの役割が明確となり、連携が図られていくのだと思います。

#### VIII . 施設との関連

まだ各施設との連携には至っていない、というのが実態です。この事情には、当法人（社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会）は知的障害のある人たちの支援を主としてきた歴史が影響していることも考慮すべきかもしれません。

社会福祉法人の多くは同様かもしれませんが、主として関わってきた障害領域はあり、それは対外的にも冠されているものです。ですから、当センターにしても、市町村支援事業として広域的な事業であっても、他の障害領域からの利用のしづらさは拭えません。市内の現状ではまだ連携といっても個々人のレベルにとどまっています。

また、施設関係者の意識は近年「グループホーム・ケアホーム」へやっと向きつつあります。おそらくその次のステップとして、「一人暮らし」が選択的なテーマとなっていく流れにある捉えているかに思われます。施設との連携は、近い将来における大きな課題であると考えられます。



## IX. 宿泊体験プログラム（内容についてはP 81 参照）

Aさんからのご相談は事業開始間もない平成18年10月でした。「施設を出て一人暮らしを始めたいので手伝って欲しい。」「退所後は、今の施設に併設されている通所施設へ通いたいと思っている。」と初回は施設職員を介してありました。

Iさんは、今年で54歳になる、脳性まひによる肢体不自由1級の男性です。中学時代から施設で過ごし、施設入所歴はすでに40年以上を迎えていました。

27歳のときに現在の重度身体障害者入所授産施設へ入所して27年目。今の居室は二人部屋で以前の施設での暮らしを通算すると、25年間いつも誰かが隣にいる生活であるため、独りになることのイメージもなかなかわかないのが現実で、「自分に何ができて何ができなくなっているのか、自分が一番わかっていないんです。」とポツンとつぶやきます。その思いを受けて、まず、一人になる体験、自分で自分の24時間を管理する意識づくりからのスタートとして、体験的な自立生活をしてみる事で、単身生活への自信を持つことを目的として開始したのが「宿泊体験プログラム」でした。

①.入所施設にいる中では、単身入居を支援する目的で相談する機関が他に無い事、②.本人自身が自身の現状の課題を知る必要と同時に、支援者もご本人の地域での生活力をアセスメントする必要があること、③.本人に施設で行われているサービスをそのまま提供するのではなく地域で本人に必要と考えられるサービスをマネジメントし提供する必要があること、④.そのためには、自身が地域の社会資源について知ることが必要であること、⑤.施設では、なかなか他の社会資源との連携がとれにくい実態があること、などから当センターの事業の一つとして位置づけて開始したものです。

Iさんは、これまで4回の一泊二日体験を行っています。

## 【初回】（平成18年12月6～7日 於 α通所施設 生活体験室）

「宿泊体験プログラム」を利用することにも心理的なハードルがあり、初回は、施設外でただ一泊することが中心の16時間あまりでした。夕食はコンビニエンスストアで購入、飲み物も全て持ち込みで、スケジュールも施設のスタッフに全て計画してもらい、施設スタッフによって自室まで送迎をしてもらう形での実施となりました。

翌日の朝はあいにくの雨模様でもあったため、施設の車でお迎えがありました。その中で象徴的な一コマがありました。常備薬がころころと室内に転がった瞬間です。多分日常の施設であれば、誰かが拾ってくれるはずでした。これからの生活の中には誰も拾ってくれる人はいないのです。彼は悪戦苦闘して、やっとのことで常備薬服用までにこぎつけました。この経験から、二回目からは、一旦ヒートからテーブルの上に錠剤をおとしてから、次に服用の動作に入るように工夫するようになりました。

入浴に関してはセンターとしても、事故がないように、意識が後ろ向きにならないようにと保護的な介入ではありましたが、男性スタッフに手伝ってもらい、他者に手伝ってもらうことの必要性についての意識付け等は持ってもらうようにしました。たいへん慎重な初回体験でした。



## 【2回目】（平成19年4月18～19日 於 α通所施設 生活体験室）

Iさんの希望である「一品、料理を作りたい」を実現するために、ヘルパーと一緒に調理、入浴等の活動を行いました。自身で作ったのは実に40年ぶり、と手作りの焼きそばに舌鼓を打ちながら活動を楽しんでいました。Iさん曰く「自分自身、何ができて、何ができないのかわからなくなっているんです。」と、施設内での生活と、単身生活の違いが少しずつ見えてきた様子でした。

### 【3回目】(平成19年9月5～6日 於 α通所施設 生活体験室)

ヘルパーとのコミュニケーションにも徐々に慣れてきました。Iさんが率先して、洗濯にもチャレンジすることになりました。初めて施設内の見学もしました。次回は和食を作りたい、滞在時間もちょっと長くして何の予定もない週末の数時間を過ごしたい、違うヘルパーさんにもはいてもらおうかな・・・と自身で次の目標を設定されるようになりました。「いっぱい、いっぱい、こんこんちきよ。」と語る、笑顔の裏にはちょっとした余裕さえも感じられる程でした。



### 【4回目】(平成20年1月26～27日 於 α通所施設 生活体験室)

初めての週末体験(金曜日の夕方から土曜日の午後まで)。遅めのランチでちょっとゆっくりした週末の午前中を過ごしたい、との希望がありました。結局洗濯、掃除、片付けに追われたような形になり、Iさんも少し不本意であったようです。しかし、新しいヘルパーでもそれなりに自身の希望を言葉で伝えられるようになったことは大きな成果だと評価しています。



市営住宅の申し込みも経験をしました。しかし、今は当初は歩行器や車椅子を押してのバランス歩行であることで移動距離も制限されているため、地域での生活に移行する前にまずは移動手段を確保したい、と電動車いすの調整から取り組んでいます。しかし支給された電動車椅子は本人の障害状況にマッチしていない部分もあり、現在、再調整中です。

これまでの体験を通じて、守られた施設内の生活の中では工夫する意識が薄れていた事、そのために次の生活イメージが描きづらい事、まずは地域生活者との交流の機会を図り生活イメージを持つ事が大事なんだなあ・・・と本人も実感し始めたようです。

長い、施設や病院生活の中で、「一人暮らしをしたいけど、イメージがわからない。」「ひとりになるってどんな感じだろう」・・・と考えておられる人の為の「地域生活体験プログラム」です。但し、費用負担が発生することは大きな課題であり、いわゆるホテルコストの部分(α通所施設では一泊2,000円を徴収)、一泊二日では障害福祉サービスが使えないためヘルパーは自費となること、食材費等もご本人負担となります。特に、精神科病院への長期入院の方では、預金等の蓄えのない人もいるため、必要だとは思っても利用しにくい、という点は否めません。

他にも、一旦退所すると入所定員の問題もあり、施設に戻るということは難しく、試行的な取り組みが難しい背景もあり、チャレンジすることそのものに高い壁があります。地域生活を継続するための支援機能として、短期の再入院・入所の仕組み、継続困難と思われた時点での円滑な再入院・再入所の仕組みを充実することも必要だと考えられます。

## X. その他

物件の基礎情報収集の方法として、タウンズやCHINTAI(いずれも月2回発行)、アパマンショップ(毎月発行)などの無料住宅情報誌や、当センターホームページとリンクさせていただいている「ふれんず」(宅建協会)、電信柱や各物件に貼ってある募集の張り紙などを利用しています。バリアフリー物件をはじめ、障害のある方々でも安心して入居できる物件情報の蓄積を望んでいるところです。

インフォーマルな支援として、ある不動産業者では、これまでの係わりを通じて「大家さんが障害のある方について入居可」としている物件情報の小冊子を不定期ではありますが作成してくれています。とても心強い限りです。

## 宿泊体験プログラム 実施計画書

### 1. 目的

- (1) 特に、長期の入院生活や施設生活から地域でのひとり暮らしへ移行していく際には、生活イメージをご本人だけでなく、家族、支援者ともになかなかもてない場合が考えられる。そのために、体験的な自立生活をしてみる中で、単身生活への自信をつくれるように支援する。
- (2) 病院内、施設内ではとれない生活アセスメントの機会とし、その後の生活プランの参考とする。

### 2. 日時

平成18年11月～平成19年3月(※昨年度計画書より)

### 3. 場所

- ① 身体、知的、精神障害者通所施設の合築施設 生活体験室
- ② 身体障害者療護施設 生活体験室
- ③ その他

### 4. 対象者

北九州障害者居住サポート事業への相談者

### 5. ねらい

- ① 利用者個々のニーズに沿った自立生活プランを組み立て、体験を通じて単身生活に対する自信をつくれるように支援する。
- ② 体験を通じて、課題の整理も行い、その後の生活プランの組み立ての参考にしていく。

### 6. 内容

個人での宿泊体験を基本形とする。

本人の状況やニーズに応じて施設とも協議の上、一泊二日から、中・長期期間での体験も検討していく。

#### I. 体験費用

基本的には、体験者個人負担でまかなう。

- ・施設利用料(施設使用に係る経費・光熱水費、クリーニング代等)
- ・その他、食費・ヘルパー利用経費・移動に伴う経費等の実費は本人負担とする

#### II. 支援者

- ・居住サポートセンタースタッフ (通所施設の夜間については宿直にて対応)
- ・利用施設スタッフ
- ・外部からの支援者(ヘルパー・ボランティア等)については、必要時調整

### ② 24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等）

今の当市の状況では、「住まいを見つける」ことはそれなりに可能だとは思っています。しかし、住まいを見つけることが終着点ではなくそこに住み続けることこそが重要です。そのため、生活開始後の支援体制には力点を置いているところです。

当センターの重要な役割の一つに24時間365日の対応をしていくことがあります。時間外や訪問時は、携帯電話で対応しています。しかし、その件数としては、2月集計でも、41件（総相談件数に対し16.8%）であり、夜間緊急対応で訪問した、というような事例はありません。（※ここでいう「時間外」は、月～金曜日の8:30～17:15を開所時間とし、それ以外の時間）大半が、土・日とか、夜10:00くらいまでの電話での対応で足るものでした。年末年始は12月29日の車椅子修理の相談と、年始のあいさつのメールや電話対応程度でした。しかし、他の相談支援機関が休みのために、当センターなら話を聞いてもらえるからとの理由から、こういう時期になると架けてこられる人も何名かおられるのが実状です。

基本的には全数が継続支援の対象者として位置づけられるかとも思いますが、介護保険利用で介護支援専門員にマネジメント部分を委ねている人、課題の整理や情報提供くらいで、本人もしくは他の支援機関との関わりの中で転居までに至った人のうち、その後のサポート体制に当センターからの介入を必要としない人、身体障害者手帳4級以上の人で市営住宅入居に伴う保証人提供事業のみの人、これまでの経緯もありその後の居住サポート体制を希望されない人等については転居後の積極的な支援対象とはしていません。

#### ア. 生活カスルアッププランの活用

当センターでは住み続けるための生活スキル向上のために生活カスルアッププランの提供をしています。

今は調理を主体にしてプランを運用しています。調理は暮らしを続けていく上では金銭管理や健康管理と並んでとても重要な「きりもり力・やりくり力」の一つであると言えます。又、どこでも体験できるという訳にはいきませんが、そんな課題は地域移行した人だけのものではなく、親御さんとの守られた生活から一人暮らしへ移行された人にも共通した課題です。

プランの対象者は、その参加開始時期を限定せず、施設や精神科病院で生活しているときから、また、親御さんと同居している時期から、また、一人暮らしを始めてから・・・と自由選択をいただいています。

#### イ. 医療機関との関連

状況に応じて、近況報告や変化等について主には精神保健福祉士を通じてやりとりをさせていただいているというのが実情です。夜間緊急で精神科救急システム等を利用した、というような事例はまだありません。

Bさんは、暑がりやで寒がりの所がある人です。春に一人暮らしを始めましたが、昨年の夏の暑さに体調を崩し短期間の再入院。当初は再入院に不安を抱かされていた経緯もありましたが、病院とサポートセンター、2者からの訪問を連携する中で、本人が安心する形を保証していった経緯があります。

#### ウ. 24時間オンタイム、そのことに対する不安や疑問に対して

最近、当センターも、「先進地」という名の下に数箇所からの視察を受けたり、電話での問い合わせを受けるようになってきました。その中で、必ず確認されることのひとつが、「職員体制」と夜間・休日を含めた相談の実態についてです。

直近3ヶ月の月報でも、基本的な開所時間が月～金曜日のam8:30～17:15であるため、それ以外を時間外として集計すると、夜間休日の対応は、

	夜間休日件数	全件数	
12月	30件	162件	(18.6%)
1月	21件	184件	(11.4%)
2月	41件	244件	(16.8%)



### ③ 居住支援のための関係機関によるサポート体制の整備

この事業開始前に、障害福祉領域と不動産関連業界、行政の住宅担当部局、家賃保証事業者等とのネットワークが存在していたとは言い難いものがあります。

昨年、事業開始一年を区切りとしてシンポジウムを開催しましたが、そのシンポジストの中に、住宅管理課職員に入っていたことはあまり例をみないメンバー構成だと感激されたことは記憶に新しいところです。また、参加した家賃保証事業者の社員からも、「初めて事業を提供している方々の生の姿が見えて、支援内容の実態をみつめられるような気がしました。」との感想をいただき心強くも感じたところでした。事業開始と同時に全体としての模索がスタートしたといっても過言ではありません。

運営する側としても、これまで相談支援機関にいて、住まいに関する相談を受けはしてきましたが、それはあくまでも生活支援の課題のひとつであり、結果として、広いネットワークを持っているわけでもなければ顔と顔が繋がっている訳ではなく、まずは、友人の不動産屋さんにその業界像や組織体系はどうなっているのか、どこにどうコミットしていけばいいのか、極端な話、「〇〇町に物件を探すときにはどの不動産屋さんがいいか」・そんな情報をいただいたのがスタートでした。まず、ハトマークとうさぎマークがあることを知り、賃貸を主にする事業者と売買を主とする事業者に大別されること・そんな理解からのスタートでした。当センターとしても一から学んでいく必要性を強く感じました。

当初それぞれの協会組織を利用しての「組織」としての情報伝達の協力と、並行して戸別の事業者さんの訪問とを組み合わせ、まずはこの事業を知っていただくことからスタートさせました。

それは、例えば、精神科の医療機関への周知を図る際も同様であり、ブロックの病院長会の会議で紹介させていただき、精神保健福祉士の研修会にお邪魔させてもらい、戸別の病院訪問など様々な機会をとらえての広報活動を進めていきました。結果としてこの事業の周知につながったといえます。

### 地域の「架け橋」として

あたりまえに暮らしていくための、次の道すじとして、地域のなかでのお付き合いがあります。これは、地域のなかで孤立しがちな障害者にとって、とても大きな課題です。ごみ出しのことや回覧板のやりとりなど、隣近所とのコミュニケーションは当事者にとって大変なストレスになります。ややもすれば、はれものにさわるような扱いをされてきたなか、「隣人」として接していただけるような関係を構築していくことはとても難しいことです。地域の民生委員や障害別の相談員、校区社協の福祉協力員などふれあいネットワークのみなさん、市民センターや自治会の方々など、地域に関わるためのきっかけをつくってくださる方はたくさんいます。そんな地域の社会資源を発掘し、「架け橋」になっていただくことをも願っています。居住サポートセンターとして、この「架け橋」を担う役割はとても重要です。このことが実現できて、はじめて「住まう」ということだと思えます。

(一周年記念誌の寄稿より)



保証人の確保の問題は確かに大きいのですが、平行して、当事者の方々は種々の問題を抱えています。

例えば、どんな方法で家を探していいかわからない、障害を開示することの不安や怖さの壁、不動産業者とのやりとりや契約への不安、バリアフリー物件を探すことの困難さ、ご近所つきあいの難しさ、単身入居枠の拡大が図られた公営住宅への期待、金銭的課題、現住物件での保証人変更の課題、転居前後の異動手続き等のやらねばならないことの負担感や経験の無さ、長期の施設入所や入院による生活力の低下、住み替えることの漠然とした不安感や一人であることの寂しさを実感する等です。【図2-3-10】



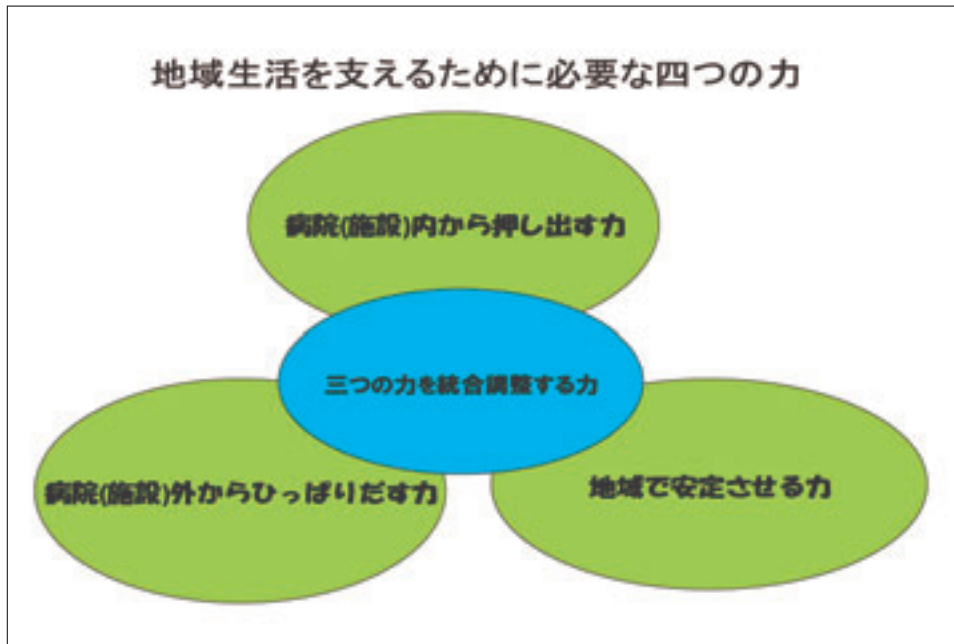
### あるサポーターのつぶやき

「以前、自分の暮らす町に障害のある青年が家をたてて暮らしていた。でもいつのまにか見なくなって・・・地域で何か差別を受けたり嫌なことがあったんじゃないかなあ・・・とずっと気にかかっていることがある。その時に民生委員さんでも関わってくれていたらなあ・・・と今日の民生委員さんの動きを見ながらいろいろ考えさせられたよ。でも、これは彼が老人だからなのかなあ、調整の中に行政(区役所)が入ってるからかなあ。こんなお付き合いが日常に地域に広がるといいなあ、とつくづく思うよ。」

(・・・最近、視覚障害1級の男性が永年住みなれたアパートから市営住宅へ転居することになり、その引越し手伝いの中での一言。これまで近隣のインフォーマルな支援のみで生活してこられた独立心の高い方ですが、転居に伴い、できること、できないことの様相がかなり変わることもあり、介護保険や障害福祉サービス、地域の民生委員、地域包括支援センター、歩行訓練士、町内会、区役所など・・・彼を取り巻く関係者も一気に拡大しました。転居の手伝いにも、民生委員さんもお二人、雑巾片手に駆けつけてくれました。)

パワレスさをもたらしているのは、「生活力」や「生活者」としての意識であり、いろんな直面する課題に対する「きりもり力、やりくり力」だと考えています。長期の施設や病院生活の中では、結果として生活力が落とされてしまっていることが多々ありますし、それを取り戻させてくれることを現行のサービスの中に求めるには限界があります。新しいサービスの創出や様々な課題を置き去りにしない、システムの構築も大きな課題と言えます。

施設仕様ではない、自分仕様の24時間のやりくりを、4つの力の共同【図2-3-11】を本人、係わる側が意識して援助していく必要があります。



【図2-3-11】

## 第3章 居住サポート事業を利用した事例

### 「とにかく精神科の病院の中だけでは終わりがたくない」

- ・精神科病院より地域移行したAさん（病棟 担当PSW）

### 「気ままに自分らしく一人で暮らしたい」

- ・精神科病院より地域移行したBさん（病棟 担当PSW）

### 「人生あきらめたらおしまいよ」

- ・制度が変わっての市営住宅入居者第一号として、精神科グループホームより地域移行したCさん（デイケア担当OT）

### 「あと、一花、ふた花咲かせたい・・・」

- ・親元を離れ一人暮らしを始めたDさん（居住サポート）

### 「一ヶ月に一作品くらいのペースで絵を描いています、87ページの絵は僕の作品です」 （元樹）

- ・親元を離れ一人暮らしを始めたEさん（居住サポート）

### 「次の目標は運転免許を取得することです、駐車場も探してくださいね」

- ・ステップアップ住替えを果たしたFさん（居住サポート）

### 「転居が実現したのは優しい不動産屋さんのおかげでした」

- ・市外からの住み替えを果たしたGさん（居住サポート）

### 「とにかく、一人暮らしは楽しいですよ」

- ・親元を離れ一人暮らしを始めた重複障害の女性、Hさん（居住サポート）

### 「自分に何ができて何ができなくなっているのが、自分が一番わからなくなっているんです」

- ・入所施設（身体）より地域移行をめざしているIさん



事例提供者の元樹さんの作品です テーマ「地球」



## 「とにがく精神科の病院の中だけでは終わりをたくない」

・精神科病院より地域移行したAさん（病棟 担当P S W）

### I . 事例概要

#### 1 . 事例紹介

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 属性       | 男性・60代  |
| (2) 診断名      | 統合失調症   |
| (3) 生活歴      | 高校卒業後、大学へ進学。大学2年生の時、自殺企図あり、精神科病院に入院した。その後2つの病院に入院歴あり。入院後は、内向的で室内で過ごす事が多かった。昭和60年代頃までは被害関係妄想等あったが、平成元年頃より、陽性症状は目立たなくなり、陰性症状が主症状となっていた。 |
| (4) 精神保健福祉手帳 | 3級所持  |
| (5) 家族状況     | 5人同胞第3子として出生。兄・姉あり。電話でのやり取りはあるが遠方という事もあり面会には来院していない。  |
| (6) 経済状況     | 生活保護  |
| (7) 入院期間     | 約20年  |

#### 2 . 退院までの経過

本人より入院当初より、退院したいとの希望があったが、家族の強い反対もあり、入院中、グループホーム見学や転院の話も出たが結果的にはこれまで退院までには至らなかった。

平成18年5月、本人より公団（UR）の申し込みをしたいとの相談がある。正式な申し込みは期限があるということで、その間、院長、病棟スタッフ、本人を含めカンファレンスを行い、退院後は当院に通院することを約束し、経済的な部分は生活保護とすることで確認し、この頃から退院に向けての準備が始まっていた。

7月に、精神保健福祉士が福祉事務所へ相談に行き、本人が公団に申し込みをしてよいか確認。保証人が必要とのことで公団の申し込みは中止となる。その後、条件にあう民間物件が見つかるが、以前精神障害者の入居にあたって不都合が生じた経過があり、不動産屋さんの段階で断られた。その後、本人が自分でアパートを見つけ、精神保健福祉士からも障害のことも調整し入居に至っている。その間にも、院内、外の人たちとのカンファレンスも継続的に行っていた。

#### 3 . 退院後の生活について

退院し、単身生活を始めて約1年が経過した。退院して1日目で味噌汁を作ることに挑戦するなど、約20年間の入院生活でのブランクを感じさせない暮らしぶりである。当初、予定していたように精神科デイケアに週2回通所、訪問看護を週1回利用している。特に問題なく、いかに節約できる生活を送るかを自分自身考えて生活している。精神科デイケアでは積極的な関わりは持たないが、スタッフやメンバーの声かけには丁寧に応対、マイペースの活動ぶりである。最近では『就労をしたい』という強い希望があり、作業所（就労支援B型）に通所し始め、意欲的に取り組んでいる。

### II . 事例分析

#### 1 . 退院にむけて

Aさんは家族の反対があっても病院ではない場所で当たり前の生活をしたいと強く退院を希望し続けていた。



そのことが今回の取り組みを進めたといっても良い。Aさんにとっての当たり前の生活とは、病院のように決められた時間があるのではなく、好きなときに好きな事ができるということである。その為に料理教室やグループホーム・施設の見学等の活動に意欲的に参加しており、残るは家族調整・環境整備が課題となっていた。

## 2. 居住サポートセンターとの出会い

一度不動産屋さんに入居を断られた後、不動産屋さんとのやり取りの中で保証人提供事業を持つ居住サポートセンターに協力してもらえないか、との思いから精神保健福祉士より連絡することになった。(10月にセンターが開設されたばかりの時期)サポートセンター職員の訪問、病院にて面接を行った。居住サポート事業の概要説明を受け、家主や不動産業者との調整、住居の斡旋調整等をしてもらえることを確認し、本人の退院に関する安心感は担保できたものと感じている。実際には、並行して探していた物件から「入居可能」の返答を頂いたことで直接的なセンター利用はない。但し、本人が利用した、家賃保証事業者(株式会社リプラス)は当市が提携している中の一社である。

## 3. 専門職としての関わり

退院に向けて料理教室への参加、買い物の仕方、メニューなど栄養面の学習(病棟で行われている栄養教室を利用)、生活のリズムを崩さないように一日の生活の流れの確認、一週間のスケジュール立て(デイケア、訪問看護、保健師による訪問指導)、緊急時の対応方法等幾度も話し合いをおこない、本人の要望と現実との調整を行なう。さらに、退院がスムーズに行くよう試験外泊を促し、その結果を区役所や関係機関等とカンファレンスを行い、情報の共有化をはかった。

具体的には入院生活が長期である為に起こる『生活の課題』をシミュレーション出来る場所の提供、緊急

時の対応について周知すること、電気機器の使い方を実際使用して体験する事も行なった。合わせて退院に向けての準備のために生活用品チェック表【図3-1】を作成して本人にチェックをしてもらいながら準備品を揃えた。

家族に対しては不定期ではあったが本人の病状等についての連絡は継続的に続けており、兄としても病気が安定していることはご存知であった。その中で、住宅の保証人について依頼したが、当初は「責任を負わなければならないのでは？」との返答で断られたが、本人

退院前の準備に向けた生活用品チェック表作成  
退院準備生活用品チェック欄

必要物品	確認欄	必要物品	確認欄
布団一式	購入済	菜ばし	未購入
電気こたつ	購入済	おろし器	未購入
洗濯機	購入済	アルミホイール	未購入
電話機	購入済	サランラップ	未購入
炊飯器	購入済	調味料入れ	未購入
冷蔵庫	未購入	ほうき	未購入
テレビ	未購入	ちりとり	未購入
ポット	未購入	トイレたわし	未購入
電気調理器	未購入	風呂たわし	未購入
茶碗	未購入	洗剤(3種類)	未購入
汁碗	未購入	予備欄	
湯のみ	未購入		
お皿(大)	未購入		
お皿(小)	未購入		
箸	未購入		
包丁	未購入		
まな板	未購入		
フライパン	未購入		
ボウル	未購入		
ザル	未購入		
玉じゃくし	未購入		
缶きり	未購入		
皮むき	未購入		
魚焼き網	未購入		

購入必要物品の確認。購入したのものから順番に線を引き消していく。

【図3-1】

より兄に対し電話を行い、家賃保証事業者を利用することでの負担の軽減についても説明し、緊急連絡先としての役割の承諾を得て、家賃保証事業者を利用した契約となった。

#### 4. 考察とAさんの支援を通じてみえてくるもの

今回の退院においては『本人の退院に対する意識の維持、向上』を支援する側が受け止め、どのようにひとり暮らしに対するイメージ作りを行なうかが重要であったといえる。支援者側の『必要だと感じ準備する環境』と『本人の想い』とを、現実に取り巻く環境を含め、支援者（家族を始め、医師、看護師、精神保健福祉士、役所の保健師、ケースワーカー、不動産業者、居住サポート事業等）がカンファレンスを行い調整し、『退院』という目的を一つにすることで大きな力となって働いたといえる。地域で生活することとは入院したままでは、出会わなかった人たちとの出会い、起こらなかった問題、知らなかった出来事を善し悪しに関わらず、体験できる。各々を自分で選択して決定を出来る。そんな当たり前のことがAさんにとって一番退院して良かったことではないかと考えさせられた事例となった。

#### 5. 居住サポート事業を通じて

今回の取り組みの最大のポイントは、本人の「退院したい、精神科病院の中だけでは死にたくない」という思いをあきらめなかったことの一点につきるだろう。その前向きさが、「虚仮の一念、岩をも通す」、まさにその思いに院内関係者もつきあつたし、家族の頑なな心も徐々に軟化させたということだろう。

入所施設でも同様だが、一番身近にいるスタッフの言葉に、ご本人たちの気持ちは常に揺れ動くことも度々あり、「大変かもしれないけど頑張りましょうね、できるところは手伝いますよ。」と言われると元気百倍、しかし、ともすると「お金の管理はどうするの?」「ご飯、作れる?」「掃除できる?」「朝、一人で起きられるの?」・・・チェックの言葉の連続攻撃、マイナス要因を指摘され、本人のやる気は急降下。

その中で、モチベーションを維持することは大変な精神力だと感じる。今も、ある意味、失われた青春?を取り戻すべく作業に取り組む姿にその前向きさの片鱗を見る気がする。

マイナス要因ではなく、ストレングスにフォーカスする視点がぶれていないか検証することも大事なポイントである。

#### Aさんからのメッセージ

住居を探すときに毎日のことなるべく公共機関の便利が良くて、スーパーとかが近くにあるところをお勧めします。ずっと住み続ける場所なので気持ちよく住み続けられる場所を探してください。住まいを探すときには居住サポートセンターとか不動産屋さんとかが詳しいので力になってくれると思います。お住まいの病院とか施設におられる社会福祉士の方とか一緒に色々相談しながら、いろんな活動に参加して社会生活に必要な面をたくさん経験している事も大切だと思います。私のような未熟な人間でもひとりでやっているし、大多数の人ができると思います。料理が出来なくても惣菜買ってたりしています。生活してわかったことの一つにあんまり買い物に行かずにまとめ買いでやっていくためには冷蔵庫が大き目が良い事です。気に留めておいて下さい。最後に1人暮らしは楽しいですよ。皆さん、どうか挑戦して下さい。

## 「気ままに自分らしく一人で暮らしたい」

・精神科病院より地域移行したBさん（病棟 担当P S W）

### I . 事例概要

#### 1 . 事例紹介

- (1) 属性 女性・60歳代
- (2) 診断名 非定型精神病
- (3) 生活歴 同胞4人の第2子として出生。24歳時結婚。挙子1名。40歳時離婚。平成11年頃、精神科病院に入院歴がある。それ以降、治療は中断している。被害関係妄想、迷惑行為があり2度住んでいたアパートを強制退去となった。2度目の強制退去をきっかけに平成18年11月より入院となった。
- (4) 家族状況 息子 姉妹は東京在住（行き来はなし）
- (5) 経済状況 老齢基礎年金 生活保護
- (6) 入院期間 4ヶ月半

#### 2 . 退院までの経過

入院1ヶ月が経過した頃より表情、発言、行動に落ち着きが見られるようになった。他患者との交流はほとんどみられず、一人で静かに過ごしていることが多かった。入院前に住んでいたアパートを既に退去していたこともあり、入院当初から退院後の生活について不安を抱えていた。また、頼りにしていた息子の面会もあまりなく、具体的な退院後の生活が見えず苛立っている様子も度々みられた。退院後の話をするなかでも息子は2度、アパートを強制退去させられその後の後始末などで単身生活や保証人になることは、極めて消極的と思われた。また、保険料の滞納、アパートの修繕費の負担など経済的にも退院後新たにアパートを借りることが困難と思われた。そこで、軽費老人ホーム入所をP S Wより提案するが、「人付き合いは苦手」、「気ままに自由な生活を送りたい」と言い、Bさんは、アパートでの生活を強く希望された。

そのため、経済的な課題はあったが、居住サポートセンターの保証人提供事業を利用して退院後の暮らしを組み立てることになった。息子には、居住サポートセンタースタッフやP S Wより退院後の支援体制の説明を行うことで安心してもらうことができた。また、寡婦医療ということもあり入院中は年金を貯金することで何とかアパートを借りるための準備金は工面できた。契約時に不動産業者に対しBさん自身で家賃2万7千円を2万5千円に値切るなどしっかりした一面をみせた。息子もアパートの契約や引越し時は協力し、平成19年春より一人暮らしをスタートさせた。

#### 3 . 退院後の生活

退院して1年近くが経過した。「気ままに自由な生活を送りたい」と話していた通り、買い物に行ったり天気の良い日は外出したりとBさんなりの単身生活を楽しんでいる。年金だけでは生活が苦しいと保護課に相談に行き生活保護を受給するようになり、電話がないと不便だからと携帯電話を購入し「気ままに自由な生活」を自分で作り上げている。そんななか「話し相手もいないし寂しい」との一面もみせ、訪問看護や息子からの電話を楽しみに待っている。入院前まで生活していたアパートとの環境の違いがストレスとなることもあった。夏の猛暑で体調を崩したこともあったが休息として3ヶ月間入院しリフレッシュして自宅に戻った。現在は、自宅での「気ままな生活」を楽しんでいる。

## II . 事例分析

## 1 . 退院にむけて

近隣住民とのトラブルから精神症状の悪化、アパート強制退去となり入院となった経過があるため、入院当初より退院後の住まいについては、本人、息子と話し合いを続け一人暮らしを強く望む本人の気持ちを、息子に理解してもらう作業が課題であった。今までの経過から一人暮らしに消極的だった息子を説得できたのは、居住サポート事業の存在があり、地域生活を見守る体制をつくることのできる見込みが示せたことが大きかったように思う。

長年一人での生活が当たり前となっていた本人にとって、入院が長引くことによる苛立ちや集団生活によるストレスの発散も入院生活の上で課題となった。P S Wともに単身生活にむけての買い物や、バスの乗り方、アパート周辺の散策など時間を見つけては外出し気分転換を図っていた。

## 2 . 居住サポートセンターの出会い

息子は当院に入院する前より区の精神保健福祉相談員に母親のことを相談しており、その中で居住サポート事業の存在は知っていた。BさんはP S Wよりこの事業の説明を受け「息子に迷惑ばかりかけてきたし、息子には家庭がありわがままは言えないし」とこの事業を利用することには至って積極的であった。

居住サポートセンタースタッフの病院訪問の際、事業の概要説明、家主や不動産屋との調整、住居の斡旋調整等の説明を受ける。その後、気になることがあれば直ぐにサポートセンターに連絡し不安を解消していた。サポートセンタースタッフの病院訪問は、院内だけでは進まなかったアパート探しが、現実的に動きだしたことを実感できる出来事であった。

## 3 . 専門職としての関わり

単身生活が長かったこともあり、本人の生活力は十分に保たれていた。アパートを借りてからは、掃除や生活用具の準備、リサイクルショップまわり、家主への挨拶、近辺の病院や商店、銀行、区役所、飲食店などの確認も本人の希望によりP S Wが共に行った。また、退院前訪問看護を実施し外泊時にアパートを実際に見に行き、その時の様子を主治医や病棟スタッフそして息子に生活の状況を伝えていった。退院後にホームヘルパーやデイケアなど検討したものの、本人が「今まで自分でやってきたから大丈夫」と言い、訪問看護以外のサービスは利用していない。しかし、定期的な受診は欠かさず、受診のたびにP S Wに声をかけてくれ元気な顔をみせてくれている。

## 4 . 居住サポート事業を利用して

居住サポートセンターが入居にあたり契約から掃除までBさんと一緒に動いてくれたことは、Bさんにとって頼もしい存在であった。病院だけでは解決できない「住む場所」の問題を居住サポートセンターが支援してくれることで、Bさんの応援団が1人増えP S Wにとっても頼もしい存在であった。また、Bさんの強い思いであったアパート暮らしを、息子が納得するきっかけとなったのは居住サポート事業の存在であった。過去の強制退去にまつわる苦勞をしっかりと受け止めてくれたこと、今後母親を共に支えていってくれるという安心感、居住サポート事業での支援内容などが息子の不安を解消し安心感につながったと思われる。

## 5 . 考察とBさんの支援を通じてみえてくるもの

Bさんは過去に精神科病院へ数ヶ月間入院したものの退院後は受診が途絶え治療が中断したという経緯があり、退院後のBさんの生活をどう支えていくかが重要であった。定期的な外来通院、服薬の問題、近隣住民との付き合い方などが退院後の課題としてあげられた。デイケアやホームヘルパー導入を提案したが、本人が望まなかったこともあり、これらの課題を外来通院と訪問看護だけで支えていくことに、P S Wとして



不安を感じていた。

本人の望む生活と周りが考える生活には食い違いが出ることもある。そのような場合、支援者はその人の生活に不安をおぼえ、時に様々な福祉サービスを無理におしつけその結果、今まで作ってきた信頼関係が壊れてしまうことがある。今回Bさんの「いままでやってこれたから大丈夫」という言葉を信じ、少し離れたところからBさんの生活を見守ることが、Bさんらしく生活していくために必要だと感じた。本人がどのような生活を望んでいるのかということ、支援者は本人と共に考え寄り添い支援していくことが重要であると考えている。

Bさんの現在の心配事は、「今後年をとって行く中で、このまま一人暮らしができるのか」「一人で寂しい時もある」ということである。今後Bさんの生活について本人、息子と話し合いながら本人の望む生活を、共に検討していかなければいけない。

#### 主治医からの一言

退院直前は色々な悩みが多くて不安そうでしたので、私たちは少し心配しておりました。しかし、長年培われた節約術で上手に生活されており、今は安心しております。外来受診の時に生活の工夫についてお話してください。楽しみにしております。



## 「人生あきらめたらおしまいよ」

- ・ 制度が変わっての市営住宅入居者第一号として、精神科グループホームより地域移行したCさん（デイケア担当OT）

### 1. 事例概要

#### 1. 事例紹介

- (1) 属性 男性・50代
- (2) 診断名 統合失調症
- (3) 生活歴 2人同胞の第1子として出生。中学の時に両親が離婚し父と同居する。高校の時、心氣的訴え、被害的言動があり、精神科病院に入院。その後大学へ進学するが、在学中の2年間精神科病院に入院し、大学を中退する。その後、アルバイトを転々とし、複数の精神科病院に計10回入院する。平成13年病院が運営するグループホームに入居し、同時にデイケア通所を開始する。グループホーム入所時は被害的な言動が多かったが、1年半程で落ち着き、アルバイトを開始する。短期間で辞めるが、その後福祉系の資格を取得し、100社以上の面接を経て平成15年から現在のアルバイトを始める。
- (4) 家族状況 母は中学の時に他界し父は内科病院に入院している。妹とは時々食事に行ったり自宅を訪ねたりと交遊がある。
- (5) 経済状況 障害基礎年金、アルバイト収入
- (6) 入院期間 通算11年

#### 2. 転居のきっかけと経過

本人の希望で当院を退院し、グループホームに入居するが、入居後しばらくはグループホームスタッフやデイケアスタッフに「病棟師長に退院させられた」と訴え、身体的不調や、幼少期のトラウマ、初回入院時の恐怖が思い出して眠れないと、毎日のように相談する。また病院内では上記の内容の大声の独語が度々出る。

夜間はグループホーム同居者D氏に同様の話を聞いてもらい、なんとかグループホームでの生活を続けていた。日用品の買い物や風呂の沸かし方、ごみの分別などはD氏が一緒に行き、C氏の具合が悪く十分に行えない時はD氏がフォローし生活していた。逆にD氏が人間関係で自信を失った時はC氏が「Dさんがいるから自分はここで暮らしていける」と励まし、お互いに苦手なことを補いあって生活していた。

グループホームでの暮らしに慣れた頃から、「仕事をしないと駄目になる」とデイケアスタッフに相談しながら就職活動を開始する。求人情報誌を見て自分で問い合わせ面接に行き、二つのアルバイトを経験する。職場の人間関係、低賃金を理由に短期間で退職するが、その後、福祉系の資格を習得し再度就職活動を始める。100社以上の面接の末、現在の派遣のアルバイトを開始する。この間の手続きは全てC氏が行い、デイケアスタッフには相談する程度だった。

いずれは現在のアルバイトと同様の会社を設立し、結婚して市営住宅へ転居したいと、将来の夢に向けての貯蓄を始める。日常的なイベントで不安になり、大声や怒声が出るのが度々あったが、毎日1回はデイケアに顔を出し、周囲の人に話を聞いてもらうことでアルバイトをしながらの地域生活は続いていた。C氏自身もデイケアやグループホームに旅行のお土産を渡したり、職場にデイケアで採れた野菜を差し入れたり、円滑な人間関係を築くよう努力していた。旅行や一日の締めくくりのビールを楽しみにしながら、普段の食費を抑えることで貯蓄も順調に増えていた。

平成18年1月、デイケア、グループホームで自立支援法の説明を受け、スタッフに内容を再三確認、現

在の自分の生活が脅かされるのではないかと、病院内で行政や病院を罵倒する内容の大声の独語が頻繁に出る。

4月より自立支援法に沿ったグループホーム運営が開始する。スタッフが繰り返し説明するが、他入居者より上限額が高いことに納得せず、区役所へも再三電話をかける。

11月、グループホームで新たに契約書を作成する手続きが必要となり、交流会で再度契約内容を確認する。他入居者よりこれまでC氏が共有スペースを自室のように使っていたことを指摘され、スタッフと一緒に共有スペースの荷物を片付ける。

12月、グループホーム交流会で、以前からの夢だった会社の住所がグループホームではまずいので市営住宅に行くと言明する。デイケアでは市営住宅は広くて値段が安いと転居の理由を説明する。

2月、本人が市営住宅の応募書類を持参しデイケアスタッフに確認しながら書類を作成し、市営住宅の単身者募集と住宅困窮者募集（優先入居枠）に重複申し込みをする。この間グループホームスタッフとデイケアスタッフは日常的にC氏の状況を報告し合い、情報・方針を共有していた。

### 3. 転居後の生活について

グループホームから市営住宅に転居し、単身生活を始めて約9ヶ月が経過した。転居後もこれまで通りデイケア通所、アルバイト就労を続けている。グループホーム入居中、自室は一部屋だけだったが、新しい住まいは部屋がたくさんあり、少々散らかしても部屋がたっぷり使えると現在の住まいに満足しており、他入居者やデイケアメンバーにも「家賃が安い」と市営住宅入居を勧めている。また、今回の引越で貯金をたくさん使ってしまったため、再びお金を貯めなくては行けないと、前にも増してアルバイトに精を出しており、会社設立に必要な資格取得の勉強も開始している。市営住宅での新しい近所付き合いも楽しんでおり、月1回の団地内清掃や団地内の季節行事にも参加している。

## II. 事例分析

### 1. 転居に向けて

本人はグループホームでの生活に慣れた頃から「いずれはグループホームを出て所帯を持ちたい」という憧れがあり、他の入居者やデイケアメンバーと物件や市営住宅の話をよくしていた。民間の物件は「家賃が高い」と踏み切れず、市営住宅に興味を示していた。

### 2. 居住サポートセンターとの出会い

市営住宅に当選後、優先枠で市営住宅へ単身入居するには常時居住支援体制が整っている関係機関の証明書が必要と、C氏がグループホームスタッフに証明書の発行を依頼する。当院で居住サポートセンター所長を招いて説明会を行っていたこともあり、グループホームスタッフからセンターへ市営住宅入居後の支援体制の相談を行う。センター所長とC氏が元々顔見知りだったこともあり、本人の同意も得られ、C氏、センター、グループホームスタッフで面談を行う。その結果、市営住宅入居後は居住サポートセンターが緊急時も含め必要時に相談できる関係機関となることで合意し書類の作成を開始する。しかしC氏の不安は大きく、センターへ何度も確認の電話をする。また病院内で「センタースタッフが市営住宅に訪問し自分を狙うのではないかと」といった被害的な内容の独語が頻繁に出る。このような状況の中、センタースタッフも含め、C氏を取り巻く他入居者、デイケアメンバー、スタッフがC氏の話聞くことで、持ちこたえ、予定通り入居に至る。入居後は大きなトラブルも無く、時折の情報交換程度で直接的なセンターの利用はない。

#### 3. 専門職としての関わり

グループホームでの生活に慣れた頃から、本人が「いずれは所帯を持って市営住宅で生活したい」と言っていたため、グループホーム入所中から近隣への挨拶やゴミの分別、各種手続きを可能な限り本人に行っていたなど、今後の生活を意識した関わりを行っていた。また、病気を抱えて地域生活を送ることや将来への不安は、同じ悩みをもつ方が最も頼りになるのではないかと、グループホームでは定期的な交流会を行い、デイケアでは地域の社会資源を利用する集団活動と平行してメンバー同士で日常的な雑談ができる枠組みのゆるやかな活動を行ってきた。転居時の様々な不安からC氏の症状が悪化した際も、C氏と付き合いの長いメンバーやスタッフが被害的な思い込みや誤解を解くように話を聞いていた。またセンタースタッフも元々C氏と顔見知りだったこともあり、C氏の再三の問い合わせにも温かく対応し、C氏に合った説明をして下さったため、C氏の不安が増すことはなかった。この間、グループホームスタッフ、デイケアスタッフは日常的にC氏の状況を報告し合い、適宜主治医や外来スタッフにも状況を伝え、情報・方針を共有するよう務めた。

家族に対しては、市営住宅応募時から、本人が家族に相談することなく、妹を連帯保証人にする決めていたため、スタッフは家族との話し合いの必要性を感じていたが、本人の長男としてのプライドから介入の同意が得られなかった。

#### 4. 居住サポートセンター事業の利用を通じて

平成19年2月の市営住宅入居者募集から「単身者」の枠を精神・知的障害がある方へも拡大されるようになり、Cさんはその第一号入居者となった。第一号のため、Cさん、スタッフともわからないことだらけだったが、居住サポートセンターのマネジメントを受けて無事に入居することができた。Cさんはこれまでの苦勞から周囲の出来事や発言に敏感に反応し、症状が再燃することが多い方である。繊細で不安の強いCさんが、幸い居住サポートセンターの所長さんとの係わりが長いことで、Cさんが緊張せずに取り組みが進められたことが良かったと思われる。又、スタッフも居住サポート事業の利用を通して、関係者と広く関わりを持つことができ、院内だけでの取り組みでは到底進めてはいなかったと思われる。

#### 5. Cさんの支援を通じて見えてくるもの

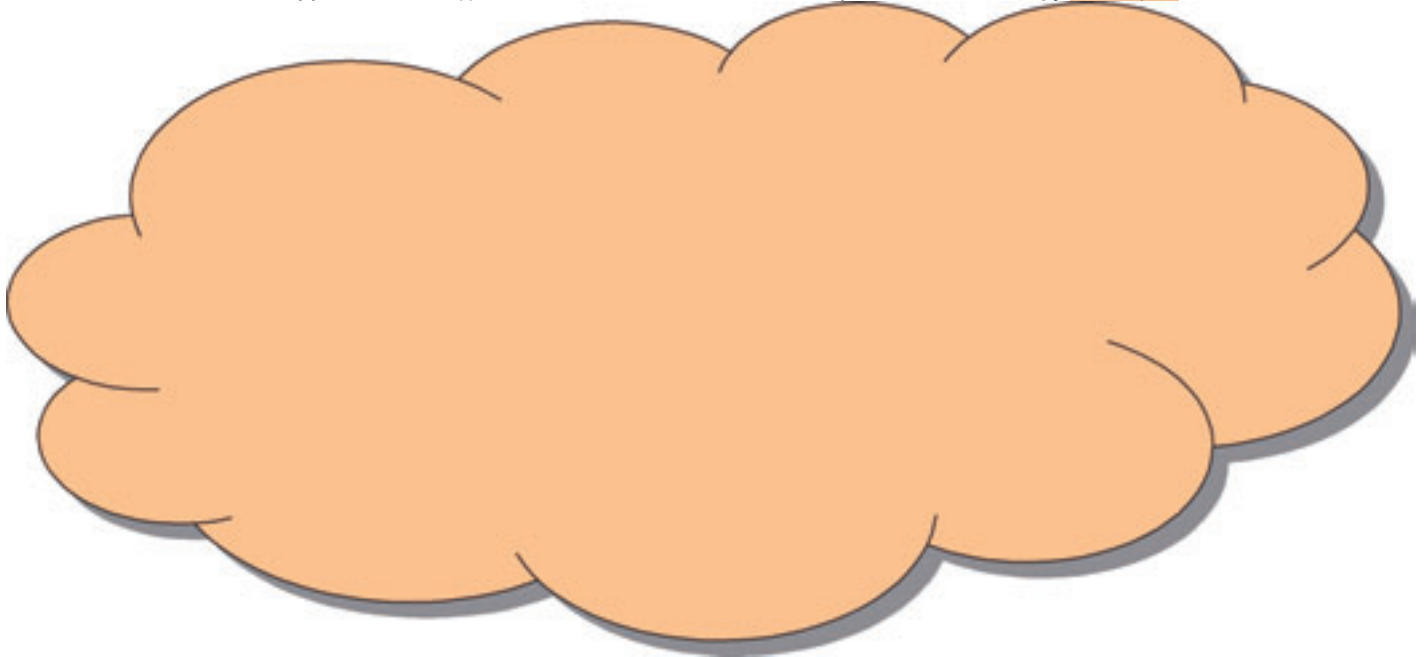
Cさんは現在も周囲の出来事や発言に敏感に反応し、症状と発病当時の恐怖、幼少期のトラウマに苦しんでいるが、「あきらめたら人生おしまいよ」と自分の目標に向けての努力を続けている。これまでも作業所通所や単身生活に挑戦してきたCさんのことを知る支援者は多く、Cさんが現在の生活を報告すると「あのCさんが・・・」と驚いているようである。今回、Cさんの夢の第一歩である転居が実現したのは、夢を諦めずに努力し続けたCさんの強い意志と、グループホームで同居していたDさんを始めとするピアサポーターの存在が大きいと感じる。私たち支援者は、そんなCさんや周囲の方を信頼し続け、居住サポートセンターも含め同じ姿勢で支援に望めたことがよかったのではないだろうか。Cさんの転居を通して、私たち病院関係者は改めて人が地域で生活するには地域の色々な機関や友人の力を借り、お互いに助け合うことが必要であることを実感した。

Cさんの話を聞き、今年もまたデイケアから市営住宅での単身生活をスタートする方がいる。Cさんも、彼に単身入居の先輩として申込み手続きから諸経費、物品の揃え方まで、自分の体験にもとづいたアドバイスをしている。おかげで、彼についても、スムーズに準備が進んでいるようだ。入居後の支援体制についても「居住サポートセンター」を利用するよう説明されている。

新しい事業である居住サポートが、このようにして利用者から利用者へ、「使える社会資源」として伝わってゆくことは、自然でもあり、また、もっとも有効な事業紹介経路でもある。

### Cさんの感想～転居後9ヶ月を経過して

- ・グループホームより家賃が安くて広さは3倍、民間（アパート）は高い。
- ・（市営住宅に一発で当選して）自分は運がよかった。
- ・（現在の住まいはグループホームと違って）プライバシーが守れる。戸を閉めれば入られない。グループホームでは喧嘩をしたらおしまい。（グループホームは）住めば都だったが、よく四畳半一間に住んでいたと思う。
- ・（現在の住まいは）畑もあるし結婚したら夫婦で駐車場2台持てる。環境もいい（スーパー、コンビニ、弁当屋、公民館がある）。



### Cさんが退院した病棟の師長さんより

当時は退院を目指すCさんの「行動力」と「あたりまえの生活を望む気持ち」に引っ張られながら、お手伝いをさせていただきました。未だにその底力が健在であることを願っています。



## 「あと、一花、ふた花咲かせたい・・・」

・・・親元を離れ一人暮らしを始めたDさん（居住サポート）

### Ⅰ．事例概要

#### 1．事例紹介

- (1) 属性 男性・30代
- (2) 障害状況 統合失調症（精神保健福祉手帳 2級）
- (3) 生活歴 高校卒業後、県外の大手自動車メーカーへ12年間就労。在職中に発病し精神科へ加療。当初に入院もあるが、その後はずっと両親と同居していた。母にもうつ病があり、現在母は老人介護施設に入所しており父との二人暮らし。
- (4) 家族状況 両親健在、同胞二人の長男、妹が市内に居住、甥姪を含め時折の交流あり。
- (5) 経済状況 障害厚生年金2級をベースに不足分をこれまでの貯蓄で補っている。
- (6) これまでの入院期間 数ヶ月
- (7) 希望物件 コンビニエンスストアの近くで、3～35,000円くらいの家賃。将来的な生活を考えれば、先々は家賃の安い市営住宅に暮らしたい。

#### 2．転居のきっかけと経過

両親と同居していたが、平成19年の5月の父の退職に伴い、今後、父も老人介護施設に入所している母との同居生活に移行する、という家族内の方針があり、本人は一人暮らしをはじめなければならなくなった。そのために「家を探してくれますか？退職した父ではなれないと思うので保証人になってもらえますか？」と平成18年の10月に本人よりのアクセス。10月15日号の市政だよりを見て、という初めての相談者でした。続いて一週間後にお母さんから、ご本人から相談しているなど全く考えられずに、「親亡き後も含め今のうちから一人暮らしをさせたいと思っているが、本人はこれからのことなど全く考えてもいないと思うので、まず自分たちが相談に行っているいいですか？」と並行しての電話があり、そのずれの修正も含め、家族同席での面接場面を設定。

居住サポートセンターの支援を利用して、平成19年5月からアパートでの一人暮らしを開始し、9ヶ月を経過。

#### 3．転居後の生活について

個別ケア会議の中でホームヘルプサービスの利用についての提案もあったが、彼自身は「ヘルパーさんを利用するとお金がかかってやっていけなくなるのではないか」との不安が強く、また父も「ホームヘルプを使うより自分なるべくこまめに訪問し家事も教えていきたい」との意向があり、この確認のもとにまずは、デイケアへの随時の参加と週一回の訪問看護の導入のみでスタートした。

しかし、お湯を沸かしたこともなければお米を研いだこともない状態だった。料理は作れないため外食続きで食費は高がつき、洗濯機はないので週2～3回はタクシーでの実家通いなど、経済的な見通しの立たない依存的な暮らしぶりが見えた。リサイクル生活用品





で洗濯機を調整したり、生活力スキルアッププランを導入し、調理にもチャレンジすることを促して、生活力の向上を促進するようにした。急速な生活スキルの習得が見られ、最近では、ご飯を炊くこともある。冷蔵庫の中には缶詰も含め副菜の購入品がみられるようになった。

今は、生活費の総額が年金額以上になる実態のために預金も目減りし、不足分を働いて稼ぎたい、と就労前準備の場を検討中。「一花、ふた花咲かせたい」と生活の広がりにも勢いづき、「40歳までには職につきたい」という希望を述べるまでに至っている。

## II . 事例分析

### 1 . 転居に向けて

後に、彼は「当初は、心のどこかに無理やり家族から一人暮らしをさせられる」というような思いもあった」とも語っている。しかし、母との折り合いも悪く、親亡き後のことも考えると今から準備をしておくべきだ、と自覚できたようである。以前、寮ではあるが一人暮らしをしていたことがあり、本人、両親共に「その経験が活かされる」と思われていたところがある。

### 2 . 居住サポートセンターとの出会いと関わり

本人から相談が入ったのは開設間もない平成18年10月で、「家を探してくれますか？退職した父では保証人になれないと思うので保証人になってもらえますか？」との内容であった。その後一週間して母親から「息子は一人暮らしのことなんて全く考えてもいないと思うので、まず自分たちが相談に行っているんですか？」との電話があり、その考え方のずれを明らかにすることからセンターでの支援ははじまった。

将来的な生活設計の中では、家賃の安い市営住宅への入居を第一選択肢として考えるが、すぐには当たらないと思うのでまずは民間のアパートで暮らし、市営住宅への入居申し込みを継続して行っていく、ということに合意した。単身入居枠が拡大された、昨年の2月からは6月、10月、今年の2月と申し込みを続けているが未だあっせんまでに至っていない状況であった。

その後主治医への相談の中では、「昼夜逆転の傾向はあるが、病的には落ち着いており、デイケアの利用、状況に応じて他の障害福祉サービスの利用も検討する中で一人暮らしをすることに特に問題はないだろう。」との助言を受けて、5月に民間アパートへ転居。（障害開示で物件調整はしたが、父名義の契約で妹がひとり保証人となり、もうひとりを家賃保証事業者として契約）

家財道具はほとんどなく、生活をしていながらそろえつつある。洗濯機はリサイクル生活用品で調整した。お米も研いだことなかったDさんだったが、使いやすい鍋や包丁、調味料などの台所用品の購入については、サポートできれば実際的なのではないかと意見が地域生活支援サポーターのミーティングの中で聞かれた。「個別」ということは、本来はそんな細やかなところまでゆき届くことであると改めて考えさせられた。

### 3 . 他機関との関わり

これまで、主として関わっていたのは医療域。クリニックへ通院し、系列病院のデイケアを利用していた。一人暮らしへ移行した後も、生活圏の拡大を図るためには訪問看護を導入したが、平行して身近な相談機関として区役所（精神保健福祉相談員）が本人の中に位置づけられたことは大きかったと思う。スキルアッププランの中でも、仲間と知り合い、いろいろと現状を確認しあう中で社会資源の情報を上げたり、お互いの生活観の確認をしたり、「みんなはどうやってお金を節約しているのだろう」は大きな関心事である、そのピア関係が広がるのが彼の生活圏拡大に直結していると思われる。

#### 4. 考察

施設や病院からの移行の場合には「低下した生活力の回復」が大きな課題となるが、同様に家族との同居の中で生活スキルを身につけていない（つける経験をしてこなかった）人たちもいる。親に教えられる、親から学ぶ、ことはなかなか難しいなかで、家族の理解を得ながら第三者の係わりが時に重要であると考え

#### 5. Dさんの支援を通じて見えてくるもの

生活カススキルアッププランはご本人の一言から生まれたものである。それは、「デイケアで作業を分担してカレーを作っても、自分の分担の作業（例えば、ジャガイモの皮をむく、ニンジンを乱切りにする・・・など）はできて、結果としてカレーは食べられても全体のことはわからないので自宅ではカレーは作れないんですよね。」というもの。それなら、簡単な料理でも最初から最後までを一人で経験することを通じて時間がかかっても作れるレパートリーを広げるべきだろう、がプランのスタートであった。併せて、仲間作りや、地域での活動の場の開拓、公共交通機関を利用することも含めて生活圏の拡大を図る、地域生活支援サポーターとの共同作業を通じての日常生活体験の共有化や自信をとりもどす体験の場とすることなども目的としている。継続する中で、「生活力」を身につけ、より豊かな自立生活を継続していく力を養っていければいいと考えている。

月一回の実施ではあるが、三ヶ月目には一人でお米を研げるようになり、まずは炊飯器を購入し一人分のご飯も炊けるようになり、缶コーヒー中心から電気ポットを購入してお茶やインスタントのコーヒーを飲む習慣に変えたり、値引きになった惣菜を購入したりでエンゲル係数の低下を目指している。アパートの一階が焼き鳥屋さんのために転居当時の夕食は焼き鳥、というのが多かったが今は回数も減り、たまの「リッチさ」を楽しむ時間とされているようである。又、金銭管理は大きなポイントである。訪問看護の中で、チェックしてもらっているが、その不足分を今は働いて稼いで補おうと考えている。もうすぐ40歳、大切なターニングポイントとして関係者で知恵を絞りたいところである。

## 「一ヶ月に一作品くらいのペースで絵を描いています」

## 87 ページの絵は僕の作品です（元樹）

・ ・ 親元を離れ一人暮らしを始めたEさん（居住サポート）

## I . 事例概要

## 1 . 事例紹介

- (1) 属性 男性・40代
- (2) 障害状況 精神保健福祉手帳 2級（統合失調症）
- (3) 生活歴 美大受験を目指していたときに、家にいるのが苦しくなって上京。しかし生活に破綻し連れ戻されたときに精神科を受診している。退院後には、一人暮らしをしたり、イギリスで暮らしたこともある。帰国後は入所授産施設やグループホームを利用。現在は、就労継続A型の事業所に通所している。
- (4) 家族状況 両親は健在。同胞二人の次男として出生。長男は独立して市外に暮らしている。
- (5) 経済状況 障害厚生年金3級と数万円の就労収入で生活している。
- (6) これまでの入院期間 短期間の入院が5回、最後の入院は平成19年1月の短期間での休憩入院である。
- (7) 希望物件 場所的には実家と事業所の間くらい的位置を希望。  
30,000円以内で、二部屋はほしい、4階くらいまではエレベーターの有無は問わないがシャワー設備はほしい、との希望であった。

## 2 . 転居のきっかけと経過

時として父の言動に振り回されて、自身の感情のコントロールが難しくなるようなことが何回か続き、家を出て一人で暮らしたい、と考えるようになっての相談であった。元々、父との折り合いは決していいものではなく、15年位前にも一人暮らしをしていた経緯もある。

居住サポートセンター職員が主治医への確認をした際、「病的には落ち着いているし、単身移行も特に問題ない。」との助言であった。本人は精神保健福祉士へも事前に相談も行っていった。

サポートセンターへの相談と平行して、自身でもUR（公団）を始め、物件を探したりもしたが、当センターの仲介で、障害開示にて平成19年9月に転居。連帯保証人には別居の兄（会社員）と母（老齢年金受給中）がなってくれた。

## 3 . 転居後の生活について

元々美大受験を目指していた青年。今も、一ヶ月に一作品くらいの割で油絵を創作中。絵で気持ちを立て直す、と表現するように、絵を描くことで自身のいろんなバランスを保ったり、描くことでいろんなことを忘れられる、とも言われている。

食べることは自分の生活を守るポイント、として位置づけてはいたが、夕食は大半が外食だったり作れるメニューに限られていることもあり、11月から、簡単にできる料理を覚えたいと意欲的に生活カススキルアッププランへも参加している。スープカレーや具沢山のチャンポンは大いに役立っているようである。「以前、保健所デイケアのときの調理のように何もかも支援されるのではなく、程よく野放しだったのがよかった。」とは初回参加時の感想である。クリスマスバージョンの際のケーキデコレーションは美的センスの良さを髣髴とさせる作品であった。



## II . 事例分析

### 1 . 転居にむけて

家族から離れて新しい生活を始めたい、と単身移行を希望。本人が現在所属している〇〇事業所の所長の同行にてセンターへ来所された以後、不動産業者の仲介で、3件の物件紹介をいただき、下見の上で隣の区（当初より、自宅と通所事業所との中間くらいの場所を希望）の物件に決めることになった。

### 2 . 居住サポートセンターとの出会いと関わり

通院している精神科病院の精神保健福祉士へも転居について相談した際に当センターの利用についても相談した経緯があるようである。その際は、センターのことを「相談すると物件情報がすぐ出てくる不動産屋さん」とイメージしていたらしく、違いを理解する中で本人が通っている事業所の所長とも相談しながら自身でもやってみる、との意向だったためそのときはセンター紹介まで至らなかったようである。その後、平行した利用を前提に当センターへ来所されている。

物件の仲介調整と契約時の支援、リサイクル生活用品の調整、生活カスキルアッププランを提供している。転居後にも、「エアコンとステレオをいれるとブレーカーが落ちるのでどうしたらいいか？」など電気系統のトラブルでの相談があったりもしている。

### 3 . 他機関との関わり

センターでは、物件調整の部分に主として関わった。Eさんに関わっている機関としては、通院している精神科病院、区役所生活支援課（精神保健福祉相談員）、A型事業所などがあり、これまでも必要に応じ自身で選択して利用している人である。特に事業所の所長とは長い付き合いがあり信頼感を強く持っている。

### 4 . 考察とEさんの支援を通じて見えてくるもの

物件仲介の途中で、「以前に比べ、時間がかかっているような気がする。それは自身が障害者だからだろうか。だとすれば一人暮らしも考えなおそうかな。」との不安を抱いたこともあった。彼が一人暮らしをしていたのは15年前であり、確かに当時に比べ、契約時もそうだがそれに至る過程で必要とされる書類も不動産屋さん個々で違うところがあり、煩雑になっている感が強い。今回も、連帯保証人については「印鑑証明」を要求され、主婦である母は手続きをしていなかったためにわざわざ申請した経緯もある。間での細かい説明や流れの確認の大切さを再度確認したところである。

### Eさんからのメッセージ ～居住サポートセンターを利用して～

私が、居住サポートセンターを利用したのは半年前ですが、いま、こんなにちゃんと一人暮らしが定着しているのは私自身驚きです。それというのも今行っている作業所の方と、居住サポートセンターの方々に、バックアップしてもらっているというのが大きいかと思います。併せて、親へも感謝しています。離れてそのありがたみを改めて実感しているところです。

私一人で、アパートを探していたときのことですが、雑誌を見て、不動産業者に行きました。段々、物件を絞っていくうちに、親切にしてくれる不動産業者の方に、年金と作業所の収入の額を言わざるをえなくなってきました。不動産の方が物件に案内してくれる車の中の出来事でした。ついでに病気のことも言って、胸のつかえがおりました。私は、日ごろクローズでの就職などとてもじゃないけど考えることが出来ずにいたから、当然だったのでしょう。それで、居住サポートセンターに、お願いすることにしました。



単身で住むことになるので、今の世の中では、不動産業者の方も、私どもが住む周りの方などのことで、心配になるのは当然です。そこで、私のいわば、保証をしてくれる方が必要になるわけです。そういう人(居住サポートセンター)がいるかないかでは、引越しの際の心労も全然違ってきます。長い間、この病気で、周囲の協力なしに、自立していく力が、そがれていることに気づかされました。

そして、一人暮らしで困るだろうな、と思っていたことは、食事と夜の寂しさ等のことでした。

サポートセンターでは、スキルアッププランとして、月に一回料理教室を開いてくれています。私もいい年ですので、習ったことはちゃんと利用しようくらいの落ち着きがついてきて、大変役にたっています。夜の寂しさは・・・まあいくらかは我慢しなくてははいけませんね。それでも耐えられないような時には、24時間対応してくれるサポートセンターがあるので心強いです。まだこちらのほうはあまり利用していませんが、何回か相談にのってもらったことがあります。

自分の気構えも大切ですが、豊富になってきたこのような支援をして下さる(助けてくださる)方々を利用することを皆さんにお勧めします。

## 「次の目標は運転免許を取得することです、駐車場も探してくださいね」

・ ・ ステップアップ住替えを果たしたFさん（居住サポート）

### I . 事例概要

#### 1 . 事例紹介

- (1) 属性 女性・20代
- (2) 障害状況 知的障害（療育手帳 B2）
- (3) 生活歴 市内の児童養護施設から、養護学校高等部を卒業後、通勤寮へ入寮。一般企業でパート就労をしながら、障害基礎年金と併せてアパートでの一人暮らしを送っていた。
- (4) 家族状況 母は消息不明、父には精神科の病気があり救護施設へ入所しており、生活支援は通勤寮がバックアップしていた。県外に父の兄弟はいるが疎遠。
- (5) 経済状況 障害基礎年金とパート収入で生活していた。
- (6) 希望物件 通勤寮とJRの駅に近く、家賃は40,000円以下で、2DK、バス・トイレは別で脱衣室が欲しい、洗濯機を家の中に置きたい、と希望。

#### 2 . 転居のきっかけと経過

通勤寮から民間のアパートに移行し、寮のバックアップを受けながら一人で生活していた。「広いところに引っ越したい、でも父（施設入所中）では保証人にはなれないので保証人になってもらえますか？」とセンターへ来所。

今までの生活のステップアップのイメージであり、希望内容も具体的。いくつか、下見をする中で、二階建てのコーポタイプの二階物件を選択。提携している家賃保証事業者（日本セーフティー株式会社）を利用して平成19年の2月に転居。緊急連絡先としては、通勤寮と当センターを平行で間接的な連絡先として設定する形で契約している。

本人の満足度は「二部屋ともが和室だったから、一部屋はフローリングがよかったなあ・・・」との思いから80%と表現している。

#### 3 . 転居後の生活について

転居後、一年以上を経過。運転免許を取りたい、と希望。「取れたら、近くの駐車場を一緒に探してください。できれば一緒に不動産屋さんで家賃とセットにして値切ってくださいか？」とちゃっかりしている。

### II . 事例分析

#### 1 . 転居にむけて

「広いところに引っ越したい、でも父では保証人にはなれないので保証人になってもらえますか？」とセンターへ来所。金銭管理も通勤寮でバックアップしてもらっており、初期費用も含めしっかり貯蓄していた。

#### 2 . 居住サポートセンターとの出会いと関わり

通勤寮スタッフを介して、「転居したいけど、保証人がいないので保証人になってもらえますか？」と来所。これまでも、家賃保証会社の利用があったが、別の不動産業者を介して物件の依頼をしたところ、カードを作るように言われたが作りたくない、とのことで当センター事業の利用を知って来所された。当センターでは、物件の調整を主として関わっているが、地域生活支援サポーター利用のきっかけを創ったのは彼女で

ある。それは、「転居に伴う様々な手続きや引越しの段取り、片付け、新しい生活用品の購入など不安も大きく、一人ではなかなかできないので誰かに手伝ってもらいたい。」という言葉からの発想で始まったものである。具体的には、前日にこれまで住んでいた家の掃除と片付け・荷造り、運送会社の手続き（不動産業者の提携事業者に依頼）、転居当日は運搬前に新居の掃除、そして搬入とレイアウト、カーテンなど新しい生活用品の購入など、二日間で延べ5名のサポーターさんに手伝っていただいた。全自動洗濯機の取り付けや、電気・ガス・水道などの水光熱費の手続き、家賃引き落としに伴う銀行口座の開設などはサポートセンターで支援した。

#### 3. 他機関との関わり

これまでの生活支援の中心は、通勤寮が担っていた。転居後も、しばらくは金銭管理等にも関わってもらっていたし、ベッドなど大きな生活用品の購入は通勤寮スタッフに手伝ってもらった、今は自己管理にて生活している。

#### 4. 考察とGさんの支援を通じて見えてくるもの

転居に伴うやるべきこと、やらなければならないことの多さを改めて実感させられた事例である。そして、それをやり遂げるのは、障害のある無しに関わらず、誰にとっても負担が大きいイベントだといえる。でも、それを手伝うのは、決して何らかの資格を持った「専門職」である必要はなく、制度にあるサービスだけではカバーすることのできないサポーターの皆さんに提供していただいた。本人の取り組むスピードに合わせた手伝いや、引っ越しの時に家族がするような手伝いなどの「生活者」の力があれば本人たちの生活の幅もより広がるだろうし、その力こそが本人の暮らしの安定につながっていくというのが発想の原点である。

地域の智慧と力はある意味、無尽蔵といえるだろう。本人達の暮らしをさり気なく手伝っていつてくれる人が、これからももっと増えていつて欲しいと考えている。身近にいつて何かのときに日常的につきあつてくれる「近所のおじちゃん、おばちゃん」となつていただけることを願つてやまない。

### 知的障害がある人を初めて支援して

私は、ずっと精神障害がある方々へのサポート活動を中心に実践してきました。その中で、初めて地域生活支援サポーターとして知的障害がある方の引越のお手伝いを依頼され、ちょっと躊躇した部分がありました。どう接していいのかイメージがわからなかったし、経験の中で「知らない」ことがいっぱいあったのです。でも、実際には「年金と勤労収入で生活しているごく普通の若い女の子」がそこにいて、・・・まだよくはわからないけど苦手なことも見え隠れして・・・、自分たちの等身大でできる支援も見えた気がしてとにかくほっとしたのが初回でした。

要は、そこに住み続けることが大切であり、センターとしても継続して支持していくことが自立生活の継続には重要なポイントになると思います。一緒に応援していきたいと思っています。

彼女は、民間のアパートへ引っ越しましたが、制度が変わる中で市営住宅へもひとりで入れるようになり、市営住宅の入居も考えていってもらったと思います。

(地域生活支援サポーター)

## 「転居が実現したのは優しい不動産屋さんのおかげでした」

・市外からの住み替えを果たしたGさん（居住サポート）

### I . 事例概要

#### 1 . 事例紹介

- (1) 属性 男性・20代
- (2) 障害状況 療育手帳B2、精神科通院中(ストレス性障害、うつ状態)
- (3) 生活歴 家族との折り合いが悪く、福祉事務所とは協議の上、そこから離れることを希望し、友人のつてを頼り北九州市内へ来訪。元々、家族基盤が脆弱で、幼少時より施設入所の経験あり。
- (4) 家族状況 母親と祖母、姉たちは県外に居住。現在は、ほとんど交流は無いが、時として「やはり家族の近くに帰ろうか」との思いもよぎる。姉妹とはメールのやりとりあり。
- (5) 経済状況 生活保護受給中
- (6) これまでの入院期間 ない
- (7) 希望物件 市内に暮らしたい、静かなところがいい。31,500円以内の物件を希望。

#### 2 . 転居のきっかけと経過

県外の民間アパートに一人で暮らしていた。幼い頃から北九州市へのなじみはあり、「憧れの黒崎の町に住みたい」とかねてより考えていた、とのこと。同居していた母が本人の障害基礎年金を担保に金を借りたことから、折り合いが悪化し、そこから離れることを希望するようになった。管轄福祉事務所と協議のうえ、転居を求めて友人のつてを頼り北九州市内へ来訪したものである。最初に相談に行った不動産屋さんに、本人が知的障害があることを伝えたことで当法人（北九州市手をつなぐ育成会）の通勤寮を紹介された。さらに通勤寮で「一人で暮らしたい」との希望を受けて当センターを紹介したという経路となった。初回のアクセスは本人であったが、相談には不動産業者の担当者も同行し、その後も継続的に細やかに本人の支援に関わってくれている。担当者が家主へ調整し、値段交渉も経た上、保証人がいないため家賃保証事業者を利用して契約に至り、平成18年11月に転入、すでに一年以上を経過している。

#### 3 . 転居後の生活について

静かにひっそりと暮らしている、という感じである。部屋はいつも清潔に保たれ、訪問のたびに天気の良い日は布団を干している風景をよくみかける。

料理もよく作り、安い露天売りのおばさんとはちょっと顔なじみになったようである。

### II . 事例分析

#### 1 . 転居にむけて

家族から離れて新しい生活を作りたい、と市内への転入を希望。優しい不動産業者さんとの出会いはとても好運だったと言えよう。知的障害がベースにあるため、どうしても難しい説明が理解できにくかったり、きちんと応答できないところがあり、諸手続きの複雑さにはひとりで充分対応できたとは言い難い。ともすると、困ると感情的に「切れがち」になる青年である。出会った不動産業者の方が、この点に気づき、本人



への手助けを買って出てくれた。県外の福祉事務所までも同行し、指示される手続きを手伝ったり、転入後の福祉事務所へも家賃証明を持参してくれたり、大家さんとの調整を間でしたり・・・その優しさに救われてこまごまとした手続きもこなせたという印象がある。

## 2. 居住サポートセンターとの出会いと関わり

当法人（北九州市手をつなぐ育成会）の通勤寮を通じて、「保証人がいないので手伝ってもらえますか？」と来所。施設利用ではなく、一人で暮らしたい、との希望を受けて当センターを紹介してこられたもの。きめ細やかに不動産業者に支援を受け、当センターとしては、提携している家賃保証事業者の利用支援（日本セーフティー株式会社）と通院医療機関の調整、リサイクル生活用品の調整（照明器具）、そして転居後の生活支援に関わっている。

## 3. 他機関との関わり

彼に関わる機関で関係しているのは、通院しているクリニック（サポートセンターから調整させていただいた）と生活保護課、当センター、インフォーマルには、家族と友人、不動産業者である。元々、新しい人間関係を作ることは苦手な青年であり、今も限られた人間関係の中で密やかに暮らしている、という印象が強い。サポートセンターについても、「どんなところかわからなくて怖かった。」というのが当初の気持ちであった。しかし、そこに同行してくれた不動産業者さんがいてくれたので初めての場所へも来所できたとのこと。これまでさまざまな機関利用もあるが、障害の開示就労でも結果としては同僚にいじめられたりしたとのこと。結果的に解雇された傷つき体験の多い彼は、区役所を始め、他の相談支援機関や働くことを前提とした通所施設等の利用の提案も関係者からはしてはいるものの次の一歩が踏み出せずにいる。

本人は「働いて生活保護を切りたい」との希望があり、パソコンや自動車修理に興味を示している今、本人のニーズに少しずつ近づいているように、まず関係づくりをすることを目的にゆるやかな関係の中で新しい拡がりを共に模索していきたい。

## 4. 考察とGさんの支援を通じて見えてくるもの

不動産業者の果たす役割は大きいといわざるをえない。転居に際してだけでなく、転居後に盗難にあった時も善後策の検討をする際に、即、駆けつけていただいた。こういった不動産業者がたくさんあれば、居住サポートセンターは不要かもしれないとさえ思う。

「障害がある方とのお付き合いは初めてでした」、といわれる担当者は、今も当センターの大切な支援者の一人である。

不動産業者さんを支援者の輪の中に、どう巻き込めるか、どう連携できるか、は住み続けるための大きな課題である。

## 「とにかく、一人暮らしは楽しいですよ」

・親元を離れ一人暮らしを始めた重複障害の女性、Hさん（居住サポート）

### I . 事例概要

#### 1 . 事例紹介

- (1) 属性 女性・30代
- (2) 障害状況 肢体不自由2級（脳性まひ）・療育手帳B2
- (3) 生活歴 養護学校中学部を卒業後、身体障害者入所授産施設に13年間入所。結婚して退所したが、2年あまりで離婚。その後平成18年の3月まで別の身体障害者入所授産施設に入所していたが、世帯分離ができない状況があり、利用料の問題を契機に退所し親元に同居していた。
- (4) 家族状況 両親と兄と同居していた。同胞三人の第三子、長女。母には、精神科の病気があり、時に不安定になりその母の言動に振り回されることもあったようである。
- (5) 経済状況 障害基礎年金1級を受給中。
- (6) 希望物件 障害年金と通所施設の工賃でやっていきたい、との思いから市営住宅への入居を希望。

#### 2 . 転居のきっかけと経過

「親元から離れて一人で暮らしたいが、金銭的な問題等もありなかなか前に進まない。具体的にどうしていいかわからないので今後のことについて相談に乗ってほしい。」と希望し、これまで相談を受けていた委託相談支援事業者（市立総合療育センター地域支援室 ※以下 地域支援室）からの紹介で来所。

本人は資格取得のために、障害者職業訓練校への入校等検討をしたが、入校時期が合わずに断念。又、県営住宅への入居を検討するが募集物件での車椅子での生活には無理があるため断念している。初期費用の準備もいるため、市営住宅への入居を前提に通所施設の利用を開始することになった。父親と相談していく中で初期費用として20万円は出してもいい、という提案を受け、同時期に高齢者用（シルバーハウジング）の新築の市営住宅で障害者枠の募集があり平成19年の2月に応募、あっせんされたものである。

#### 3 . 転居後の生活について

平成19年5月に転居。転居と同時に、ホームヘルプサービスと通所施設（就労継続B型）の利用を開始。地域支援室と役割を分担しながら、マネジメント部分を担っている。本人から出る言葉は、とにかく「楽しい」に尽きる。「障害があっても、女性でも一人で生活できますのでチャレンジしてください。」というのが、次に続く人への彼女からのエールである。

次の目標は今年の夏にエアコンを購入するために貯蓄すること、10kg以上減量した体重を維持しベスト体重に落とすこと。その継続する力は脱帽である。

### II . 事例分析

#### 1 . 転居にむけて

親元から離れて一人で暮らしたい、と希望。家族内では何度も協議されたテーマだったようである。知的障害があること、一度結婚し離婚した経緯があり、家族は男性問題でまた失敗するのではないかと心配しずっと反対の姿勢をとっていたようである。しかし、次兄が応援の姿勢を示してくれたことで、父も初期費

用の支出を負担してくれ、単身移行が具体的になった。連帯保証人にも次兄がなっている。

## 2. 居住サポートセンターとの出会いと関わり

地域支援室担当者の紹介にて来所。

「自立する以上は、なるべく直接的な家族からの支援は受けずにやり遂げることを目標とし、支援者との間でも「できないところは手伝うが経験を積む中でできることも増やしていくこと」を目標に、市営住宅の申し込みからあっせん後も含めた諸手続きへの同行や同席、他のサービスの利用調整や申請援助、地域生活支援サポーターの利用調整、生活力スキルアッププランの利用援助、電動車いすの練習や時として直接支援等、広範囲に関わってきている。

Hさんはスキルアッププランの常連でもあり、楽しみは料理のレパートリーが増えることと並行して、みんなと一緒に食事ができる、その賑やかさも求めている。いつも、夕食はひとり。たまには、いろいろおしゃべりをしながら食べたい等そんなささやかだが確かな社交の場としての当プランである。

## 3. 他機関との関わり

地域支援室担当者も継続的に平行して関わっている。転居後も、その時々々の生活課題の解決のために他の様々な機関と調整しながら関わり続けている。

2月 市営住宅への申し込み支援並びにあっせん後の諸手続きへの同行や同席(サポートセンター職員・地域支援室担当者)

↓

3月 あっせんを受け、市営住宅入居書類審査書類を提出

同時に、転居後の障害福祉サービス利用のための障害程度区分認定調査の申請(サポートセンター担当者・地域支援室担当者)

↓

市役所での、入居者選定にかかる面接にサポートセンター担当者が同行する。連帯保証人となる兄は同席できなかったが、同日の夕方に面談

↓

自宅での認定調査に同席(地域支援室担当者)

↓

4月 入居説明会、並びに抽選会へ同行(サポートセンター担当者・地域支援室担当者)

区役所にて、日常生活用具(ベッド、シャワーチェア等)の利用申請

↓

日中活動の場の(就労継続B)の利用契約へ同席(サポートセンター担当者・地域支援室担当者)

↓

日常生活用具の導入調整と調査(サポートセンター担当者)

↓

ホームヘルプサービスの利用調整と契約(サポートセンター担当者)

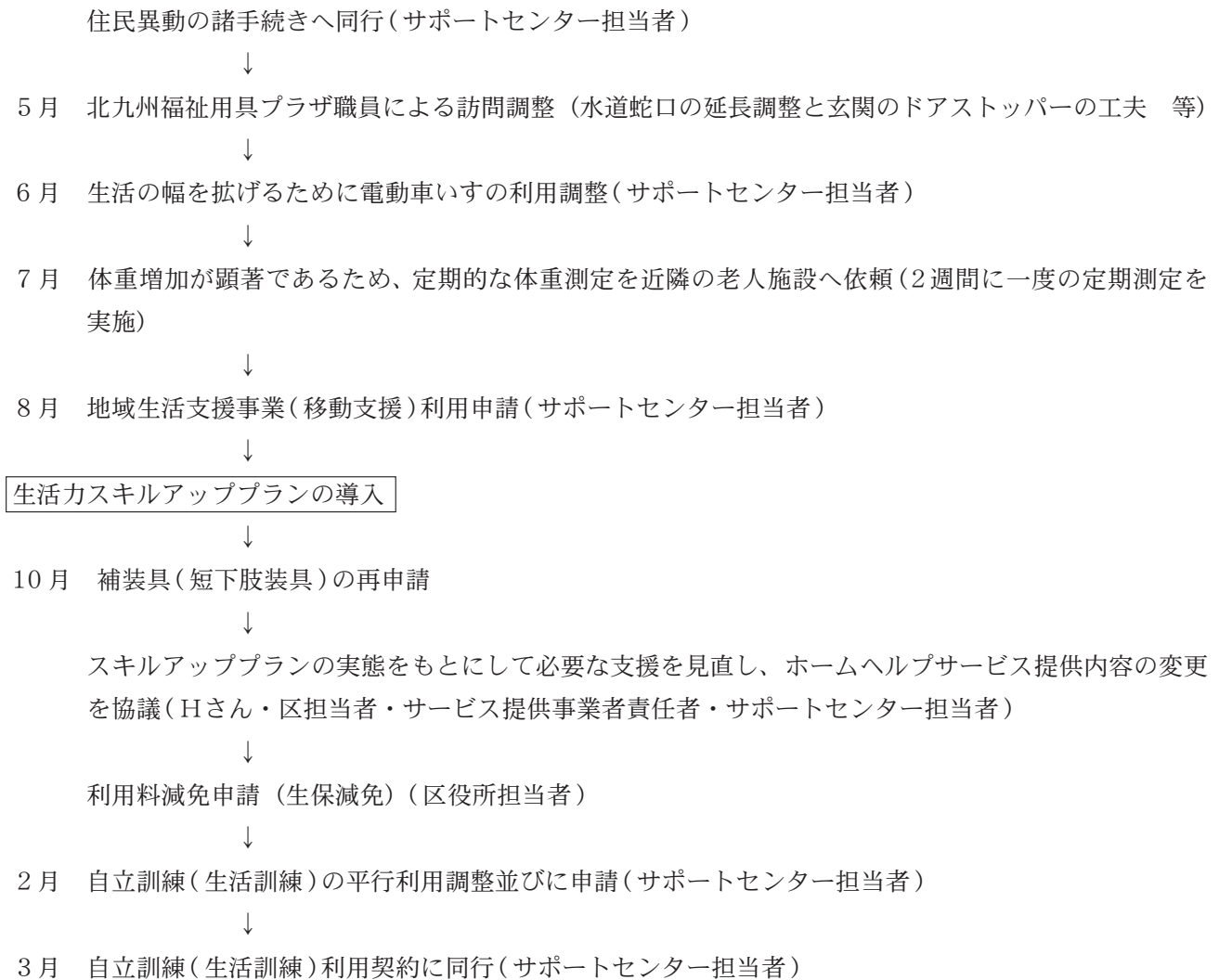
↓

ホームヘルプサービス導入のための個別ケア会議(Hさん・サービス提供事業者責任者・区役所担当者・サポートセンター担当者・地域支援室担当者)

↓

地域生活支援サポーターの協力を得て転居

↓



#### 4. 考察とHさんの支援を通じて見えてくるもの

Hさんの入居支援から現在に至るまでの支援内容を書かせていただいた。「自立したい」という意識は強いが、障害が重複していることで本人ひとりでは「できない」ことは多々ある。そのため、これまでもHさんは、一人でしようとして理解できずに誤解を招いたり、トラブルを起こしたこともあった。しかし、重要なことは、Hさんができることを増やしていくことであり、生活者としてのエンパワメントである。きちんとは理解できないところもあるが、ひとりでも関係機関に確認したり、相談できる力をつけてこられたことは大きなストレングスといえるだろう。

「単身移行」はHさんにとっては大きな目的であったが、まず課題のひとつに金銭があった。初期費用の準備が難しいこともあり、Hさんの場合は、結果的に父親が負担してくれた。若干ではあるが本人にも貯蓄があったこと、市営住宅の場合には「保証金」として3ヶ月分が必要であるが家賃そのものが安い(本人宅で22,500円)こともあり民間に比べ負担が小さかったことなど、好材料も重なり単身生活がスムーズにいったといえるだろう。

### Hさんからのメッセージ

親元を出て、一人暮らしを始めて9ヶ月がたちました。とにかく、毎日が楽しいですし、お金も節約して頑張って暮らしています。センターに手伝ってもらって、とにかく、自分の家がみつかって、とても助かりました。

ひとり一人いろいろ悩みはあるでしょうけど、相談できる場所もあるし女性でも障害者でも関係ないです、一人暮らしできますんで皆さんも頑張ってください。

### サポーターさんからのメッセージ

地域生活支援サポーターとして、初めて関わったのがHさんの引越しのお手伝いでした。依頼があってお受けしたものの、初対面の方と上手く話せるだろうか、受け入れてもらえるだろうかという不安と緊張がありました。しかし、そのような心配はお互い様だったのです。それが普通のおつきあいの始まりなのです。最初はぎこちなかった会話も時間が経つにつれ「こうしてみたら?」「こうしてほしい」と交わせるようになり、自立に向けて一歩踏み出された当事者をこのような形で応援していきたいと思いました。

でも、同じ年頃の娘を持つ母としては、「障害がある」ことの大変さと併せ、心配も倍加するような思いの数時間でもありました。

その後Hさんとは、生活力スキルアッププランでも何回かご一緒に、着実に「生活者」としての経験を重ねていくその姿をまじかに目にする中で、一周年記念のシンポジウムではビデオ登場し、「いろんなことはあるけど、一人暮らしは、とにかく楽しいです。女性でも障害者でも関係ないです、一人暮らしできますんで頑張ってください。」と次に続く方へのメッセージを聞いたときには思わず目頭が熱くなってしまいました。

誰でも生活を始めることは大変なことです。目標にチャレンジする勇気、これまでできなかった事ができるようになった喜び、次の目標への意欲などを皆で共有し、「地域で生活したい」と願う当事者一人一人のニーズやペースに合わせた応援を、皆さんと協力し合いながら、自分のできる範囲で無理せず1サポーターとして活動を続けていきたいと思っています。

これからも、HさんやHさんに続く方々のサポーターでありたいと思っています。



## 「自分に何ができて何ができなくなっているのが、自分が一番わからなくなっているんです」

・入所施設（身体）より地域移行をめざしているIさん

### I . 事例概要

#### 1 . 事例紹介

- (1) 属性 男性・50代
- (2) 障害状況 肢体不自由 1級（脳性まひによる四肢体幹機能障害）
- (3) 生活歴 市外の養護学校中等部から施設へ入所し、以後2箇所の入所施設で生活。現施設へも昭和57年（24年目）から入所している。総計40年の施設利用者である。
- (4) 家族状況 同胞3人の長男。市外に高齢の母と、妹が二人いる。年に二度は実家に帰っている。連帯保証人には妹がなってくれるとのこと。
- (5) 経済状況 障害基礎年金1級を受給中、若干の預金あり。
- (6) 希望物件 現在の入所施設が通所部門も持っているため、移行後も同施設へ通所したい。そのため、現施設の近くに住みたい。2DKくらいでベッドがおける広さがほしい。

#### 2 . 転居のきっかけと経過

障害者自立支援法の施行に伴い、「数年後には施設から出て行かないといけないと思っている。しかし、どうせなら、出されるのではなく、その前に自分の意思で出て行きたい。」と希望。初回は、「住宅探しを手伝ってもらえますか？」と施設職員からの問い合わせから係わりが始まった。

本人の不安は、金銭管理、特に夜間の急病への不安、移動の幅が制限されていること（手引き歩行でも10m程度、施設内では歩行器や車椅子を押してバランスをとりながらの移動）、調理はやかんでお湯を沸かせる程度での経験は中学時代以来ない、とにかくこの40年間は一人で暮らしたことが無い、家財道具もほとんどないなど、住まいの問題を調整する以前の課題がたくさんあり、“ひとりで生活する”イメージ自体がないために、事前の調整から共に関わって一年間を経過したところである。

#### 3 . 転居後の生活について

転居まで至っていない。

### II . 事例分析

#### 1 . 転居にむけて

施設職員を通じてIさんからの「住宅探しを手伝ってもらえますか？」の相談から始まったが、事前に整理すべき課題の整理を行っているところである。

#### 2 . 居住サポートセンター職員との出会いと関わり

Iさんが抱く「住まい」のイメージにはこれまで施設での暮らしに限定されたものがあるため、周辺の民間物件状況についての情報提供や、入所している施設以外の周辺の社会資源についての情報提供等を行ったり、経験を重ねるために市営住宅への入居申し込みを行ったりもしている。

Iさんはとにかく、慎重な人で、「石橋を叩いて叩いて気がついたら叩き壊していた」ような持ち前の性格でもあるため、細やかに連絡調整をしながら今後の支援内容を組み立てている。

主としてこれまでの取り組みとしては、

① 生活イメージを作るための、宿泊体験プログラムの提供

これまで一泊二日で4回実施した。2回目からは自費ではあるが体験プログラムの中でホームヘルプサービスも利用した。4回目は平日ではなく休日も入れることで自身の余暇時間の利用について考える機会とした。

② 生活の広がりを目的とした電動車いす利用調整

市外に住民票があるため、事前調整を市内の福祉用具提供機関である「福祉用具プラザ北九州」の協力を得て行った。導入後は、これまでは施設内での移動が主であったが、今後は生活の幅を広げるため外出時の利用には専門的な支援の必要性が生じ、相談支援事業所からは専門職による訪問支援を導入して外出時の操作方法を学んだ。

③ 周辺地域についての紹介

他の通所施設を始めとして、ほとんど社会資源の情報について持っていなかったため、「社会資源の利用を選択できる」土台づくりの支援をしている。宿泊体験はすぐ隣のα通所施設で行っているが、その施設全体のことに興味を持ち、施設見学を希望したのは体験プログラム利用の3回目であった。

④ 経験を高めていくための活動

Iさんは金銭的な問題も含め、できれば市営住宅への入居を考えているが、これまでの施設での暮らしからその申し込みの手順すら「人任せ」にしがちであるため、まずは手続きの必要性を説明した上で区役所の住宅相談コーナーへ同行したり、必要書類を記入することを学習した。又、Iさん自身が区役所へ出向いたことも数年ぶりであった。

⑤ その他

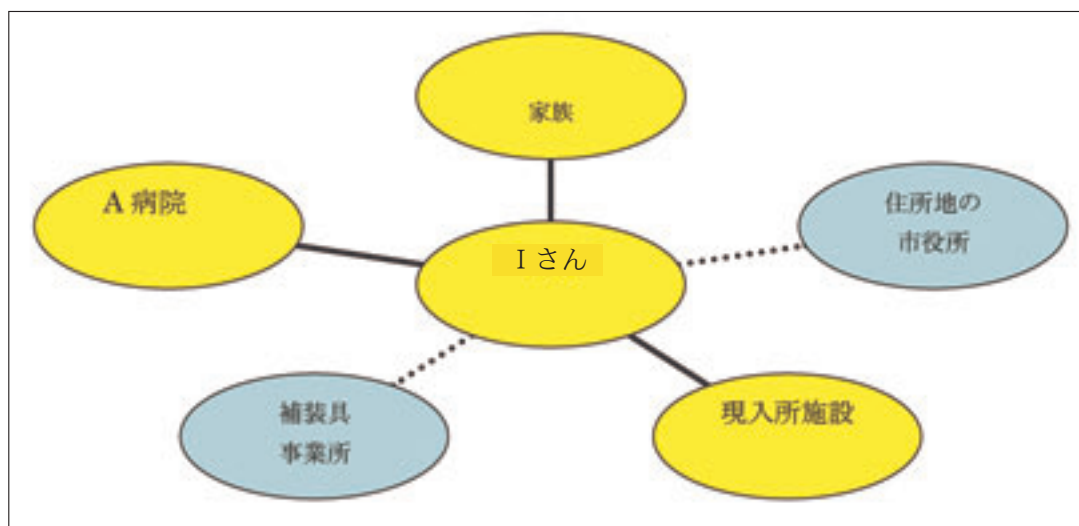
メールを通じての不安の解消や信頼関係づくり

現状を、全体的なIさんの生活全般に関するアセスメント期間として、現在支援内容を組み立てているところである。

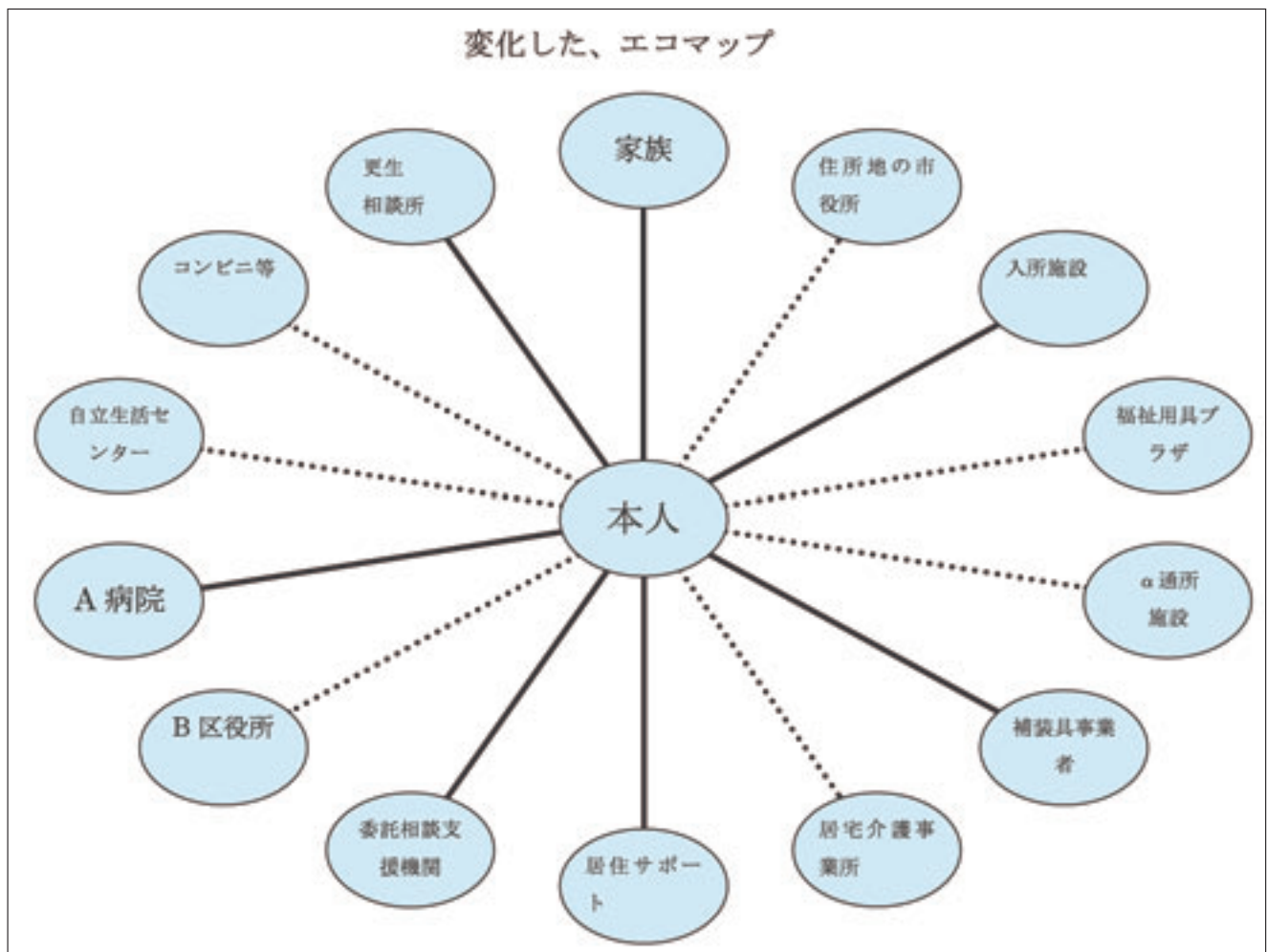
### 3. 他機関との関わり

当初は40年間の施設入所の中で、通院医療機関を除いては関係者も限定されており主は施設職員と家族のみの関わりというのが実態であった。【図3-3】

しかし、現状は本人の単身生活への取組みを通して【図3-4】にあるような関わりが広がってきている。



【図3-3】



【図3-3】

#### 4. 考察とIさんの支援を通じて見えてくるもの

実際には、Iさんが過ごしてきた施設生活の40年という期間は、あまりに長いといわざるをえないだろう。Iさんのかかわりの中で、現状を一番象徴していると思える言葉のなかに、「自分に何ができて何ができなくなっているのか、自分自身が一番わからなくなっているんです。」があった。

そのために、元々慎重な人が、見えなくなっている現実のために不安を倍加させてしまっている、という構図がそこにはある。周囲の何気ない一言でIさんの心は右へ左へ、前へ後ろへ、風に揺らぐ木の葉のようである。生活経験が乏しいだけに、「ご飯、炊けるの?」、「お金どうするの?施設よりもっとお金かかるのよ。」、「今でも郵便局からスタッフに降ろして来てもらっているのに一人でできるの?」、「夜中に体調壊しても誰もいないのよ。」、「まだ、施設の移行形態は決まってないし、あなたの障害程度だと平成23年の後も施設にそのままいれると思うよ。」・・・ある意味、優しい職員の言葉は痛く、障害が重いほど、その言葉にIさんは不安がつのる。でも迎える地域はそんなに非力だろうか。24時間誰かがいるという施設サービスとは違うし、厳しさもあるだろう、が一方には自由さも豊かさも用意されているはずである。依然として北九州市では、モデルづくりの時代だと痛感する。これまで居住サポートセンターがかかわってきたAさんの暮らし、Bさんの暮らしが当事者の人たちに眼に見えてくることで一人一人の地域移行が進んでいくのだと考えさせられる経験を我々もさせてもらっていると云える。

### 1さんからのメッセージ

障害者自立支援法が施行され、「障害者も施設から地域生活に出よう」も支援法のひとつの目的だと思います。そうは言っても簡単には行きません。

居住サポートセンターを通じて、いろんな体験を積み重ね、地域生活へ移行できたら、と思っています。



## 第4章 居住サポート事業の様々な設置方法

- ① 市町村独自の取組みとして居住サポートを展開している地域…東京都（三鷹市、板橋区）
- ② NPO法人等の活動での実践を展開している地域…仙台市
- ③ 相談支援事業を強化する意味で居住サポート事業を上乗せして実施している地域…名古屋市
- ④ 民間の不動産業者に居住サポート事業の委託をしている地域…那覇市

### 1 視察実施上の着目点

#### (1) 目的

居住サポート事業は平成18年に制定された障害者自立支援法において市町村で実施される地域生活支援事業のなかに位置付けられている。当マニュアルを作成した平成19年度の時点では全国的にも依然として、多くの市町村で積極的にこの事業の展開が図られているとは言えない中での視察であった。そのため結果としては「居住サポート事業を取り巻く関連する他事業との連携をもとにした先進地視察」という括りでまとめている。

特に当市で実践しているような居住サポート事業を単独で実施している地域は平成19年度現在ではほとんどといっても良いほど実在せず、内容としては居住サポート事業のみにかかわらず多岐に渡る報告内容であることを前置きしておきたい。

#### (2) 視察先決定の経緯

目的で前述したように居住サポート事業は平成18年度に新設された事業であり、各市町村においても当該事業を展開していけばよいかが、明確とはなっていない実態が今回の視察では明らかになったと言える。

そのため、今回は次の観点で視察先の決定をした。

- ① 既存の相談支援事業をはじめとした新・旧体系のサービス提供事業所が居住サポート事業に類似した取り組みや先進的な実践を積み重ねている地域。〔東京都三鷹市、板橋区、仙台市、名古屋市〕
- ② 居住サポート事業を新設して取り組んでいる地域。〔那覇市〕



## 1) 「市町村独自の取組みとして居住サポートを展開している地域」…東京都（三鷹市、板橋区）

### 東京都 三鷹市 巣立ち会の取組み

視察日：平成20年1月29日（火）

視察先：社会福祉法人 巣立ち会

#### I. 視察目的と視点

巣立ち会は、「自尊心をもって生きる。助け合える仲間がいる。地域で安心して生きがいをもって生活できる。」という理念を基に、精神科病院の長期入院者を地域で受け入れ続けている。さらに平成17年度からは退院促進事業を受託し、退院促進を通して精神障害者の居住支援を行っている。このような巣立ち会における先駆的な居住支援の概要について学ぶことを目的とし視察を実施した。

#### II. 三鷹市概要

三鷹は明治22年神奈川県三鷹村として誕生する。戦時体制下に軍需工場の進出によって人口が急増し、昭和15年2月に町制を施行した。その後も都市化がすすみ、三鷹市誕生となった。昭和25年11月3日、三鷹は町から市へ生まれ変わった。当時の人口は約55,000人。東京都では4番目の市である。現在の三鷹市は東京都多摩地区の最東端にある面積16.5km<sup>2</sup> 人口18万人の市である。

#### III. 法人施設概要

##### 1 法人の概要

社会福祉法人巣立ち会は、精神障害者を地域の中でサポートするために、平成4年に東京都三鷹市で活動を始めた。現在は三鷹市と調布市において、通所施設3ヶ所、住居提供施設8ヶ所を運営し、精神障害者とそのご家族、地域の方々と共に、誰もが安心して地域で生活していくことを目的に活動している。（平成17年度 東京都精神障害者退院促進支援モデル事業報告書より）

##### 2 法人の沿革

- 平成4.6 三鷹市で巣立ちホームの事業を開始し、巣立ち会が誕生する。
- 平成5.4 巣立ち共同作業所・巣立ちホームが正式に認可される。
- 平成8.4 巣立ち工房・巣立ちホーム調布が正式に認可される。
- 平成10.7 巣立ちホーム調布第2が正式に認可される。
- 平成14.10 巣立ち会が社会福祉法人格を取得する。  
巣立ち共同作業所が小規模授産施設となり、「巣立ち風」に名称変更する。
- 平成15.10 こひつじ舎・巣立ちホーム調布第3が正式に認可される。
- 平成17.6 三鷹市より委託を受け、精神障がい者地域自立支援事業（通称：ピアサポート事業）を開始する。
- 平成17.8 東京都より委託を受け、H17年度精神障害者退院促進支援モデル事業を開始する。

（巣立ち会ホームページより抜粋）

##### 3 事業内容

- ・就労継続支援事業B型 3ヶ所（定員90名）

- ・グループホーム等居住施設 8ヶ所（定員61名）
- ・退院促進事業
- ・ピアサポート事業

#### IV 巣立ち会における居住支援（退院促進から住居支援）

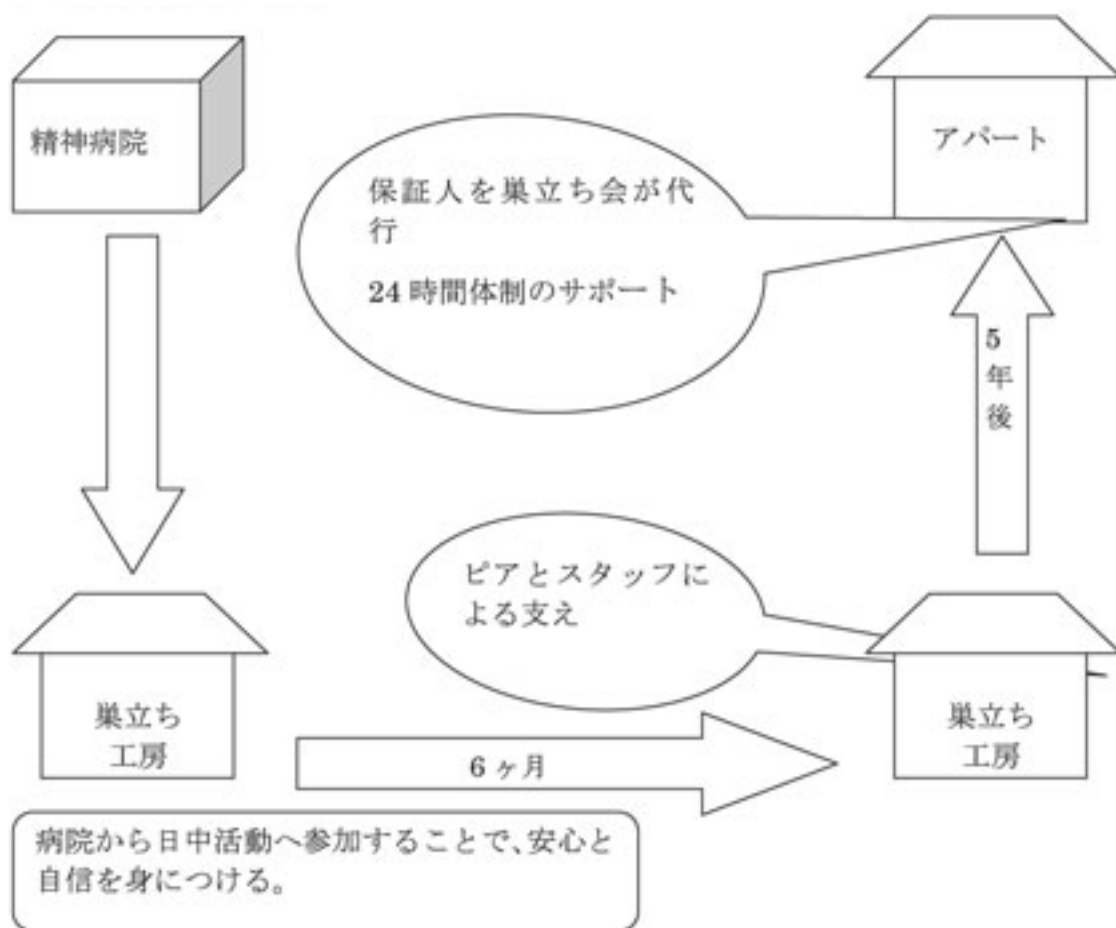
巣立ち会では、精神障害者の長期入院者の退院を阻む大きな要因として、「地域に住む場所がない」と考え、発足当初より居住場所の確保に努め、社会的長期入院者の受け入れに力を入れてきた。

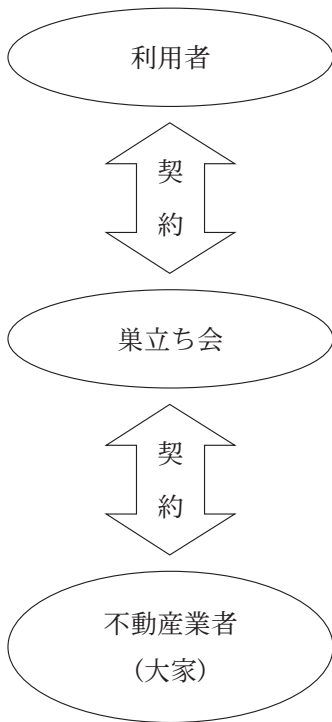
退院支援を効率よく確実にを行うために、住居のない長期入院者には、必ず住居提供までを合わせて行うという方針で退院支援に取り組み、実績を上げている。

この実績を基に、平成17年度より退院促進事業を受託し、平成17年度に17名、平成18年度に24名、平成19年度に10名（平成20年1月現在）の退院者を地域でサポートしている。また、退院促進事業を含めた、平成4年の開設からの15年間で、巣立ち会から退院支援を受け、退院した対象者総数は126名となっている。

以下に巣立ち会における居住支援の概要を示す。

##### 1 居住提供制度の概要





- ① 利用者は、巢立ち会の日中活動の場に3ヶ月週4日通える実績を作る。
- ② 利用者、家族、病院スタッフ、巢立ち会スタッフでカンファレンスを開き、地域生活を行うにあたっての契約を結ぶ。(病院、服薬、通所など)
- ③ 巢立ち会がアパートやグループホームを探し、紹介する、又は、巢立ち会がアパートを借りて利用者に貸すという方法を取り契約を行う。
- ④ 利用者は入居後、巢立ち会が指定する保険に加入する。
- ⑤ 巢立ち会は不動産業者(大家)に対し、病気、事故など入居後にトラブルが生じた場合、支援を行う約束をし、緊急時の対応も行う。

## 2 巢立ち会の退院促進支援の流れ

- アウトリーチ    退院促進事業における重要なプロセスとして、巢立ち会では外への働きかけを積極的に行っている。
- ↓
- 主に行っている活動には、出張講演・啓発活動・利用対象者面接などがある。
- インテーク      退院を希望される人と面接をし、退院に向けての本人の気持ちを確認しながら、具体的な計画や支援方法を相談する。
- ↓
- 退院訓練        退院に向けての訓練として、巢立ち会の通所施設に通う。退院して地域生活を送ることを目標に、概ね3ヶ月を目安として通所し、その間に起こりうる様々な不安や問題等について、共に解決していく。
- ↓
- 住居支援        通所も安定し、より具体的に退院の予定が立った際には、巢立ち会で住居を探す。
- ↓
- 退院準備        退院と住居が決まった人には、その準備として様々な支援を行う。関係機関との調整や、地域生活に向けて必要と思われる手続きなどの支援も行う。
- ↓
- 退院            地域での生活の中での不安、困ったことなどは、職員がいつでも相談に乗っている。また必要な時には、自宅を訪問したり、通院に付き添ったり等も行っている。どこでも、いつでも相談できる体制を整えている。
- ↓
- アフターケア    退院後も継続的にかかわり、地域での生活を見守り続ける。

以上が巢立ち会における居住支援の概要であるが、その大きな特徴として法人全体で一体的に取り組んでいることがあげられる。組織としてのアイデンティティを明確化し、共有していくことで大きな推進力を発揮している。

また、支援の過程で、当事者同士の助け合う力に着目し、病院に当事者と一緒に訪問し体験談や施設説明を行うなどピアサポートにも力を入れている。その結果、ごく自然に当事者同士の助け合いができており、地域で精神障害者が安定して生活する大きな支えとなっている。

そして、開設して以降徹底して地域の不動産業者や地主などとの協働関係を作ることに尽力し、地域に多くの理解者を得ていることも大きな特徴である。

幸い巢立ち会が活動しているその地域では道路拡張工事が進んでいることで周辺に新築アパートが多く建ちつつあり、職員の皆さんが飛び込みで賃貸契約まで精力的に進めているとの説明があった。

### V 所感

「退院促進という理念を職員全員が共有している」ことが退院促進事業を推し進める上で大切なことではないか。

居住サポート事業については、三鷹市直営の法人が受託している地域活動センターが、相談支援事業（精神対象）ならびに居住サポート事業を行っているが、現状では相互協力まで至っていないといった説明であった。（相談支援事業は他に身障・知的対象が各一箇所ずつあり。）

「グループホームから単身生活、通所施設から一般就労へといった地域移行の取り組みが今後の課題といえる。そのためにも生活一般相談を受ける相談支援事業を基盤に、居住サポート事業や就業・生活支援事業などを、現在の退院促進支援事業の取り組みと継続して一体的に利用者に提供していくことで、（ノーマライゼーションの思想を基盤とした）巢立ち会の理念を実現していくことにつながる。」という一定の共通理解が、視察班と巢立ち会スタッフとでできたように思う。

### 東京都 板橋区における取り組み

視察日：平成20年1月30日（水）

視察先：東京都板橋区役所 区民文化部 住宅課  
社会福祉法人 JHC板橋会

#### I . 目的及び視点

板橋区は、「板橋区住宅マスタープラン」を基にしたさまざまな住宅施策を展開しており、「あんしん賃貸支援事業」も精神障害者に限定してはいるが、実績があることからJHC板橋会に委託し、実施してきている。今回は、居住サポート事業と関連する事業として謳われている「あんしん賃貸支援事業」の実際の運用についても学び、その経緯や内容について理解することの前提として、板橋区全体の居住支援制度について理解を拡げることから始め、二箇所についての視察を実施した。

#### II . 板橋区とJHC板橋会の概要

東京都特別区のひとつで人口約53万人。特別区部（23区）の北西部に位置する。現在では、ほぼ全域が市街地になっているが、工業地域もある。また、医療機関が多いことで知られる。

JHC板橋会は、昭和58年に精神科ソーシャルワーカーたちの共同出資によって設立された「板橋区心の健康と福祉を守る会」の別称を持つ地域精神保健福祉活動を行っている非営利団体である。現在は、社会就労センター、クラブハウス、グループホーム、地域活動支援センター、障害者就業・生活支援センター、及び小規模通所授産施設を運営している。あんしん賃貸支援事業については、精神障害者を対象とする「支援団体」として登録し、モデル事業を実施している。

### Ⅲ．板橋区での障害者等に対する居住系サービス

北九州市とは異なる、住宅部から発信している障害者も含めた居住系サービスの組み立てである。

住宅課住宅相談係を窓口として、「住宅総合相談」を設け、高齢者・障害者・ひとり親世帯・多子世帯の人の住まい探しを手伝う「住宅情報ネットワーク」や高齢者・障害者・ひとり親世帯・多子世帯の人が保証人を見つけれない場合、保証会社を利用して民間賃貸住宅への入居を支援する「家賃等債務保証支援事業」の相談窓口となり、併せて都営・都市機構・公社などの公営住宅の募集案内等についての情報提供も行っている。

#### 1. 住宅情報ネットワークとは、高齢者等世帯の方に対して、東京都宅地建物取引業協会板橋区支部の協力により民間賃貸住宅の情報を提供している。(平成17年4月1日開始)

この制度を利用できる人は、

- ① 高齢者世帯(60歳以上の方のみで構成される世帯)の人
- ② 障害者世帯(身体障害者手帳4級以上、または愛の手帳3度以上の方を含む世帯)の人
- ③ ひとり親世帯(18歳未満の児童と父と母又は母のみの世帯)の人
- ④ 多子世帯(同居親族に18歳未満の児童が3人以上いる世帯)の人

としており、内に精神障害を持つ人は含まれていない。そのため、JHC板橋会へあんしん賃貸支援事業を委託することで、精神障害のある人をカバーする形をとっている。

この制度を利用する場合の資格要件は、

- ① 板橋区内に居住していること
- ② 自立して日常生活が営めること
- ③ 連帯保証人を確実に立てられること

としており、情報提供依頼書(P125参照)にて、登録している板橋区内の住宅あっせん協力店へファクシミリにより交信し、後日、郵送あるいはファクシミリにて連絡をとるシステムである。

この中で、相談の窓口として区役所は条件を整理していく手伝いはするが、あくまでも情報提供であり、賃貸借契約を行うのは利用者本人であるとのことであった。

※18年度では、665件の相談があり、高齢者世帯が508件(76%)と大半を占め、障害者世帯は25件と利用率は低かった。

#### 2. 板橋区家賃等債務保証支援事業

保証人の見つからない高齢者等の世帯の方が板橋区と協定を結んだ民間保証会社と保証委託契約を結び、入居を円滑に進めるための支援事業を行っている。(平成17年4月1日開始)

利用できる方①～④は同上であるが、資格要件として、

- ① 板橋区内に居住していること
- ② 区内の民間賃貸住宅に転居し、または継続して居住すること
- ③ 緊急連絡先があることとしている。

板橋区と協定を結んでいるのは、日本セーフティー株式会社とフォーシーズ株式会社の2社である。

保証委託契約により家主に保証される内容、範囲は、

- ①家賃等の滞納があった場合、月額24ヶ月分を限度に弁済
- ②住宅退去時に残存家財等の撤去が必要な場合、当該撤去に要する費用の実費分相当額
- ③住宅退去時に原状回復が必要な場合、保証会社の承認に基づく額
- ④住宅退去に関し訴訟が提訴された場合、弁護士費用その他手続きに要した費用の実費分相当額である。



保証料・家賃等を板橋区が助成等するものではない。初回保証料は両者とも月額家賃と共益費を併せた額の30%、2年毎の更新時にも同額を必要としている。

協力不動産店は住宅あっせん協力店と同様である。

※17年度では25件、18年度では41件の利用件数があった。

### 3. 住宅インフォメーションを発行している

住まいに関する相談は、制度や事業の内容のほか、法律・税金、都市計画、福祉など多岐に関連する場合があるとして、一般区民の方からの問い合わせが多い事項について担当部署や情報提供窓口が一冊で案内できるものとして作成している。住宅課ホームページからもダウンロードできるようになっている。

## IV. JHC板橋会におけるあんしん賃貸支援事業

会では、従来の相談支援事業に上乘せの形で、18年2月より国土交通省・板橋区より、精神障害者支援団体として指定を受け活動を開始しているが、今年度までのモデル事業としての位置づけである。

これまでは、9例の支援実績がある。

相談は、本人からだけでなく、不動産業者や区役所住宅相談係からもあり、物件探しの手伝いを中心に立ち退きにかかる相談や入居者間のトラブルへの介入、などの相談も受けている。中には、今まで隣人の精神障害を持つ人のことで困っていた地域の人が、不動産業者に相談し、そこからJHC板橋会につながり、地域住民や不動産業者の不安解消につながったという事例もある。その中で、いつでも困ったときに相談ができる場があることの重要性、ひとつの機関で対応するのではなく関係機関とのネットワークの中で支援していく体制づくりの必要性、不動産業界との連携をとる大事なきっかけにもつながること、また協力的な不動産店の開拓することが地域の実態を知ることにもなること、などをポイントとして認識している。

しかし、今後の方向性としては、あんしん賃貸支援事業を主体とするものではなく、退院促進支援事業等もあるが、入居者の立場に立って支援する居住サポート事業への移行等が望ましい、と考えている。

## V. 所感

板橋区では、「住宅を探すのに困っている場合」というニーズに一本化し、「住宅相談係」で対応することで、「住まい」の問題について特別に障害者に特化した形では運用されていなかった。

また、各行政区によって異なるが、東京都全体でも「高齢者等への入居支援に関する助成」についてさまざまな助成制度が立てられており、債務保証料や家賃の一部、礼金や仲介手数料の助成など、具体的な金銭的助成もみられ、参考になるものでもあった。

別記 様式 (第5条関係)

板橋区高齢者等世帯住宅情報ネットワーク情報提供依頼書

No.

現住所		〒 板橋区 丁目 番 号 荘・方					
ふりがな 氏名		生年月日 年齢		明治・大正・昭和 年 月 日 歳			
電話		—		適用		高・障 ( 級・度 ) ・ひ・多	
世帯構成	(1)	(氏名)		(続柄)	(年齢)	(備考)	
	(2)				歳		
	(3)				歳		
	(4)				歳		
保証人	氏名			関係		備考	確 予 未 定 定 定
	住所	〒 TEL — —					
希望住宅	地域				家賃	から まで円/月 (管理費込)	
	階数				設備		
	その他	回答希望 月 日					
備考欄							
処理経過	受付日	再	年	月	日	宅建送付日	年 月 日
	宅建回答日		年	月	日	本人回答日	年 月 日 来電〒F
	契約日		年	月	日	入居日	年 月 日
経過	新	( )					
	住宅	所在	不動産 ( )				
経過	住宅	扱い	家主 ( ) 保証人 ( )				

## 2) 「NPO法人等の活動での実践を展開している地域」…仙台市

視察日：平成20年2月13日（水）

視察先：NPO法人みやぎ「こうでねいと」

### I. 仙台市概要

仙台市は、宮城県の中南部に位置する市である。伊達政宗が仙台北町を建設し、明治期以降は東京都と青森市のほぼ中間に位置する仙台市に、東北地方を統括する中央省庁や企業の出先機関が集まるようになり、「支店経済都市」となっている。

全国で11番目の政令指定都市であり、産業は第三次産業のしめる割合が高く、人口は約103万人で東北地方最大の人口を有し、「杜の都」としても知られている。

### II. 法人・施設概要

- 平成14年 法人認証を受け、特定非営利活動（NPO）法人みやぎ「こうでねいと」を設立
- 平成15年11月 賃貸情報誌「ミックタ」第一号発行
- 平成16年1月 独立行政法人 福祉医療機構助成事業となる
- 平成17年1月 入居サポートセンター開設  
情報誌から相談シートによる受付開始（行政障害窓口を設置）
- 平成19年4月 セイフティアパート事業開始
- 平成19年11月 共同生活援助・介護事業所認可
- 平成19年12月 グループ・ケアホーム「ファミリアハウス」開設（援護・介護一体型グループホーム）
- 平成20年1月 東北大学病院・宮城県精神医療センター・仙台市自立生活支援センターと連携

平成15年から取り組んだ「障害者のための賃貸情報提供活動」は、NPO法人に参加する不動産関係会員からの障害者入居可能住宅についての情報参加をもらい、「ミックタ」という情報誌の発行配布を持って始まった。

仙台市内を対象に当初500部を自費発行したが、反響が大きくなり、予算の手配のために独立行政法人福祉医療機構の特別分助成に応募し、活動の助成を受けることになる。これにより、情報誌の発行は2ヶ月に1回年間延べ6000部の情報誌を生活支援関係部署に配布でき、年間34人の入居者を配した。

平成17年に宮城県の障害者賃貸住宅入居支援事業を受け、これを機会に情報提供活動は、これまでの仙台市から宮城県へと対象エリアが拡大した。このため従来の情報誌配布から、効率的な「入居相談シート」方式に変更し、入居情報収集のための「入居サポートセンター」を開設した（入居相談シート 資料参照）。

なお、宮城県の本事業は市町村移管のため平成18年度で終了したが、NPO法人は独自の自主事業としてこれを継続し、平成19年度単独事業として「障害者入居サポートセンター事業」を開始した。

### III. 生活支援事業の概要

#### 1 入居サポート事業

- ・ 障害のある入居希望者に、入居可能物件と不動産業者を紹介
- ・ 当初の仙台市を範囲とした賃貸情報誌の発行から、宮城県の委託事業としてその範囲を県内に拡大することとなった状況に対応するため、「入居相談シート」を作成【図4-3】
- ・ 条件としては、①家賃が払える ②一人暮らしができる ③賃貸契約書の内容が理解できる

- ・ 物件紹介だけでなく、申込みから契約までサポートする「物件照会センター」を配置
- ・ 居住サポート利用者は、「こうでねいと会」に入会する（年会費 5,000円）
- ・ 相談件数 契約件数 協力不動産店登録数：

	H15年	H16年	H17年	H18年	合計
相談	8	23	40	41	112
契約	4	15	21	29	69
登録	2	8	32	44	—

様式 1

宮城県賃貸住宅入居支援事業利用申込書兼入居相談シート

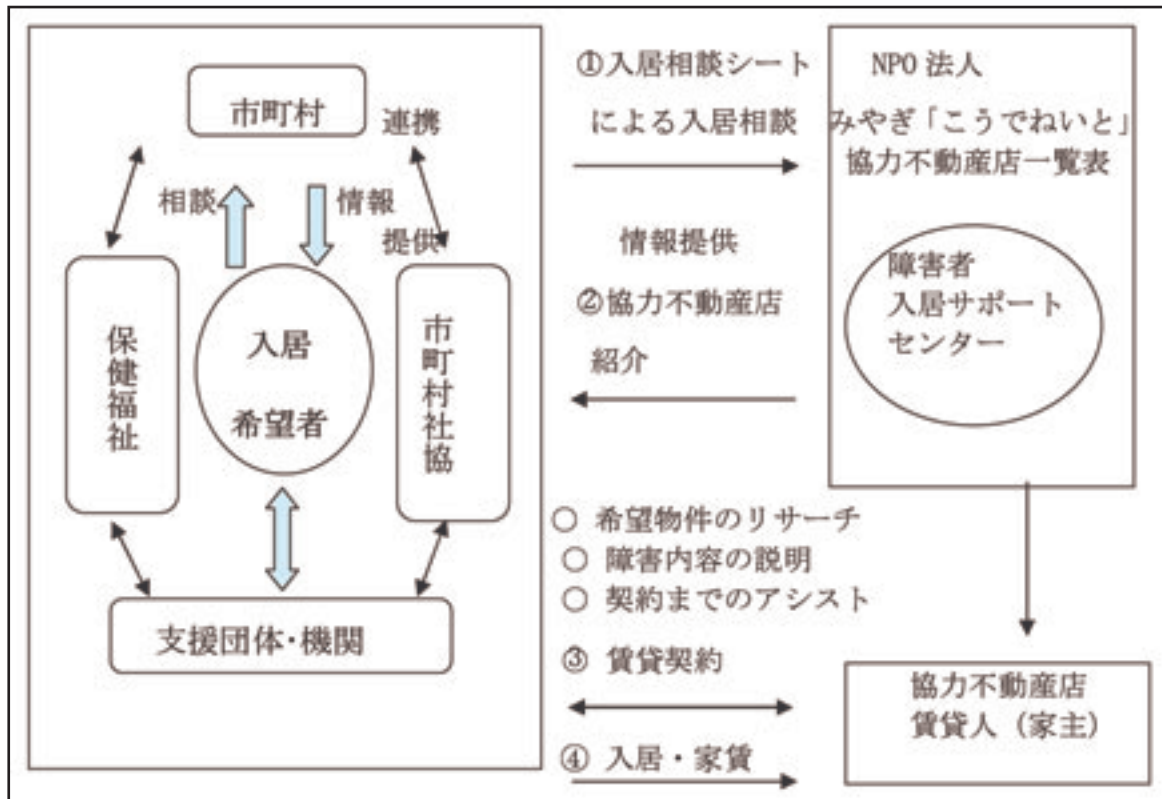
受付年月日		受付番号	
入居希望者氏名(ふりがな)		連絡先(TEL)	
		職業(業務)	
住所			
障害内容 手帳番号：( ) 特記事項：			
直近職歴			
所得状況 生保適用： 有 ・ 無 年金： 国民・厚生・共済・その他 ( ) 年額 ( ) 円 課税状況： 住民税(課税・非課税)、 所得税(課税・非課税)			
入居希望内容 地域 ( ) 間取り (1K / 2DK / 3DK / その他 ) 家賃 (3万円未満・4万円未満・5万円未満・6万円未満・ 円まで) 同居者の有無 有り 関係 無し 保証人予定 有り 関係 無し 入居希望年月日 (平成 年 月 日 )			
そのほか入居に関する希望			
支援機関等 (1) 支援機関等名 *代表となる支援機関等(対応要請時の連絡先)に○を付けて下さい。			
名称	所在地	電話	担当者名
(2) 支援機関等担当者コメント			
申込者 確認印	入居希望者 代表支援機関等	入居相談 窓口受付 確認印	*入居希望者の想定される支援概要等を添付して下さい。

【図4-3】



2 入居支援の流れ  
住宅確保支援【4-4】

—— 行政との連携 ——



【図4-4】

相談シートの作成（行政支援機関） 物件紹介（入居サポートセンター）【4-5】

<p>本人聴き取りによる相談記載項目の記入のほか、プライバシー保護上、相談シートへの記載はできないが契約上確認すべき内容。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家族状況（特殊な事情）</li> <li>2. 障害内容</li> <li>3. 特殊症状（パニック原因・複合障害など）</li> <li>4. 指定病院担当医師など</li> <li>5. これまでの入居トラブル・退去原因など</li> <li>6. そのほか必要と思われる事項</li> </ol>	<p>相談シートの確認後本人との面接実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本人の意思確認</li> <li>2. 記載内容の確認</li> <li>3. 入居後相談窓口</li> </ol> <p>面接後の活動 (物件紹介センターの配置)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 物件リサーチ（家主同意取り付け）</li> <li>5. 対象物件紹介（説明）</li> <li>6. 対象物件現場確認</li> <li>7. 契約意志確認</li> <li>8. 契約条件調整（入居スケジュール確認）</li> <li>9. 契約書作成（物件専任業者と調整）</li> <li>10. 入居決定連絡</li> </ol>
---	---

【図4-5】

※ 家主・不動産業者が、入居者の状況を正確に把握することにより、安心感を与える

- ・相談のうち半数は契約にいたらなかったその理由は、もっと良い物件があるのでは等の利用者の思いや、自立生活が困難であるとNPOが判断したことによる。
- ・緊急連絡先として24時間営業の住宅リフォーム会社に依頼し、電気、ガス、水道等のトラブルで困ったときは、この会社が対応する仕組みを採用している。
- ・日常生活自立支援事業「まもりーぶ仙台」と連携し、金銭管理や家賃・光熱水費の支払いなどをサポート。

### 3 障害者優先アパート（セイフティアパート）

- ・緊急対応型住居。生活保護申請中で資金が足りない、保証人がいない、虐待の問題で家に帰れない等、入居困難な障害者を受け入れる。
- ・生活保護制度の住宅扶助の範囲で借りられるアパートを「こうでねいと」が家主に直接交渉し、ホームページ上で紹介し、入居サポートセンターが窓口となる。
- ・「こうでねいと」が事前に家主と協議し、敷金や家賃の猶予期間を決定する。
- ・これまでの啓蒙活動によって、「こうでねいと」が入居希望者と不動産業者・大家との間に入ることで、保証人の問題をクリアした。

### 4 グループ・ケアホーム（ファミリアハウス）

- ・2箇所のセイフティアパートを「グループ・ケアホーム」へ移行した。（各定員6名）
- ・環境やアクセスのよい立地で、世話人を配置することで安心して生活できる家族のような共同生活を目標にしている。
- ・パンフレットを配り広報活動を行うことで、ファミリアハウスの状況にあった利用者（障害程度区分1～4）を入居させている。
- ・「ファミリアハウス八本松」では、区分外の利用者がピアスタッフとして世話人になり、日々の声かけや相談に応じ、ケア会議に参加し、就労の機会と捉えている。

## V 所感

みやぎ「こうでねいと」の入居サポートセンターは、地域生活支援事業に位置づけられている「居住サポート事業」とは相違したNPO法人を中心とした民間ネットワークを活用した取組みであった。

NPO法人の取組みにより、「平成16年から不動産業者や家主への啓蒙活動を行っていくうちに、条件が整う障害のある方を受け入れることが安全であると分かると、不動産業者や家主が受入れを積極的にするようになった」、というこれまでのプロセスが重要と受け止めた。

### 3) 「相談支援事業を強化する意味で居住サポート事業を上乘せして実施している地域」

…名古屋市

視察日：平成20年2月18日（月）～平成20年2月19日（火）

視察先：名古屋市役所（健康福祉局障害福祉部 障害者支援課）

東・守山障害者地域生活支援センター

#### I. 目的及び視点

名古屋市は三障害を切り口に支援を展開されており、知的・身体と精神の障害者地域生活支援センターを各区に設置している。

その様な体制の中で、「賃貸住宅入居等サポート事業」と、「精神障害者社会復帰促進事業」の取り組みについての視察を行った。

#### II. 名古屋市概要

名古屋市は、全国第4位の人口（220万人）を有し、東京と京都の間に位置することから中京とも呼ばれ、三大都市圏の一つである中京圏の中核都市である。市全体を概観すると、市西南部の港区は海拔0mの臨海工業地帯で日本屈指の国際貿易港である名古屋港を有し、港区の西部は市最大の穀倉地帯が広がる。市の南部の南区は工業地帯が広がるが、北部の駆上は隣接する瑞穂区の新瑞穂駅の恩恵を受け商業が発達している。市の北部の北区、北西部の西区・南西部の中川区は住宅地が広がる。

#### III. 法人・施設概要

##### 1. 東・守山障害者地域生活支援センター

平成11年 4月 開設

平成18年 10月 指定相談支援事業所に移行

平成19年 7月 県からの委託事業として「精神障害者社会復帰促進事業」を受託し開始。

事業内容

- ・相談支援活動
- ・認定調査
- ・地域自立支援協議会の委託運営
- ・障害者賃貸住宅等サポート事業

#### IV. 障害者賃貸住宅入居等サポート事業（市委託事業）

賃貸住宅への入居を希望する障害者に対して入居に必要な調整等の支援や入居後の継続的支援を行う事を目的とする。

各区にある障害者地域生活支援センターに名古屋市が委託し実施されている。

##### 1. 対象者

対象者は、名古屋市内に居住する下記の条件を満たす障害者である。（施設に入所する方で入所前の住所が名古屋市内にある方を含む）

- ① 賃貸住宅への入居を希望しているが入居が困難で入居に必要な調整等の支援を希望する者。（ただし、現にグループホーム又はケアホームに入居している方は除く。）
- ② 現に賃貸住宅に入居していて、その住宅で入居を継続するために支援を必要とする者。

2. 利用料・委託料

利用料は無料となっている。

委託料に関しては出来高払いとなっており、詳細は以下に示す。

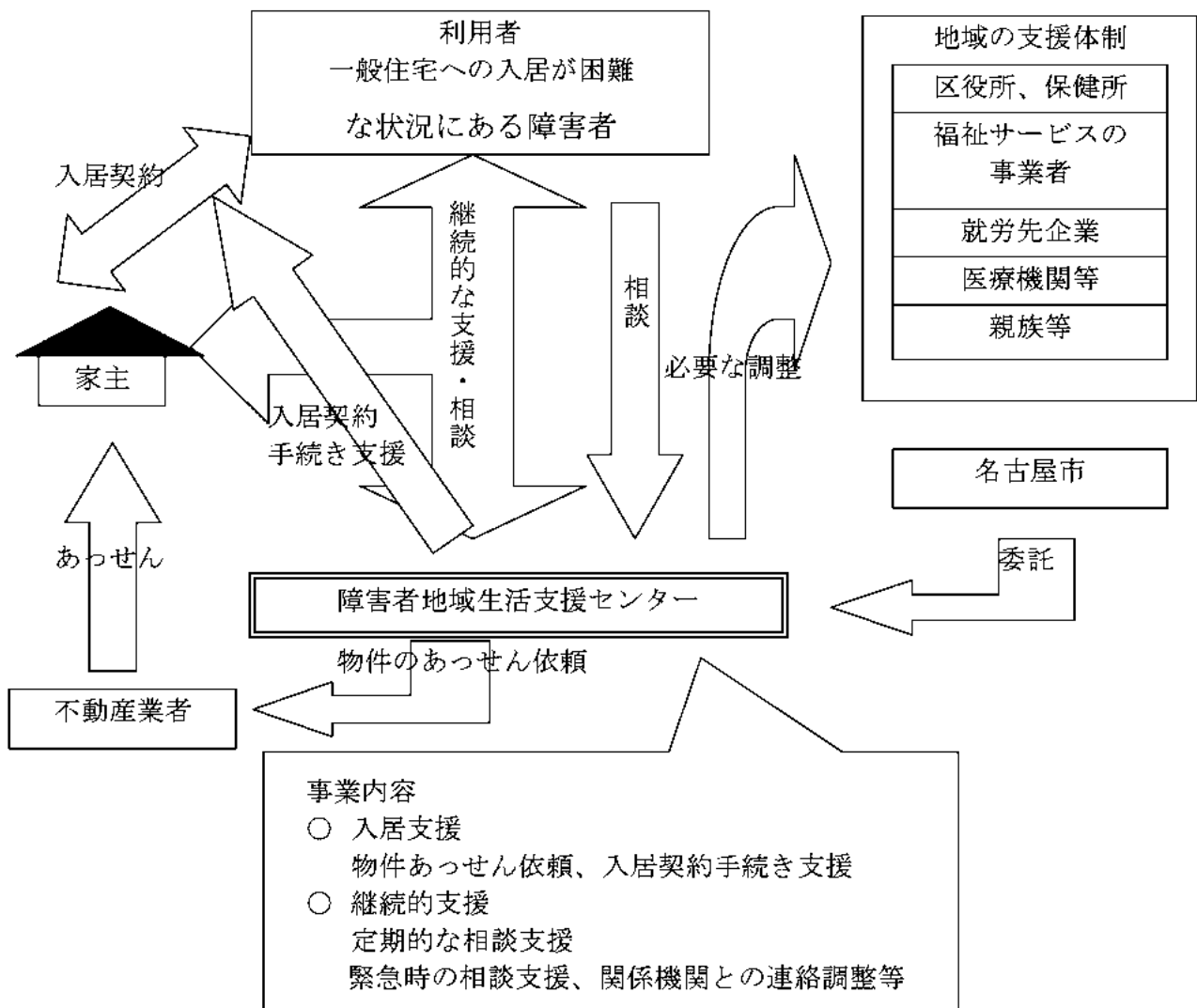
委託料の算定方法	具体的事業の内容
入居時の支援 50,000円×入居成立の延件数	不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等の入居契約手続き支援
定期支援 3,000円×延登録者数	賃貸住宅での生活にあたり、定期的な相談支援を行う
緊急時支援 7,340円×緊急時の出動延数ただし、深夜等の場合の単価は11,010円	緊急対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整

3. 事業の経過

平成19年4月1日より事業を開始してH20年1月31日までに10人（知的：6名 身体：3名 精神：1名）の申請があり、内、入居支援が4人、継続的支援が2人、入居成立者が4人となっている。

4. 事業のながれ

名古屋市の賃貸住宅入居等サポート事業の流れは以下の図のようになっている。



## 5. 所感

名古屋市の「賃貸住宅入居等サポート事業」の特色としては、名古屋市が障害者地域生活支援センターに委託し、相談支援事業のひとつに上乗せする形で展開されている。委託費に関しては出来高払い制を取っている。

事業が始まって一年が経過しているが、利用者は多くはない。区役所や地域生活支援センターの責任者の話では、名古屋市では公的保証人の事業は現段階では取り組んでいないことや、今までの地域生活支援センターが行っていた相談支援との線引きが難しい事などから、件数が増えていないという事が実状であった。

## V. 精神障害者社会復帰促進事業（県事業）

精神障害者社会復帰促進事業は、精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定して受け入れ条件が整えば退院可能な者に対し、地域の障害福祉サービス等を利用する機会を提供し、社会復帰のための支援及び地域における自立生活のための支援を行うことにより、精神障害者の社会的自立を促進する事を目的としている。

## 1. 事業の実施方法

平成18年6月の調査では愛知県・名古屋市で受け入れ条件が整えば退院可能な患者数は1000人となっており、愛知県での平成19年度の事業予定人員は80名と計画されている。

事業は、自立支援法に定める指定相談支援事業者に委託して実施されており、県内では4事業所に委託され1事業所で20名の予定である。

## 2. 対象者

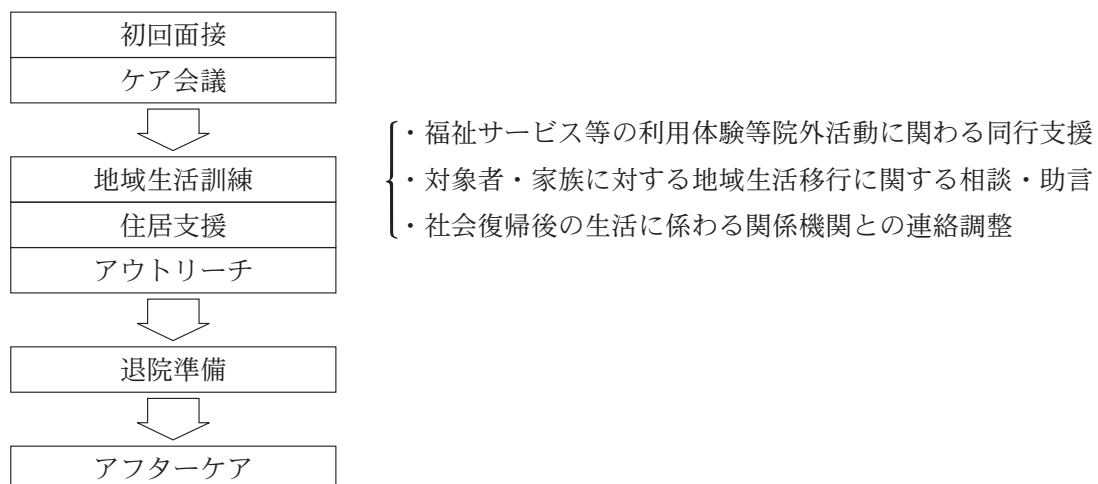
事業対象者は、精神科病院に長期入院（1年以上）している精神障害者のうち、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である方である。対象者はそれぞれの事業所で決まっている対象病院から選定される。

支援期間は原則6ヶ月以内で、退院後1ヶ月で終了とする。

その後は支援センターが相談支援として継続して関わっている。

## 3. 事業のながれ

愛知県の社会復帰促進事業のながれは以下の様になっている。





### 4. 所感

今回、視察先の東・守山地域生活支援センターでは、平成19年7月末から事業を開始して平成20年2月までの対象者は11名で実際に関わっているケースが8名で内、2名が援護寮とグループホームに退院されているとの事であった。

担当者的話では、事業自体が始まったばかりである事もあり、各指定病院などの認識が薄い事や退院訓練の場所が少ない事など、なかなか事業につながるケースが少ないとの事であった。しかし、今後、「賃貸住宅入居等サポート事業」とも連携を取りながら、障害者の地域移行の大きな役割を担う事業のひとつであると思われる。



## 4) 「民間の不動産業者に居住サポート事業の委託をしている地域」…那覇市

視察日：平成20年2月25日（月）～平成20年2月26日（火）

視察先：那覇市役所（居住サポート事業委託者）

株式会社おきしん保証サービス（居住サポート事業受託者）

NPO法人ふれあいセンター（退院促進事業受託者）

### I . 目的及び視点

他に例を見ない独自の委託方法で実施している那覇市障がい者居住サポート事業の概要、民間保証会社が展開する住まいに関する支援の在り方、地域移行予定者への支援の在り方を主眼として視察した。

### II . 那覇市概要

沖縄県の中で最大の島、本島の南部に位置し、人口31万人余を有する政治・経済・文化の中心地。古くから港が整備されるなど、海外との交流拠点として「琉球王国」が開いた街である。

先のアジア太平洋戦争末期の沖縄戦で、街は焦土と化した。1972年の日本復帰を経て、県都として都市基盤が整備され、近代都市「那覇市」へと発展してきた。ビルや住宅が立ち並び、その中を縫うようにモノレールが走っている様子は、正に都心そのものである。

### III . 那覇市障がい者居住サポート事業の特徴

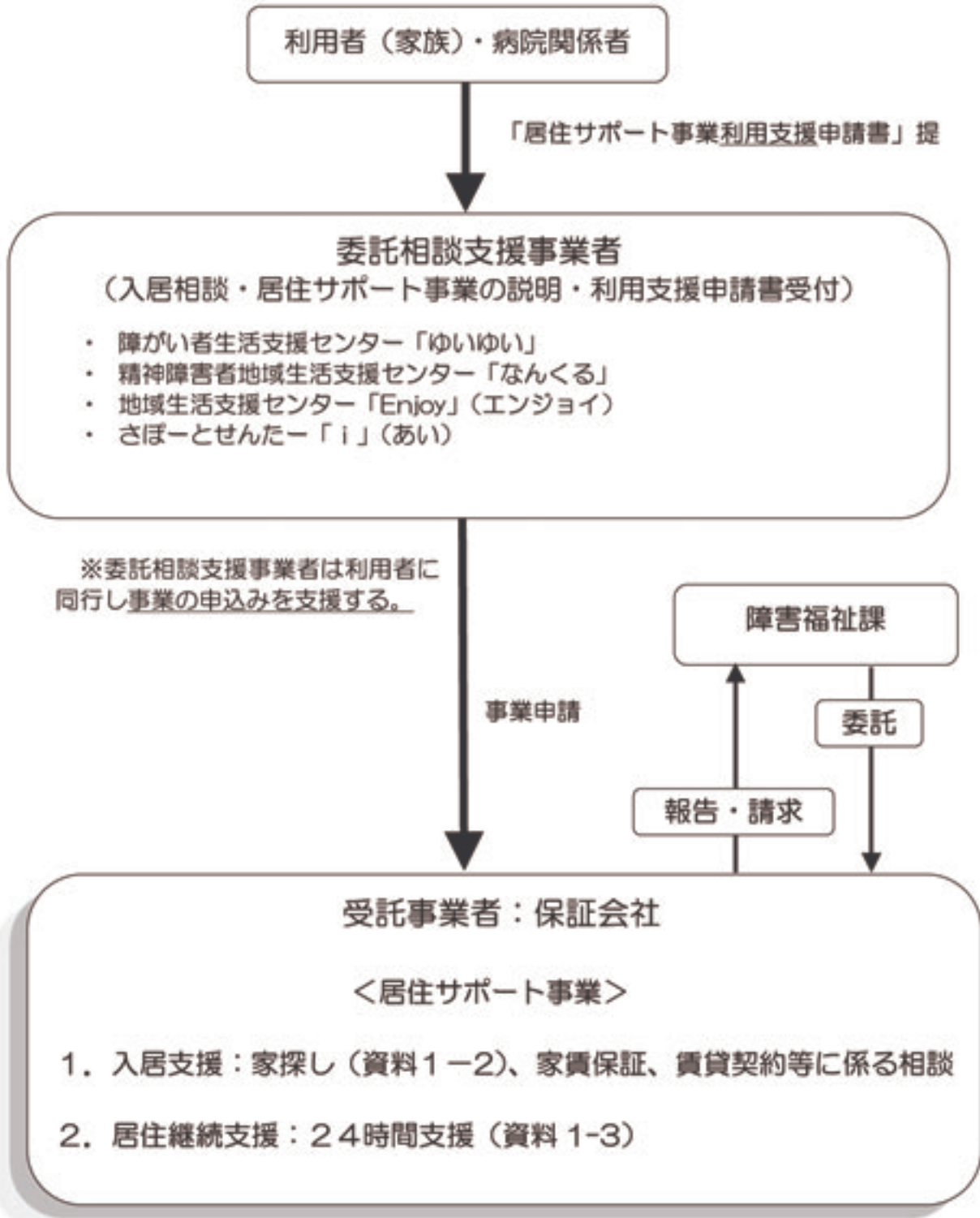
#### 1. 居住サポート事業の概要

利用者・家族・医療機関等が、委託相談支援事業者（障がい者生活支援センターゆいゆい・障害者地域生活支援センターなんくる・地域生活支援センターEnjoy・さぼーとせんたーi）に申請書を提出。受託事業者である家賃保証会社（株式会社おきしん保証サービス）が入居支援（家探し・家賃保証・賃貸契約等に係る相談）及び居住継続支援（24時間支援）を行う。

那覇市は、受託事業者に対し、入居支援については賃貸契約締結1件につき5,000円の出来高単価を、居住継続支援では登録1件につき年間3,000円を支払う。

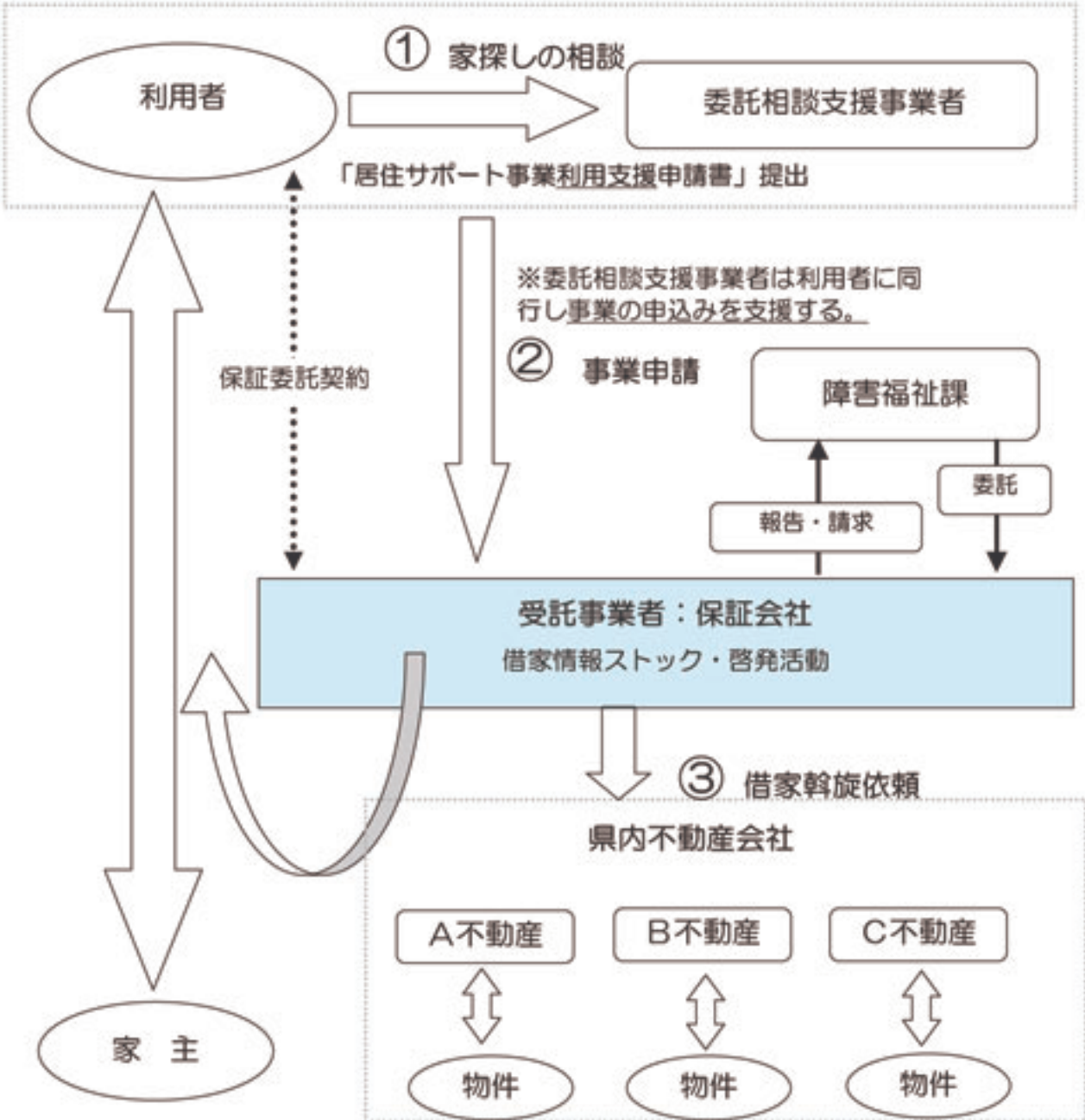
## 資料 1-1

### 居住サポート事業申請の仕組み（体制）



# 資料 1-2

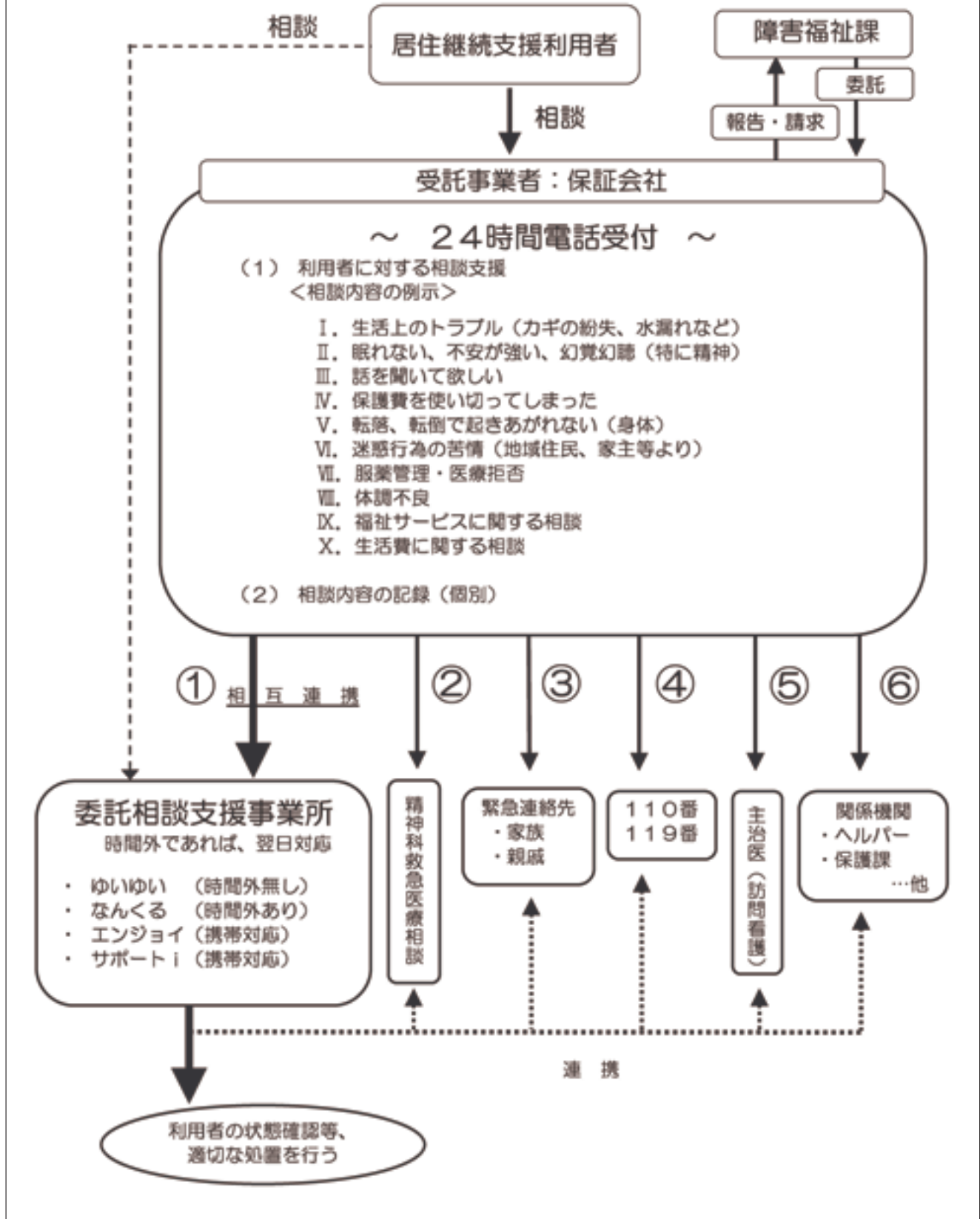
## 1. 入居支援（家探し等）のしくみ



不動産会社が所有する借家情報の収集及び障がい者の希望する借家斡旋依頼などを行う事業を委託することで、障がい者の入居支援を効果的に実施する。

## 資料 1-3

### 2. 居住継続支援（24時間支援）の仕組み





## 2. 民間家賃保証会社によって提供される居住サポート事業

事業を受託している「株式会社おきしん保証サービス」は、不動産・建築・物流・移住支援等も手がける民間家賃保証会社である。同社は、従前より家賃の立替や保証人不在者へのサービスを展開する中で、高齢者やひとり親家庭、障がい者等の社会的弱者の実態を把握し、面談や生活改善に携ってきた実績がある。平成15年より、24時間緊急通報サービス「レキオスホットライン24」を実施しており、その中で「水が出ない」といった施設管理から、精神障がい者からの「眠れない」といった夜間の相談にも対応してきた。那覇市には、新たに仕組みを作らずとも、居住サポート事業としての土壌が既にあったと言える。

先述のとおり、入居支援及び居住継続支援は同社が提供しており、この事業を受託することによって、企業としての経営的利益を得られるわけではない。また、保健福祉領域の専門職によるサービス提供は行われていない。代表取締役は、那覇市独自の居住サポート事業の実践によって、若年者への人材育成や教育効果といった目に見えない利益が、これから地域に醸成されていくだろうと言及した。コールセンターには、アルバイトやパートが雇用されている。そこで働く人たちは、様々な立場や事情を持ちながら生活している人々がいることやその数だけ人の暮らしや営みあるということなど、社会の実態を知ることができたと話されていた。

24時間の電話相談を通して、社会的弱者と呼ばれる方々への理解を深め、社会の有り様について思いを馳せる人たちが福祉関係者以外に存在しているという事実は、当事者はもとより私たち支援者にとっても心強い励みとなった。

## IV. 退院促進事業と地域移行支援

NPO法人ふれあいセンター（以下、センター）では、沖縄県精神障害者福祉会連合会（以下、沖福連）が受託している退院促進機能強化事業への派遣と沖縄県がNPO法人を対象にした公募事業による退院促進事業（平成19年4月～平成20年3月）を実施している。

機能強化事業では、沖福連へ派遣された職員は当事者への直接的な地域移行支援には携わず、講演会や研修会の企画を実施することで、事業に関する啓発・広報活動にあたっている。

もう一つは、「つどい」を活用して独自の退院促進事業である。「つどい」は、一定のルールの下にテーマに沿って自由に意見交流を図る場で、センターの利用者が近隣の精神科病院に出向き、入院患者に対して地域生活への関心や意欲を引き出すねらいを持っている。

「つどい」から地域生活への移行を希望した人については、入院時より日中活動の場としてセンターを利用することから始まる。その経過の中で、住宅探しや家族間の調整、宿泊体験等が実施される。保証人がいない人については、有限会社ふれあいが保証人となり、居住サポート事業によらない方法をとっている。入院時からの利用は、日中活動の組み立てはもちろんのこと、入院患者にとって地域生活者のモデルが目の前に存在し、具体的なイメージを持てるような構造になっていた。視察時にも、長期入院患者と思われる高齢男性と若年女性が利用しており、既に地域生活を送っている他の利用者にと同様に、ミーティングでは積極的な発言が聞かれた。

また、隣のビルには談話室と休憩室が設けられており、そこには制度上のショートステイでは自由にご利用できないとの理由で「ちょっとステイ」ができる場所もあった。そこは、沖縄への移住予定者の仮住まいとしても利用され、地域移行予定者の宿泊体験はここで実施されている。「ちょっと」は人によって違い、利用期間が2～3日の方もいれば、半年利用された方もいるということだった。制度としてのショートステイに運用のしづらさを感じ、利用のしやすさを図っている点が印象的だった。

V . 所感

那覇市の最たる特徴は、本事業が実施される以前から、24時間支援を含む居住サポート事業の仕組みが、不動産事業を併せ持つ民間家賃保証会社によって提供されており、その点が興味深いものであった。同市のように、既に存在している人や仕組みを活用した居住サポート事業を展開するには、どれだけ地域を知っているか、その財を活かすネットワークをどう結ぶかということが、日頃から積み上げられてきた結果によるものと思われる。人の暮らしや営みは、そもそも定型であるはずもなく、有るものは分かち合い、使いにくいものは見直し、無いものは創るという文化や風土において、様々な仕組みを整備されているように感じた。

地域生活支援にあたっている方が、入院や入所に至る時、再び地域生活を送る人であることを、私たち支援者はイメージしているだろうかという自問も湧いた。その人とはもちろんのこと、医療機関や入所施設の人たちと共に、地域生活の再会を具体的に描いていくことによって、治療や施設での暮らしに意欲や動機付けがもたらされるのではないだろうか。



## 第5章 現状の課題と今後の方策

### 1) ネットワークの構築について

「5 北九州市における相談支援体制について」でも述べていますが、居住サポート事業は障害のある人が家族から独立して地域で暮らす決心をしたときの住居確保の手伝いや、施設や病院から地域生活へ移行するときに関連事業を実施している事業所と協力して取り組んでいくなかで本来はその一部の役割を担うことになります。

そのため、各市町村に設置されている「地域自立支援協議会」をフルに活用して関連機関が相互に協力し合える土台作りをしていくことが最も重要であると言えます。

「居住サポート事業」は障害者自立支援法によって開始した事業であり、それ以前は、保証人の必要がないグループホーム制度を工夫して利用したり、施設長や病院長が保証人となることで何とかアパートを借りられるといったことが長期間に渡り続いてきました。

それは、あくまでも理解ある家主、理解ある不動産会社や粘り強い福祉施設の職員や病院の関係者の努力によって礎ができたのだと思います。

そういった点では障害があっても、アパートで暮らしたいといった本人のニーズを実現していく上で「居住サポート事業」は非常に心強い役割を担える事業と言えます。

### 2) 各事業との連携（退院促進事業等）

精神障害の人たちへの退院促進は真に始まったばかりであると言えます。実体的には、視察報告にもあるように全国的には質の高い実践を歴史を積み重ねながら進めてきたことで、結果的には非常に効果を得た地域もあります。

その取り組み方には各々違いはありながらも一定の共通点が見られます。その取り組みを整理してステップ1～ステップ5までとして示しています。

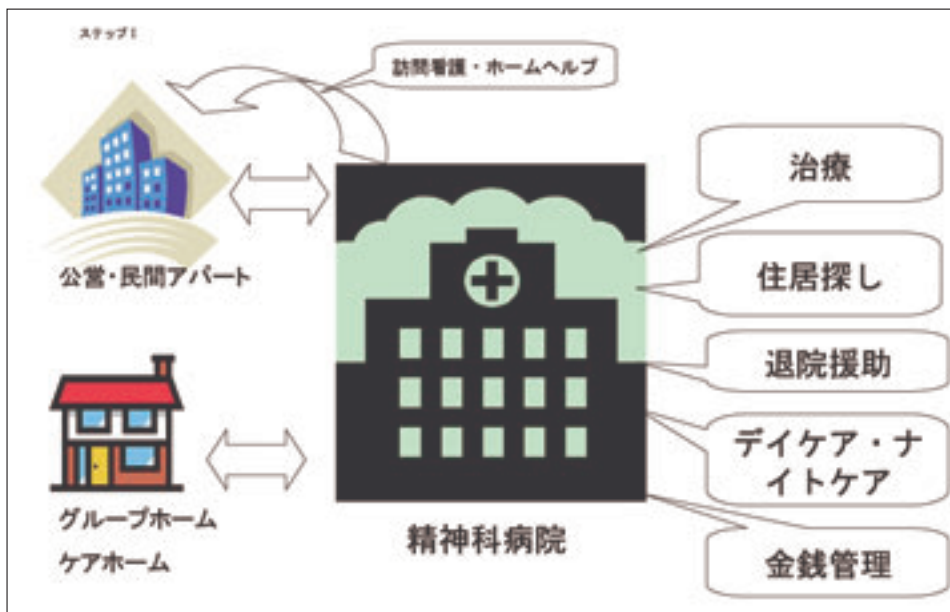
もちろん退院促進を進めていく上で「居住サポート事業」のみでは困難であることは明白です。そのため、全体の役割の中での「居住サポート事業」の役割を確認して頂ければと思います。また、各市町村の現状と照らし合わせて頂きながら考えて頂ければと思います。

これからの重要なポイントは医療モデルから生活モデルへの移行と考えられるでしょう。

ステップ1 【図5-1】

・精神科病院内の自助努力を中心とする形態であり、退院をする人やグループホーム・ケアホームに移行する人たちもいるが特に長期入院からの移行者の場合は新たな関係を築くことへの当事者の戸惑いや抵抗感も強く、結果として病院からの訪問看護、ホームヘルプサービスを提供することで「守られている」ことが多い。

▼ 入院中から、地域との関わりがあれば、当事者の選択肢の幅は広がるし、実像としての「モデル」が見えてくることにもつながります。

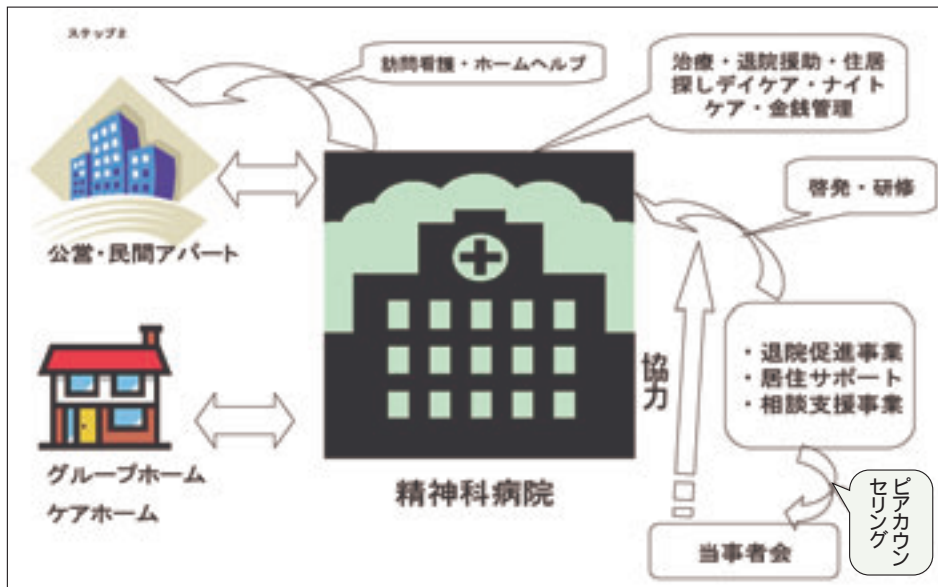


【図5-1】

ステップ2 【図5-2】

・地域にある当事者会が支援者の援助も受けつつ、退院促進事業、相談支援事業の委託を受けると同時にピアカウンセラーとして精神科病院へ出向いたり、院内へ外からの風を吹き込む。座談会等を通じ、入院当事者と関わる機会を持つ。

▼ 実際の暮らしのイメージが幾分具体的になってくるし、潜在化していたニーズが院外の人たちとの関わりの中で顕在化していく。



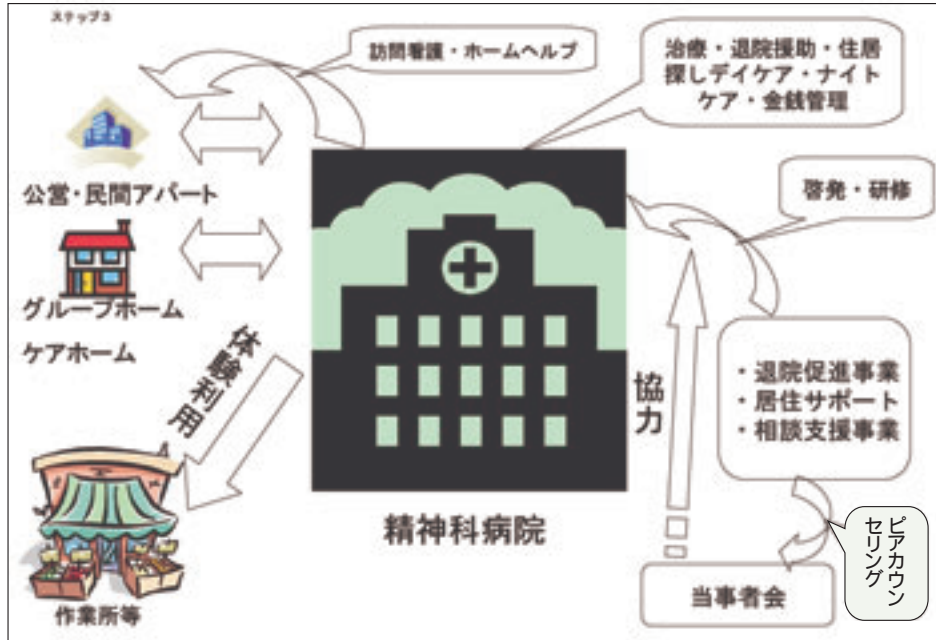
【図5-2】



ステップ3 【図5-3】

・座談会を契機にニーズが表出化してきた入院当事者が入院中から週に数回程度、作業所など地域の社会資源へ通う機会を持つ。通所にとどまらず、ピアサポーターと一緒に、公共交通機関も利用し、買い物や公的機関、当事者会、地域での活動などへも参加し交流を図っていく。

▼ 徐々に生活圏が拡大されていくことで、自信も取り戻していく。

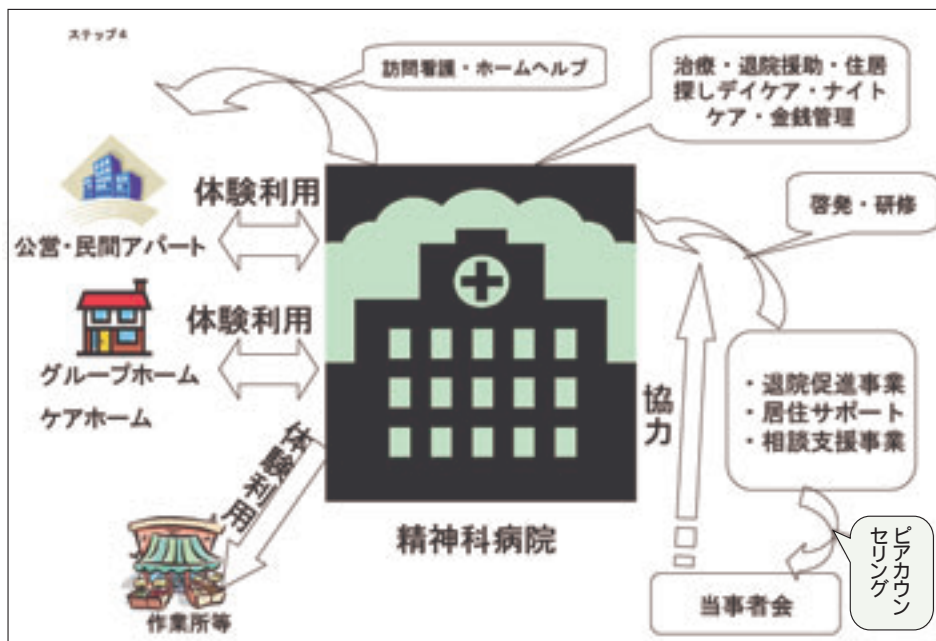


【図5-3】

ステップ4 【図5-4】

・地域の社会資源へ通うことに慣れてきたことで、生活圏の拡大が図られ、中間施設の利用や、グループホーム・ケアホームの体験利用、アパートの一人暮らしなど具体的に生活の場のイメージを持てるようになる。人によっては単独で不動産業者に出向いてアパート探しを始める人も出てくる。公的保証人制度の利用のことも含め現実課題の中で居住サポート事業へ相談する人も出てくる。※生活力スキルアッププランも利用し、調理や生活全般のやりくりについて学んでいく。

▼ 退院が具体的にになっていく。

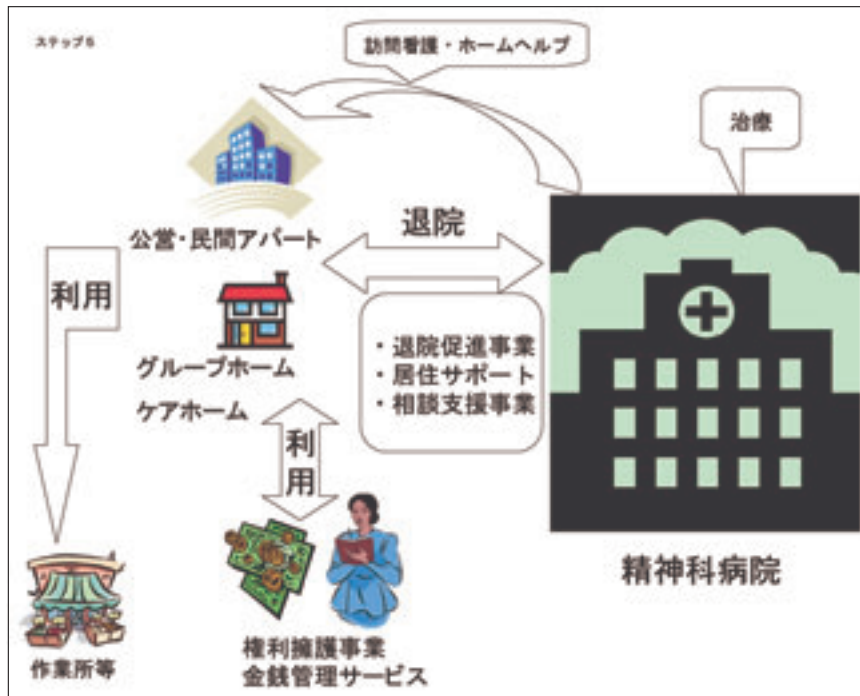


【図5-4】



ステップ5 【図5-5】

- ・居住サポート事業や相談支援事業を利用して公的保証人制度利用、24時間サポートを前提として精神科病院から退院して地域での暮らしを始める。財産・金銭管理は権利擁護センターを利用する人もいる。作業所等へ継続して通い、所得保障との関連を相談支援事業の援助を受けながら進める。また、地域で暮らす「先輩」として、退院した病院へ出かけ、外から「生活の風」を吹き込む役割も担う。
- ▼ 環境との相互作用が本人の個人因子にも、さらに地域の環境にも働きかけ、本人をエンパワメントし、ある意味では地域もエンパワメントされていく。そして、結果として、より、本人の社会参加が促進されていく。



【図5-5】

# 第6章 居住サポート事業に関連する Q & A

## 1) 居住サポート事業とは何ですか？

### Q 1 居住サポート事業とは何ですか？

**A** この事業は、障害者自立支援法の施行に伴い、市町村地域生活支援事業のひとつとして創設された新しい事業です。

施設や病院からの地域移行や地域での住み替えを希望する障害のある方々の「住まい」の問題を入り口にした相談支援機関です。賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、様々な理由で入居が困難な状況にある障害を持つ方々の入居に必要な支援を行います。その中では、協力してくれる医療機関の開拓や、ご本人だけでなく必要に応じては不動産業者、家主などからのご相談にも応じることで理解も深めていきながら暮らしを応援していきます。また、入居前後の支援に留まらず、入居後の緊急時の対応も含め、暮らしを支えていく地域の社会資源とのネットワーク作りや関係機関によるサポート体制の調整なども行います。携帯電話への転送も含めて基本的に24時間365日の支援機関です。

### Q 2 どこにあるのですか？

**A** この事業は、障害者自立支援法の施行に伴う、市町村地域生活支援事業のひとつですから、運営主体は各市町村になります。実態については、各市町村の障害担当部局で確認してください。

### Q 3 センターはどんなことをしてくれるところですか？一緒に家を探してくれるところですか？

**A** 家と一緒に探すことはもちろんのこと、まずはご本人の希望に応じての家探しや保証人のいない人は、家賃保証事業者の利用支援をはじめとする契約や入居前後の支援、ご家族や区役所、障害福祉サービス事業者、医療機関などの関係機関との連絡調整やネットワークづくり、そこに住み続けるための相談支援(24時間365日支援)等を提供していく所です。

但し、センターでは、不動産屋のように予め物件を持っていません。個人の希望に応じて部屋を探していきますので、条件によっては、多少、時間を頂く場合もあります。

### Q 4 不動産屋と一緒に行ってくださったり、大家さんとの交渉をしてくださったりもするのですか？賃貸契約時の手続きが不安です。一緒に入ってもらえますか？

**A** 多くの場合、相談いただいたご希望内容で不動産屋に依頼して、部屋を探してもらっています。その上で、下見に同行したり、必要な方については契約に同席したり、必要書類の記入や家賃保証事業者の利用援助を行っています。その中で、家主に直接交渉をする、という機会は少なく、大半が不動産屋の窓口での相談で終わることがほとんどです。

### Q 5 センターへ相談するにはどうしたらいいですか？直接行かないといけませんか？病院とが区役所とがへ相談してもわかりませんか？

**A** 病院のソーシャルワーカーや、区役所の相談窓口担当者、保健師さんなどにその地域に「居住サポート事業」が設置されているかどうか聞いてみて下さい。

北九州市ではメール、電話等で相談を受けた上で訪問するなどを行っています。

**Q6 利用できる方は市内在住の方だけですか？**

**A** 市町村の事業になりますから、基本的には、その市町村に住民票のある人で地域でのひとり暮らしを希望する障害のある人や、住み替えを希望しておられる人が対象となります。

**Q7 「障害」の種類は関係ありますか？**

**A** 厚生労働省から示された当初の事業内容では知的・精神障害のある人に限定されていましたが、昨年度から「障害者等」となり、全障害を対象とするようになりました。

**Q8 私は、精神保健福祉手帳を持っていませんが、相談できますか？**

**A** 原則として、各種障害者手帳の交付を受けている事が前提ですが、同程度の障害があると市長が認める人、または、精神障害に関しては、医師が同程度の障害があると認める方であれば、手帳は必ずしも必要ありません。

**Q9 センターを利用するのにお金がかかりますか？物件を探してもらったりするとその「仲介料」とが必要ですか？**

**A** 相談に関する費用は無料です、不動産業者ではありませんので物件を紹介した場合でも「仲介料」などは発生しません。家賃・礼金・敷金等の賃貸契約に要する費用、家賃保証事業者との契約料、火災保険の保険料、鍵の交換料等はご本人負担となります。

**Q10 入居後も相談にのってくれますか？**

**A** 家を探すことのみが目的の事業ではありません。入居後も住み続ける為に、生活面での問題が発生した時に、市町村窓口や、医療機関、施設等と連携をしたり、夜間や休日等の緊急に対応が必要となる場合の相談対応も含め、24時間の対応を基本としています。

**2) 家を探そう**

**Q11 アパートをかわりたいのですが保証人がいません。どなたが保証人になってくれるのですか？センターでは保証人になっていただけなのでしょうか？**

**A** センターが直接、保証人になるということではありません。北九州市では提携している「家賃保証事業者」という民間の会社が保証人になってくれる制度の紹介をしています。

現在は日本セーフティー株式会社と株式会社リプラスの2社としています。契約費用は有料で本人負担となります。利用に際しては、いずれでも緊急連絡先の確保が必要になります。緊急連絡先は必ずしも、家族、親族に限定されるものではありません。また、家賃債務責任を求めるものではありませんが、ご本人が長期間不在になった際や入院とか緊急の手術などの必要性が発生した際などの連絡先として必要なものです。

**Q12 転居に際しての初期費用はどれくらいかかりますか？**

**A** 中には保証人不要、権利金、敷金が不要の物件もありますが、ここではごく一般的な例で紹介します。例えば、家賃30,000円の物件の場合、権利金・敷金で3ヶ月分、不動産業者への仲介手数料が1ヶ月分、前家賃で1ヶ月分。これに加えて、必要であれば家賃保証事業者の契約料（会社によって若干違いますが、**Q11**で紹介した2事業者では最低でも20,000円）、鍵の交換料、火災保険料、消毒料等が加算される場合もあります。加えて、引っ越し業者にかかる費用の概算で計 20万円前後になります。

生活保護を受給している人の場合でも、転居の要件を満たせば、権利金・敷金等の3ヶ月と引っ越しにかかる経費は扶助費で支出されますが、他は自己負担となりますのでご注意ください。

**Q13 市内の市営住宅では知的・精神障害のある方についても一人暮らしができるようになった、と聞いたのですが、どんな風が変わったのですか？手続きとか大変ですか？**

**A** 北九州市での状況についてご報告いたします。

公営住宅法の改正に伴い、北九州市では平成19年2月募集から、市営住宅の「単身者」の枠を拡大し、精神・知的障害のある方でも単身入居が可能になりました。但し、申し込みの段階で、「居住サポート体制が整っていること」を条件として提示しています。このサポート体制とは、何かあったときに昼夜にかかわらず、いつでも対応してくれる相談支援機関のバックアップ体制が整っている、ということであり、当市では、居住サポートセンターに限らず、相談支援事業（北九州市障害者地域生活支援センター）、知的障害者通勤寮、グループホームケアホームのバックアップセンター（北九州市手をつなぐ育成会）等をそのバックアップ機関として選定しています。入居に際しては、前記の相談支援機関からの意見書の提出が必要になりますし、精神障害がある場合には「医師の意見書」も平行して必要となります。

**Q14 不動産業者には病状や個人情報伝えるのですか？センターを利用すると、近所に障害者である事が知られるのですか？**

**A** この事業での支援対象者が「障害者」であるがゆえ、障害を開示した上での支援が原則となります。但し、開示の内容は1人ひとり違いますので、事前に、情報提供に伴うご本人の承諾書をいただいた上で、開示を前提にその情報をご本人との確認の上で整理させていただいております。情報は仲介した不動産業者、家主、管理会社までとなります。近隣の住民の方にはまで伝えられることはまずありません。

### 3) こんな相談にのってもらえますか？

**Q15 サポートを受けるのに期限はあるのですか？**

**A** 特別な期限はありません。

**Q16 引越し業者を紹介してくれますか？**

**A** 通常は仲介してもらった不動産業者の提携している引越し業者を紹介してもらうことがほとんどです。

**Q17 引越しや掃除の手伝いをしてくれるのですか？**

**A** 北九州障害者居住サポートセンターでは、「地域生活支援サポーター」という名称でボランティアとして協力して頂いています。

引越しは一般的にも大変な労力を必要とします。1人ひとりの可能性を大切にしながら「地域生活支援サポーター」の皆さんに本人のできること、できないことを確認していきながら、あくまでも本人自身が「生活者」として取り組んでいけるように協力して頂いています。

**Q18 家財道具がまったくありません。全て購入しないといけないのですが？**

**A** 医療機関や施設からの地域移行を進める際には家財道具を揃えることが貯蓄との関連で困難な人たちがいます。そういった場合、既に北九州市では取組みをしていることは、不要となった人から譲り受けた家財道具を保管しておいて、必要な人へ提供するといった形態をとっています。



**Q19 不動産業者を利用する以外に、物件を探す方法はありますか？**

**A** 結果として不動産業者が窓口になることがほとんどですが、「住みたい」地域が限定されていればその地域を歩いてみると意外に「空き家（室）あり」の張り紙が見つかることもあります。その場合、直接家主と交渉することも可能となることもあります。また、そこに書いてある不動産業者へ逆に連絡するという方法もあります。他には住宅情報誌を利用したり、インターネットの物件情報にアクセスするという方法もあります。

**Q20 障害年金だけでも一人暮らしできますか？**

**A** 多くはありませんが、北九州障害者居住サポートセンターで支援している方の中にもおられます。本人は障害基礎年金の1級だけで、就労継続B型の事業所に通い、ホームヘルプサービスを受けながら生活しています。住宅は公営住宅です。直接の支援対象者ではありませんが、また、障害基礎年金2級だけで公営住宅で暮らしている人もいます。

**Q21 現在入院中ですが相談に乗ってもらえますか？**

**A** 当市では来所相談が難しい場合、病院へ訪問することは少なくありません。

**Q22 家族からの相談にも乗ってもらえますか？**

**A** 当市の相談実績からみて、177名中、18名（10%）がご家族の初回相談者でした。本人からの相談をお受けしている中で必要により、ご家族とお会いしたり電話連絡をさせていただくこともあります。

**Q23 はじめての一人暮らしで不安です。不安を解消する為になにかサポートしてもらえますか？**

**A** この事業は基本的に24時間のサポート機関となっています。  
人によっては電話で話すことや、聞いてもらえるだけで安心することもあります。  
北九州障害者居住サポートセンターでは、生活力をつけていくために、同じように一人暮らしをしている方々を中心に生活カススキルアッププランの提供も行っています。簡単な料理でも自信につながりますし、そこには仲間もいて、一人の食事とは違い語り合いもあります。お互いの情報交換の機会にもなっています。

**Q24 一人暮らしをしたことがありますが、結局入院してしまいました。家族は、一人暮らしに反対です。相談にのってもらえますか？**

**A** 北九州居住サポートセンターを利用した人のなかで、数名の人は当初、ご家族からひとり暮らしを反対されていた人たちでした。

今関わりのある人は、これまで両親との同居をしてきた人で、10年以上前に一人暮らしをして病気を再発したことがあり、両親は大反対をしていました。

しかし、自分自身の目標を曲げず、目標額をしっかりと決めて30万円の貯蓄をして、事業所にも休まずに通うと同時に当センターの生活カススキルアッププランにも通い苦手な料理の練習もしました。また、転居した先輩からの智恵ももらうように努め、定期的に通院し精神症状も安定していることから、主治医からも両親への説得をしてもらうことができました。その結果、頑なだったご両親も応援の姿勢に変わられました。サポート体制が以前とちがうことは親御さんの大きな安心材料だったと思います。

**Q25 親との折り合いが悪く、一人暮らしを希望している方がいます。これまで小遣いをやりくりしていたくらいで、生活費の感覚がありません。アパートを借りるお金も貯まっていません。でも、「家から出たい！」という気持ちは強く持っています。こんな方と、まずどんなことから始めたらよいですか？**



**A** まず、具体的な生活のイメージをどう持って、計画していくかが大切です。そのためには、仕事が安定している人の場合であれば、まず一人暮らしにむけての購入品リストを作成し、そこから必要経費を予測して貯蓄する額を明確にすることが必要となります。そうすることで意識も現実的になります。仕事に就いていない人の場合はひとり暮らしの目的をまず、明確にする必要があるでしょう。

**Q26 休日（関係機関の）や夜間に対応が必要になったことは、どのくらいありますか？また、どのようなことですか？**

**A** 北九州障害者居住サポートセンターの直近3ヶ月の月報からみると、開所時間である月～金曜日のam 8:15～17:15であるため、それ以外を休日、夜間の時間帯として集計すると、12月で18.6%（30件／162件）、1月で11.4%（21件／184件）、2月で16.8%（41件／244件）という統計になりますが、必ずしも生活に直結する相談ばかりではないため、本来の目的である暮らしの安定を脅かすような対応は僅かとなります。

**Q27 入院または入所中の人々が地域生活をイメージできるようになるために取り組んでいることは、どのようなことですか？**

**A** 北九州障害者居住サポートセンターでは、独自の取組みとして「宿泊体験プログラム」の提供をしています。目的はまず、ひとりの時間を過ごす体験をすること、その体験を通じて寂しさや自由さ、並行しての不自由さや余暇への意識、家事の煩雑さなど、まずは自分なりの24時間の使い方を考えてもらうことからスタートしています。併せて、医療機関や施設などへの出前講演などで実際にひとり暮らしを始めた人たちの実例を挙げて当事者へ直接働きかけるようにしています。

#### 4) その他

**Q28 居住サポート事業を展開したことで、地域に育まれたものは何ですか？**

**A** 関係機関の担当者との顔と顔のつながりが広がってきたことや、少しずつではありますが「生活モデル」が見えてきたことです。また、今まで諦めの意識さえ抱いていた人たちが、もう一度新たにひとり暮らしに挑戦してみようと思いを表してくれるようになってきたことです。

ある病院では実際に暮らしを始めた人をモデルとして「市営住宅」での単身生活を希望する方が増えたり、またある福祉ホームでは移行への準備段階として物件が決まった人に同伴して環境確認の際にこれからの暮らしを一緒に考えたりすることもできるようになってきました。

**Q29 不動産業者との付き合い方について教えてください。**

**A** 北九州市内には、数千件の不動産業者があり、センターとしてもそれらの不動産業者との関係を持てるわけではありません。福祉関係者にとっても不動産業界は未知の世界です。そのため、新たな関係性を構築のためにこれまで取り組んできたことを列記します。

1. 不動産業界の大手である、宅地建物取引業協会と全日本不動産協会の本部に依頼して、協会への周知を進める。

県下の研修会でも事業紹介の時間を得ることができました。事前に協会から年始の封書に当センターのパンフレットを同送していただいたことで、訪問時にパンフレット等を持参すると情報がつながるような工夫をしました。

## II. 障害に関するイメージの払拭を図る。

不動産業者の「生の声」をなかなか聞く機会は少ないので、「障害者」というイメージやこれまでの経験や困ったこと、不安として感じていることなど率直に聞かせていただいています。開始当初の訪問時に伺った不動産業者としての不安は、①家賃の滞納、②地域とのトラブルへの不安があるというものでした。というものでした。「他の障害は別にしても精神障害と聞くだけで正直ひいてしまう」とも言われ、その理由を問うと、これまでに何人かと関わり、今も継続中の人もおられること、そして、トラブルの際にどこにどう相談すればいいかもわからず苦勞していることが理解できました。まずは一般の人たちに障害のある人のことをどう理解してもらうかが重要であることを改めて確認させていただきました。

## III. 障害種別による配慮の相違について

率直に、「精神障害と知的障害の違いは何ですか?」、とか「判断能力はどのようなのですか?」など問われますし、特に、バリアフリーの住宅の相談などをさせていただく際には「住宅改修の制度やそれにまつわる運用がわからない、必要時には教えて欲しい」と情報提供を求められることもあります。また、支援者と、日頃関わりのない人とでは障害に対する捉え方に大きな違いがあることもわかりました。そのため、不動産業者担当者向け研修会の必要性があることに気がきました。

## IV. 使えるバリアフリーと使えないバリアフリーの違い

実際に物件を当たる中では、

「玄関前に何段かの階段がある」

「トイレと風呂場の間が15cm上がっている」

「スロープは整備されているものの実際には車椅子では昇れない」

「砂利道を通らないと家に入れない」

「トイレに車椅子では入れない」

これは不動産業者から「車いすで生活しておられる方の住まい」として紹介された物件の内容でした。それは、新築の市営住宅でも言えることで

「ドアチェーンが車椅子では架けられない高さにある」

「食器棚も半数の棚の位置が高くて物がおけない、水道の蛇口に手が届かない」「低い物干しもセットされているが敷居が高くてベランダに出ることすらできない」

「狭いエレベーター内では方向転換はもとよりほぼ直角に入らなければ車椅子が壁にぶつかってしまう」などがあります。

## V. 本人が契約の主体であることを不動産業者や家主に理解してもらう。

最終的に本人が契約者として手続きを進めていくことは最も重要です。その際には、借りる側と貸す側双方の不安を取り除いておくことが必要です。そのため、第三者として契約時には居住サポート事業の担当者が同席することは双方の安心感にもつながります。重要事項説明を始め、書類の確認だけでも本人にとっては大変な労力が必要となります。場合によっては契約書をルビ打ちで依頼したり、大きな文字にして頂くなどの工夫をお願いすることも必要となります。

### Q 30 難しかったと思われる事例について教えてください。

**A** 次に上げる2例は転居を目的に取り組んだものです。実際、転居はできたものの諸処の課題が表出したものです。

**1)。「障害を開示する」と、「障害を理解してもらおう」とは本質的に違う、ということ。**

Aさん・・50代の女性です。過去、20年以上の精神科病院への入院歴があり、グループホームの利用経験もあります。精神保健福祉手帳3級(統合失調症)を所持して生活保護を受給しながら一人暮らしをしています。

転居前の住居では、家主への妄想的な言動が続いたことを契機に転居を決意し、当センターの支援で障害開示をした上で平成19年の7月に転居し数ヶ月を経過したところです。

今は特定の人が想定されているわけではありません。しかし、実際には「もらったときにしっかり確認したのに、家で確認したらつり銭が〇円足りない」、「タバコが数日で3本なくなった」「向精神薬が一包足りなくなった」「冷蔵庫のおかずが少し減っている」など、「常識で考えられないことが続いている。どうしたらいいですか？何かいい方法を教えてください」「家の中で起こっていることなんですよね」、でも「こんなおかしいことをする人はこのアパートには入居できませんよね」と関わりのある関係者に訴えています。

そんなある時「知らない誰かが入ってくるのではないか」と管理会社へ訴えたことがありました。その後、管理会社から構造上の調査に入ってもらいましたが特に以上はなかったにも関わらず、今も自衛のためとドアや天井にガムテープが張られています。

しかし、本人にとって今の家は「移動に便利」「日当たりも良くて暖かい」「家賃が安い」などの利点は大きく、今の住居に住み続けたいと強く希望しています。

近所との付き合いはほとんどなく、自分の生活スタイルを守っている人です。職員が訪問した際にも「来月はいつ来られますか？」と定期訪問を楽しみに待っています。

「障害を開示する」、ということと「障害を理解してもらおう」とは本質的に違います。ある支援者は「そういう訴えをすること自体が障害だと伝えたらいいよ」と簡単に言う場合もあります。

本人からは「とにかく聞いていただくことだけで結構です」と話すこともあります。しかし、一般的には難解で、「専門領域でどうにかするべきだろう」「必要な支援が受けられる施設に入られたほうがよいのではないか」と言われることがほとんどです。そういった現状を受け止めていながらも、地域で暮らしていけるようにしていく必要性を本人、関係者共に共有化していくことが重要です。

**2)。「なかなか見つかりにくいバリアフリー物件。」**

Bさん・・50代の男性で、脊髄小脳変性症のために肢体不自由3級、介護保険では要支援2の要介護認定を受けている人です。症状の進行によって、これまで住んできたアパートの2階では昇降が困難になってきたためにバリアフリーの家屋への住み替えをするために依頼がありました。

「いずれは電動車椅子でも暮らせる物件に転居したいが自分で払える家賃の上限は駐車場料金と合わせ50,000円までの物件を探してもらえますか」との相談でした。何件かの不動産屋に問い合わせをした上で、適当と考えられる何件かの物件の下見にも同行しましたが、結果的には本人の希望する条件の物件が見つかりませんでした。

最終的にはご本人の友人の紹介で無事に本人の希望にそった物件へ転居することができました。

この一件では結果的に居住サポート事業の役割を果たすことができませんでした。この件を通じてあらためて物件情報の蓄積や共有化、システム化の必要性を痛感しました。そのためには、今後、あんしん賃貸支援事業のデータバンク化に大きく期待しているところです。

### 優しい不動産屋さんのお話

社長の叔母さんが精神障害をお持ちだったそうです。そのため、自身の仕事も通じ、転居先を何件も調整した経験もお持ちですし、その難しさも身をもって体験してこられた方です。

そのため、精神障害と聞くと、「どんな方ですか？」と厳しく問われもします。でも、「〇〇さんのアパートなら大丈夫かもしれんね。」と調整も引き受けていただいています。

最近、介助用車椅子を利用するお子さんとお母さんが暮らす物件では、大家さんとも相談し、しっかりと住宅改修に取り組んでいただきました。

こんな不動産屋さんとの輪が広がるといいなあ、と思っています。

## 一周年記念シンポジウムの開催

事業開始から一年を経過し、広報活動の一環としてシンポジウムを開催しました。概要について以下に報告いたします。

## 1. 概要

## 1) 開催日時

平成19年12月15日（土）

13:30～17:00

## 2) 場所

北九州市立総合保健福祉センター 2階講堂

## 3) 内容

- ① 基調講演 清水剛一 相談支援専門官（厚生労働省）
- ② 基調報告 北九州障害者居住サポートセンター
- ③ シンポジウム

～シンポジスト

この事業で転居した当事者（ビデオ出演）	4名
精神障害のある方	2名
療育手帳を持ち、精神科医療ユーザー	1名
療育手帳を持ち、車椅子を利用している方	1名

北九州市保健福祉局 障害福祉課

北九州市建築都市局 住宅管理課

福岡県精神科病院協会 理事

北九州市障害福祉団体連絡協議会

地域生活支援サポーター

居住サポートセンター

この事業を利用して転居し、新しい生活を始めた方々からのメッセージを軸に、現状で関わっている関係機関からの課題や現状の報告を行う中に、居住サポート事業の現状を多面的に紹介することを目的として開催しました。

コメンテーター 清水剛一 相談支援専門官

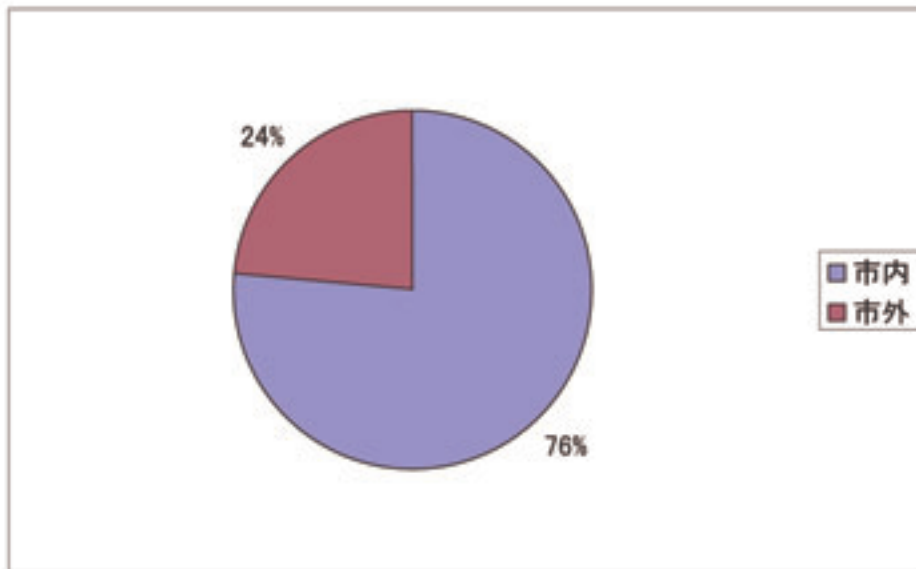
コーディネーター 三井敏子 精神保健福祉センター長

## 2. 参加者について

市内外から、114名の方々の参加をいただきました。スタッフや登壇者も含めると全体数は130名を越え、会場一杯に熱気が伝わってくるものでした。

1/4が市外からの参加で広くこの事業への関心があることがわかりました。【図6-1】県内ではまだ他の市町村でのこの事業はほとんど実施されていない状況なため情報の収集が目的であると思われます。

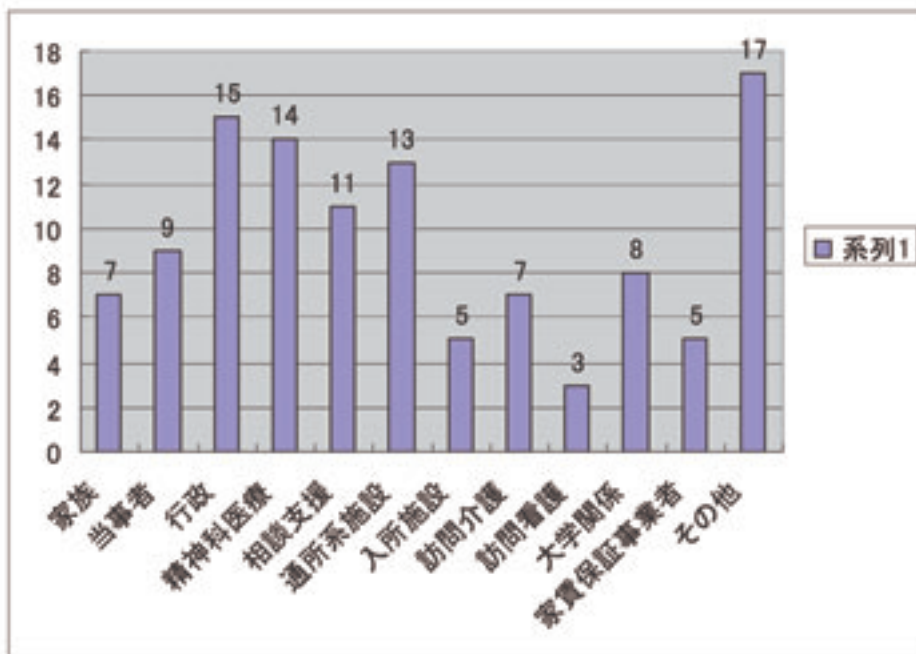




【図6-1】

参加者の属性は、障害福祉サービス事業者、行政、精神科医療関係者、相談支援事業者(市内・外)、当事者の順でした。【図6-2】精神科病院のスタッフは、11月に開催された研修時に配布したチラシの効果であると思われます。訪問系のサービス事業者の参加もありました。

詳細をみていくと家族は精神障害のみ、当事者に知的障害者はおらず、身体・精神障害の2者でしたが、身体障害の人たちが多かったです。行政からは15名の参加があり、市内・外、ほぼ半数で市外の関心が高いといえます。



【図6-2】

障害ごとの分類としては他の障害領域と比較して精神科医療関係者の関心が高いといえます。

職種としては、精神保健福祉士 8名、作業療法士 1名、看護師3名、医師も2名います。他科の医療関係者からの参加はありません。精神科医療関係者以外も併せると精神保健福祉士は12名となり、精神保健福祉士の関心の高さともいえます。

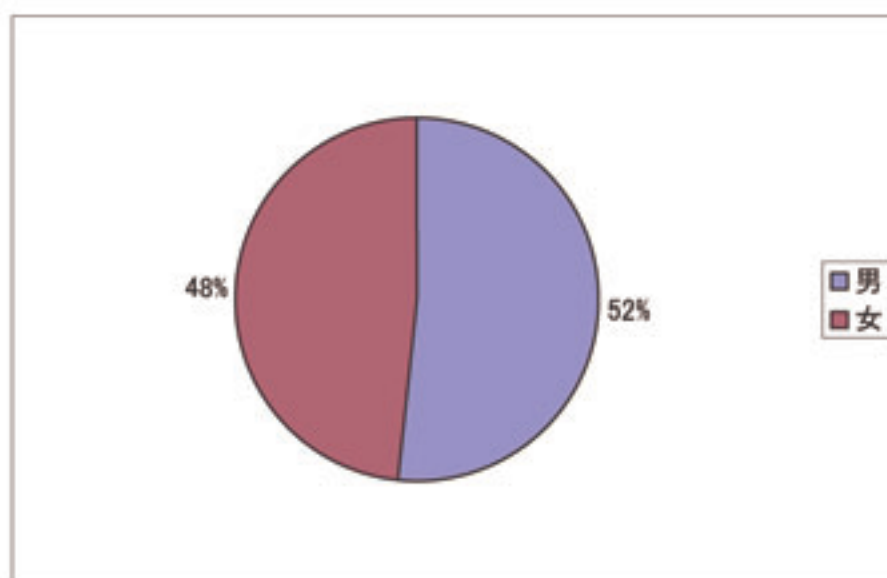
相談支援事業者からの参加は11名でした。ホームレス支援機構や退院促進支援事業、グループホー

ム・ケアホーム支援センター（法人内）などに関連する相談支援機関からの参加もありました。特に開催事務局からの参加要請もしていないため、自発的な参加行動でした。それぞれの相談支援事業者が、それぞれに相談支援機関同士の連携の方策を模索しているという印象を感じるからです。

施設からの参加は、18名。通所施設 13名、入所施設 5名で、特徴的といえるのは、通所系施設スタッフは精神障害関連が多いのに対し、精神科関連の入所施設からの参加はないことでしょう。中でも身体障害者施設のスタッフ数が多いのは、地域移行の課題に直面している結果ともいえます。

その他には、不動産業者、社会福祉協議会や障害福祉ボランティア協会、障害者関連団体、福祉用具専門相談員、法人関係者などの参加がありました。

参加者の男女比は、ほぼ半数でした。【図6-3】



【図6-3】

### 3. アンケート集計より

63名（55.3%）の方からアンケートへのご協力をいただきました。

以下、アンケートの項目にそって整理しています。

#### 1) どんなことに興味をもって参加されましたか？

多かったのは「とにかく、この事業についてその内容や現状の取り組み、その機能、一年間の成果について知りたい」「現状の課題を知りたい」「ご本人たちの生の声を聴きたい」「様々な立場の人からの話を聞きたい」でした。

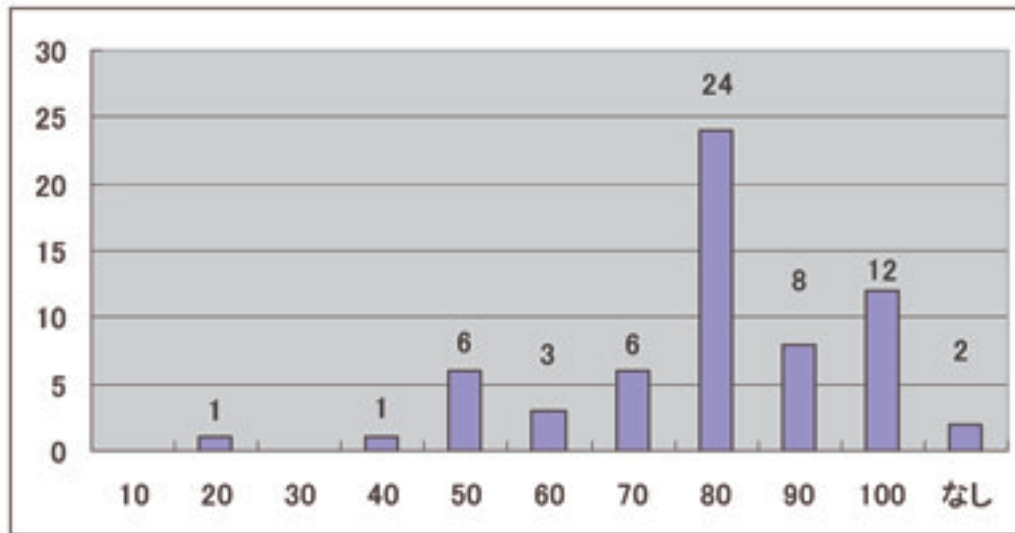
他には「情報や知識を得たい」「基調講演が聞きたかった」「相談支援事業の連携やネットワークの現状について知りたかった」「住宅部門の話を聞きたい」「地域生活支援サポーターの活動内容を知りたい」などと同時に「現状の自身の立場と合わせ、当事者として一人暮らしを早く実現するためによりよい生活ができるように希望を持って参加した」「家族として勉強しようと思った」「家賃保証事業者の役割を確認するとともに今後どのような形で携わることができるか？」「入所施設の職員として利用者の方々の地域移行を支援していくために勉強したい」などより具体的なものも含まれていました。

#### 2) 本日の満足度はどの程度ですか？（63名）

【図6-4】概ね回答頂いた方の満足度は高く、「勉強になった」、「参考になった」という意見が中心でしたが、「一人暮らしをされた方の家族の意見や当事者の方の資料を付けて欲しい」、「専門用語が分

かりにくく、もう少し噛み砕いて説明して欲しい」、「質疑応答の時間を取って欲しい」、「少々時間が長いように思う」、とのご指摘もいただいています。運営の今後の課題と考えていきたいと思っています。

併せて、「今回でかなりセンターの概要について理解できた」、と同時に、「センター事業についてもっと早く知っておけばよかった」、「自分達も何か取り組める事があるのかなと思う」、「施設利用者と地域での生活者とは、その表情の明るさが違い勇気付けられた」、「当事者の生の声が聞けたのが良かった」、という意見が寄せられています。しかし、「収入や、働く場も合わせて確保しないと生活が成り立たないのではないか」、「お試し入所や退所ができれば、低いリスクで利用者の地域生活が送れるではないか」、という意見もいただきました。

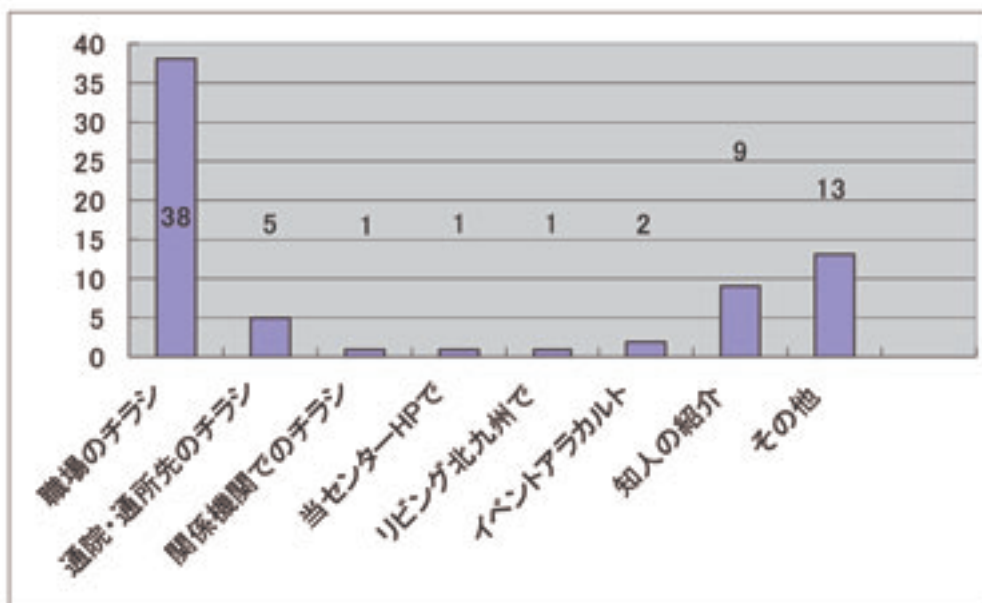


【図6-4】

### 3) 今回のシンポジウムのことを、どんな経緯でお知りになりましたか？

(63名・ふたつ以上に併記あり・総数70)

市内の障害のある方々の通所、入所関連施設、併せて精神科病院、診療所へは事前にチラシを送らせていただきました。他の方法に比べ、圧倒的にチラシという媒体を手にとって、見て、という方が多く、事前広報の効果といえるでしょう。【図6-5】



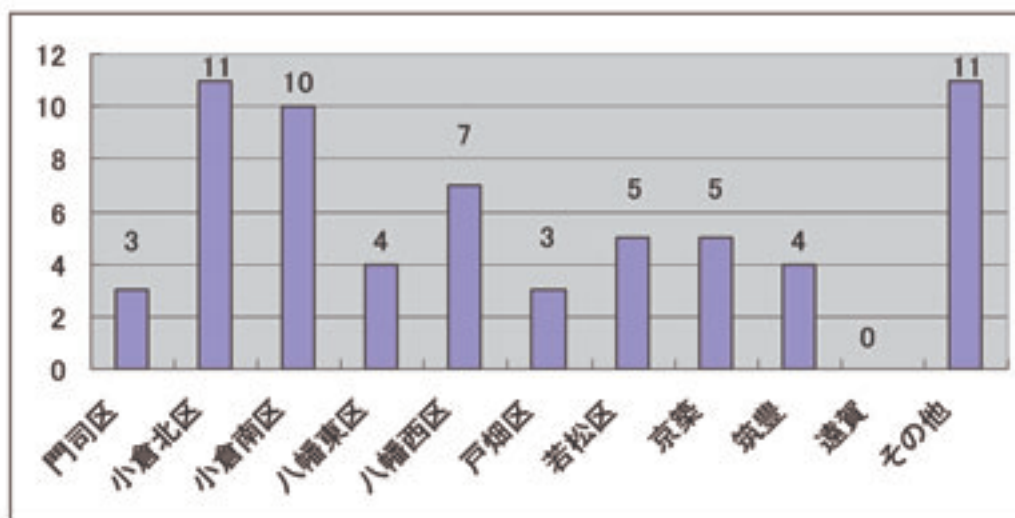
【図6-5】

その他としては、作業所や家族会からの連絡、大学の講義、他の研修会で案内を受けた、などでした。

#### 4) あなたについて教えてください。

##### ① 参加者の住所地 (63名)

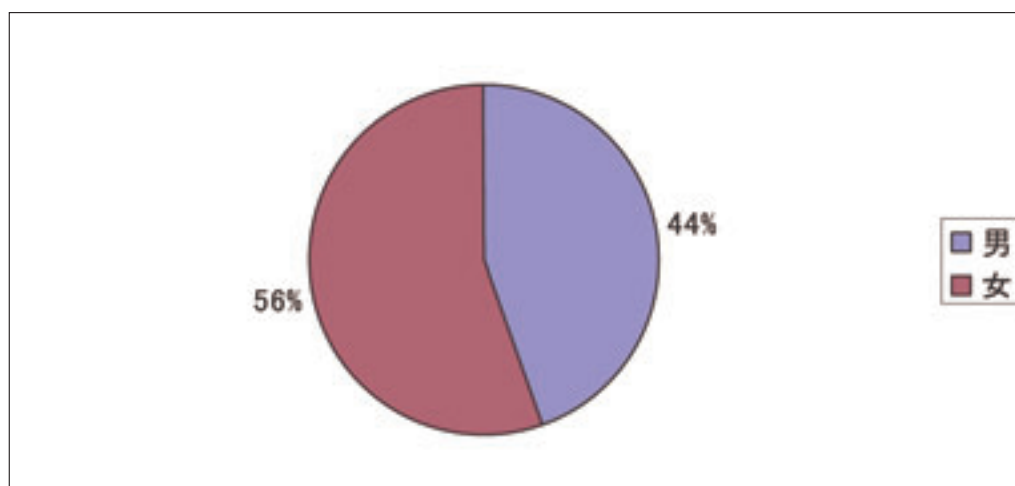
相談者の統計と同様で、市内ではやはり大規模区からの参加が高いといえます。【図6-6】



【図6-6】

##### ② 性別 (63名)

図6-3参加者の性別とは違ってアンケートの回答は女性からが多い数字にはなっています。【図6-7】



【図6-7】

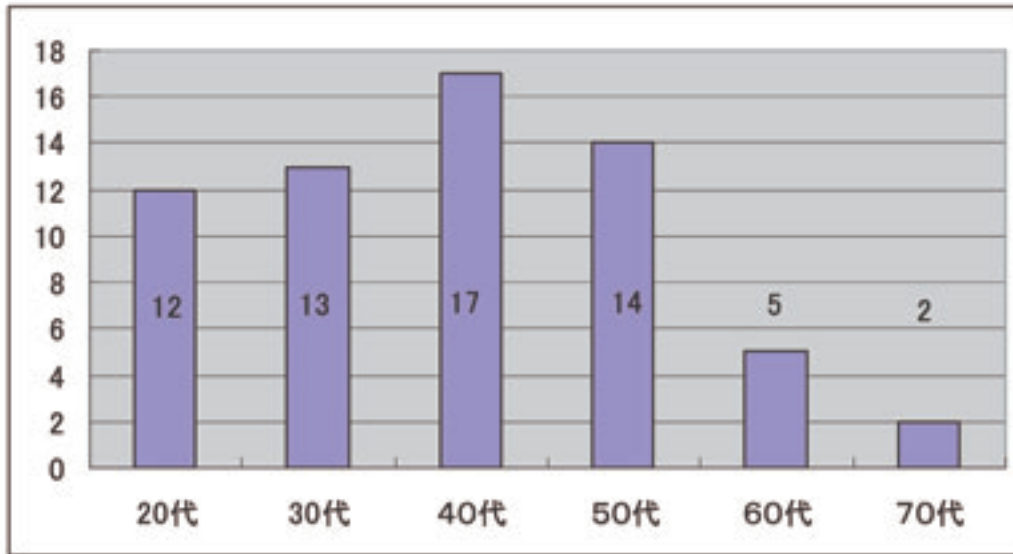


基調講演 (清水専門官)



シンポジウム風景

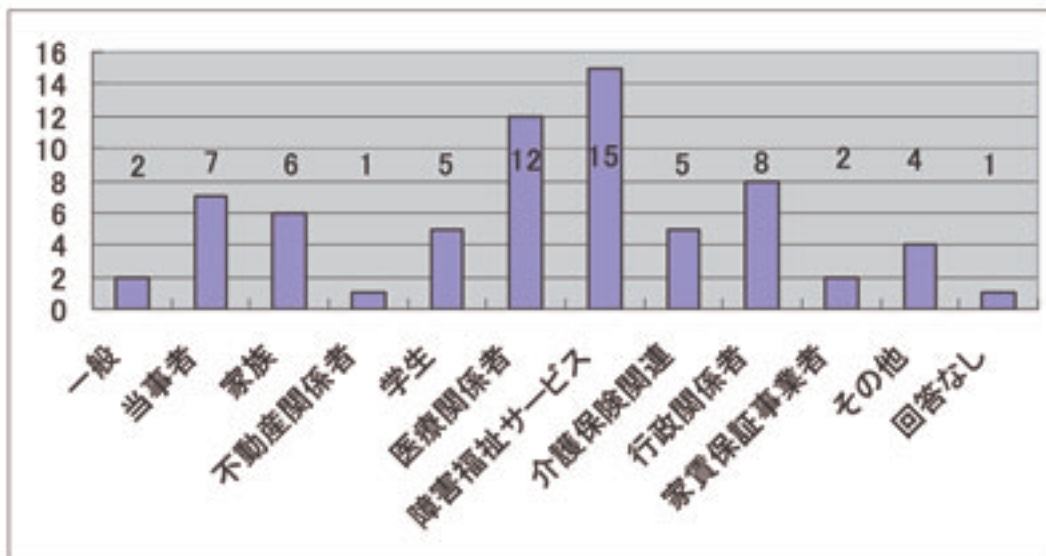
③年齢（63名）



【図6-8】

【図6-8】40代～50代が全体の5割を占めています。

④立場・所属（63名・ふたつ以上の併記あり・総数68）



【図6-9】

障害福祉サービス提供者、精神科医療関係者、行政関係者、当事者の順で参加がありました。【図6-9】感想と照らし合わせてみても関心の高さを伺わせるものでした。

5) 全体を通して

今回は、「知りたいというニーズ」とセンターとしての「伝えたいというニーズ」がある意味、合致した結果、盛況だったと言えるでしょう。

しかし、「伝えたい」内容も焦点がなかなか絞れなかったために総花的になってしまったことは否めません。その結果として、長時間になったり、質疑応答の時間がほとんど取れなかった、というマイナスの面も見られました。



しかし、ビデオという形ではありましたが、この事業を利用した当事者の方が、「次」の方へつながらるメッセージを伝えていただいたことは大きな成果でしたし、今回シンポジウムを開催した意味は大きかったと思われま



(シンポジストの一人、  
地域生活支援サポ  
ーターからの報告)

---

## あとがき

当市においても精神科病院の長期入院の方の地域移行については、保健、福祉、医療関係機関で取り組まれてきましたが、依然として住居の確保が大きな課題になっていました。

障害者自立支援法の施行により、市町村地域生活事業の中で「居住サポート事業」が位置づけられたことにより、全国どこに行っても「障害がある」「保証人がいない」ということで家が借りられないということは少なくなるだろうと期待しているところです。かと言って精神科病院での長期入院の方の地域移行が進んでいく訳ではありません。当事者が生活していく力量はもちろんのこと、医療関係者の「押し出す力」と地域の「引き出す力」、「安定させる力」が相談者の状況に応じて働き合うことで始めて地域移行が現実のものとなると考えています。

今回のマニュアル作成においては、以上のことを念頭に置きながら「医療機関との協働」「相談機関の役割」「支援体制のネットワーク」「居住サポートセンターの機能や役割」「関連する事業との関連」等について、相談者の協力も得ながら事例を含めて具体的に整理してみました。

また、長期入院や長期入所者への支援として考えられている「居住サポート事業」以外の事業「精神障害者退院促進支援事業（地域生活支援事業）」「あんしん賃貸住宅事業（国土交通省管轄）」「生活保護精神障害者退院促進事業」「相談支援事業」を含めた望ましい地域での支援体制についても提案してみました。

政令指定都市である当市のような大都市圏域では、官民含めて様々な役割を担う機関があり、いろいろな事業が実施されています。しかし、その一方でそれぞれの機関、事業の「協働」つまりネットワーク化がしづらいという一面があることも否めないところです。

そのためには現在、各市町村で設置され始めた「地域自立支援協議会」が、今後「協働」「ネットワーク化」の解決の場にもなっていくことが期待されます。

当マニュアルは「北九州障害者居住サポートセンター」がスタートして、まだ間もない中で作成したこともあり不備な面も多々あるとは思いますが、「居住サポート事業」の一形態として参考にして頂ければ幸いです。最後に、先進地視察にご協力頂いた皆様、計画段階からご協力頂きました病院、行政の皆様、そして何よりもマニュアル作成の趣旨にご賛同頂き、事例提供にご協力頂きました相談者の方々に心から厚く御礼申し上げます。

最後になりましたが、厚生労働省にはこのようなマニュアル作成の機会を頂き感謝の意を表します。

## 【執筆者一覧】(執筆順)

- 佐藤 みずほ(さとう みずほ)……………第1章、第2章第4節、第3章、第6章  
北九州障害者居住サポートセンター 所長
- 柳 沢 享(やなぎさわ とおる)……………第1章、第2章第2節、第5章  
北九州市障害者地域生活支援センター センター長
- 野 満 幸 枝(のみつ ゆきえ)……………第3章  
医療法人(財団) 小倉蒲生病院 精神保健福祉士
- 櫻 井 美 穂(さくらい みほ)……………第3章  
医療法人 豊司会 新門司病院 リハビリテーション課 主任
- 神 崎 朋 子(かんだき ともこ)……………第3章  
医療法人社団翠会 八幡厚生病院 作業療法士
- 安 部 裕 一(あべ ゆういち)……………第4章  
社会福祉法人 あかつき会 事務局長
- 中 釜 大 祐(なかがま だいすけ)……………第4章  
社会福祉法人 あかつき会 コラボ北九州企救丘 精神保健福祉士
- 寺 西 正 砂(てらにし まさご)……………第4章  
北九州市立浅野社会復帰センター 委託社会福祉士
- 瀬 戸 浩 一(せと こういち)……………第4章  
医療法人社団翠会 八幡厚生病院 精神保健福祉士
- 胡 子 三由紀(えべす みゆき)……………第4章  
社会福祉法人 敬愛会 障がい者相談支援センターみらい 精神保健福祉士
- 立 目 章(たちめ あきら)……………第4章  
北九州市障害者地域生活支援センター 副センター長
- 高 崎 陽 子(たかさき ようこ)……………第4章  
北九州市障害者地域生活支援センター 副センター長

## 居住サポート事業運営マニュアルの作成・普及委員会

### 委員

安部 裕一	(あべ ゆういち)	社会福祉法人 あかつき会	事務局長
胡子 三由紀	(えべす みゆき)	社会福祉法人 敬愛会	障がい者相談支援センターみらい 精神保健福祉士
神崎 朋子	(かんだき ともこ)	医療法人社団翠会	八幡厚生病院 作業療法士
櫻井 美穂	(さくらい みほ)	医療法人 豊司会	新門司病院 精神保健福祉士
佐藤 みずほ	(さとう みずほ)	北九州障害者居住サポートセンター	所長
瀬戸 浩一	(せと こういち)	医療法人社団翠会	八幡厚生病院 精神保健福祉士
寺西 正砂	(てらにし まさご)	北九州市立浅野社会復帰センター	委託社会福祉士
中釜 大祐	(なかがま だいすけ)	社会福祉法人 あかつき会	コラボ北九州企救丘 精神保健福祉士
野満 幸枝	(のみつ ゆきえ)	医療法人(財団) 小倉蒲生病院	精神保健福祉士
松浦 由美	(まつうら ゆみ)	北九州市立精神保健福祉センター	保健師

### オブザーバー

清水 剛一	(しみず ごういち)	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課相談支援専門官
佐々木 隆行	(ささき たかゆき)	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課相談支援係
柳沢 享	(やなぎさわ とおる)	北九州市障害者地域生活支援センター センター長
立目 章	(たちめ あきら)	北九州市障害者地域生活支援センター 副センター長
高崎 陽子	(たかさき ようこ)	北九州市障害者地域生活支援センター 副センター長
米村 知希子	(よねむら ときこ)	北九州市障害者地域生活支援センター コーディネーター

## 居住サポート事業の運営実施マニュアル

発行日 2008年3月30日

企画・編集 居住サポート事業の運営実施マニュアルの作成・普及委員会

発行責任者 北九州市障害者地域生活支援センター  
センター長 柳沢 享

発行 特定非営利活動法人 北九州市相談支援事業協会  
北九州市障害者地域生活支援センター  
〒804 - 0067

福岡県北九州市戸畑区汐井町1番6号ウェルとばた 6階

Tel 093 - 861 - 3045 Fax093 - 861 - 3095

URL <http://www.shien-c.com/>

E-mail [w06f101@wel-tobata.jp](mailto:w06f101@wel-tobata.jp)

印刷・製本 株式会社 P & Mタカトー

本書は、平成19年度厚生労働省障害保健福祉推進事業の補助を受けて発行されました。